

坂出市障がい者福祉計画および 第6期障がい福祉計画（案）

坂出市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象者	4
6 計画の策定体制	5
第2章 障がい者を取り巻く状況	7
1 人口構造	7
2 障がい者の状況	9
3 障がい児の状況	15
4 サービスの利用状況	18
5 アンケート調査からみる障がい者（児）の現状	23
第3章 計画の基本的な考え方【障がい者福祉計画】	51
1 基本理念	51
2 基本目標	52
3 施策体系	54
第4章 障がい者福祉施策の展開	55
1 理解と交流の促進	55
2 保健・医療の推進	63
3 療育・教育の充実	69
4 自立した生活支援の推進	74
5 雇用・就業支援の推進	80
6 安全・安心な生活環境の整備	85
7 情報提供・相談支援体制の充実	94
8 差別の解消および権利擁護の推進	98
第5章 第6期障がい福祉計画	104
1 令和5年度の成果目標	104
2 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）	109
3 地域生活支援事業の見込量（活動指標）	114
4 その他の新制度への対応	118
第6章 計画の推進	119
1 計画の推進体制	119
2 計画の点検・評価および改善	121

資料編.....	122
1 坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画策定経過	122
2 坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画について（提言）	123
3 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会設置要綱	124
4 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会委員名簿	125
5 用語解説	126
6 相談・支援窓口一覧	133

※「障がい」のひらがな表記について

坂出市において、『坂出市「障がい」ひらがな表記取扱指針』に基づき、法令、その他固有名詞を除き、「害」の字をひらがなに表記し、「障がい」とすることとしております。

※「共働」の表記について

この計画では、市民、民間事業者、行政等がお互いの役割や責任を認め合い、相互に関係を深めながら共に働く、行動する新しい関係を築いていこうという意味を込めて、共に働くという「共働」とすることとしております。

※「健幸のまちづくり」「健幸づくり」「健康」の表記について

本計画では、市民が健やかで幸せに暮らせる地域社会の実現に向けたまちづくりを「健幸のまちづくり」、心身の健康だけではなく、自分らしい生き方を実現するための取り組みを「健幸づくり」、心身の健康については「健康」としております。

※本計画で使用している書体について

本計画では、視認性・可読性の高いUD（ユニバーサルデザイン）フォントを使用しています。（一部を除く。）

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、平成9年に『坂出市障がい者福祉計画「共に生きる・坂出ふれあいプラン」』を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を前提とした社会の実現をめざしてきました。

また、平成19年に『坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画』を策定し、「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」を基本理念として、各種施策の展開を図り、平成21年には障がい者福祉計画の見直し、平成24年には『坂出市障がい者福祉計画および第3期障がい福祉計画』の策定、平成27年には『坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画』の策定を行うとともに、平成30年には児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」を包含した「第5期障がい福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

その間、国では、平成23年に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また平成25年に、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害者自立支援法を「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ改正施行しました。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国・地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などが定められました。

さらに、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されたところです。

このような法制度の変化や障がい者およびその家族のニーズの多様化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、令和2年度で計画の期間が終了する現行計画を改訂し、新たに「坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画」を策定します。

2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）

平成18年4月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 定率負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入等

平成19年9月 「障害者の権利に関する条約」に署名

- 内容（全50条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障，アクセス手段の確保，障がいに基づく差別の禁止など

平成22年6月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず，相互に個性の差異と多様性を尊重し，人格を認め合う共生社会の実現

平成22年12月17日の「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」の一部改正

- 平成22年12月10日 公布・施行
- 発達障がいや障害者自立支援法の対象になることを明確化
- 平成23年10月1日 施行
- グループホーム利用の助成
- 同行援護の創設
- 平成24年4月1日 施行
- 応能負担原則への見直し
- 支給決定プロセスの見直し

「障害者基本法」改正

- 平成23年8月5日 公布・施行
- ※一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止，教育・選挙における配慮等を規定

「障害者総合支援法」制定

- 平成24年6月27日 公布
- 平成25年4月1日 施行
- 社会モデルに基づく理念の具体化，難病患者への支援，地域生活支援事業の追加など

「障害者差別解消法」制定

- 平成25年6月19日 成立
- 平成28年4月1日 施行
- 差別の禁止，人権被害救済などを規定

平成26年2月 「障害者の権利に関する条約」国内発効（批准）

- 平成26年4月1日 施行
- 障害支援区分の創設，重度訪問介護の対象拡大，ケアホームとグループホームの統合，地域移行支援の対象拡大

「障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 平成28年5月25日 成立
- 平成30年4月1日 施行
- 自立生活援助，就労定着支援，居宅訪問型児童発達支援の創設
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築など

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

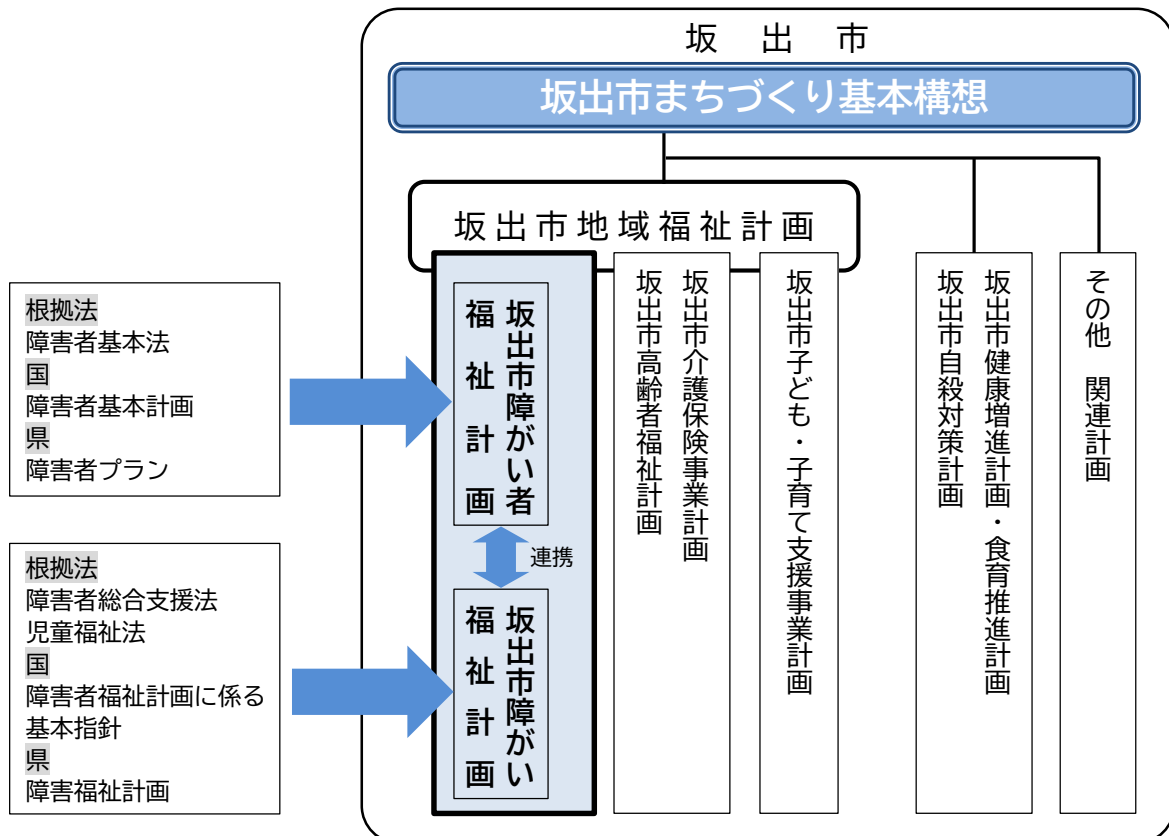
「坂出市障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画であり、「障がい者福祉に関する基本計画」の位置づけになります。

「坂出市第6期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスの提供に関する具体的な数値目標などを定める計画であり、「障がい福祉に関する事業計画」の位置づけとなります。また、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含します。

(2) 市の計画における位置づけ

本計画は、市政の最上位の方針である「坂出市まちづくり基本構想」や福祉分野の上位計画である「坂出市地域福祉計画」に基づいた福祉分野の個別計画です。

計画の推進にあたっては、坂出市高齢者福祉計画・坂出市介護保険事業計画や坂出市子ども・子育て支援事業計画などの関連計画との連携や調整にも十分配慮するとともに、上位計画との整合を図りつつ、新たな課題などにも柔軟に対応していきます。



4 計画の期間

本計画は、2つの計画を一体的に策定しますが、「坂出市障がい者福祉計画」については、長期的な展望も視野に入れ、計画の期間を令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

また、「第6期障がい福祉計画」は、国の基本指針において、計画の期間を「3か年を1期」として定めていることから、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成 30年度	平成 31年度 (令和 元年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
		障がい者福祉計画（第3期）						
		平成27年度から6年間	障がい者福祉計画（第4期）					
			6年間					
		第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画を含む)						
		3年間	第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画を含む)					
			3年間					

5 計画の対象者

本計画は、障がい者（児）や難病患者、およびその家族、介助者を主な対象とします。

「障がい者（児）」とは、障害者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人を総称するものです。

6 計画の策定体制

(1) 策定協議会での審議

計画策定にあたっては、「策定協議会」を設置し、アンケート調査やヒアリング調査結果、障がい福祉サービスの事業量、計画書の内容などについて検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

平成26年度に実施したアンケート項目を基本とし、近年の障がい者福祉施策の動向等を反映した内容のアンケート調査を行いました。

① 調査目的

市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

② 調査設計

ア 調査対象

調査対象者	抽出方法
身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者	無作為抽出

イ 実施期間 令和2年6月19日～7月6日

ウ 調査方法 郵送による配布・回収

エ 配布・回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
1,400人	789人	56.4%

※参考：H26調査での回収率は46.9%

(3) ヒアリング調査の実施

① 事業所意向調査

ア 調査目的

各法人の今後の障がい福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

イ 調査設計

- ・ 実施期間 令和2年7月3日～7月20日
- ・ 調査方法 郵送による配布・回収

・ 配布・回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
20 事業所	16 事業所	80.0%

② 関係団体意向調査

ア 調査目的

障がい者を取り巻くサービスの現状や課題、今後の方向性などに関するご意見をお聞きし、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

イ 調査設計

- ・ 実施期間 令和2年7月10日～7月21日
- ・ 調査方法 聞き取りまたは郵送による配布・回収
- ・ 対象団体 坂出市身体障がい者団体連合会，坂出市手をつなぐ育成会，精神障害者家族会連合会，NPO法人 中讃聴覚障害者協会，地域活動支援センターわかたけ（ピアサポーターの会）

③ 庁内調査

前回計画に基づく施策の実施状況を検証するために、庁内各課に対し、ヒアリング調査を行いました。

(4) パブリックコメント（意見公募）の実施

市のホームページや窓口等において情報公開を行い、広く市民のかたからの意見を求めました。

- ① 募集期間：令和3年1月4日～2月5日
- ② 閲覧方法：ふくし課，各出張所，市ホームページ
- ③ 意見提出方法：郵便，FAX，電子メール，または持参

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口構造

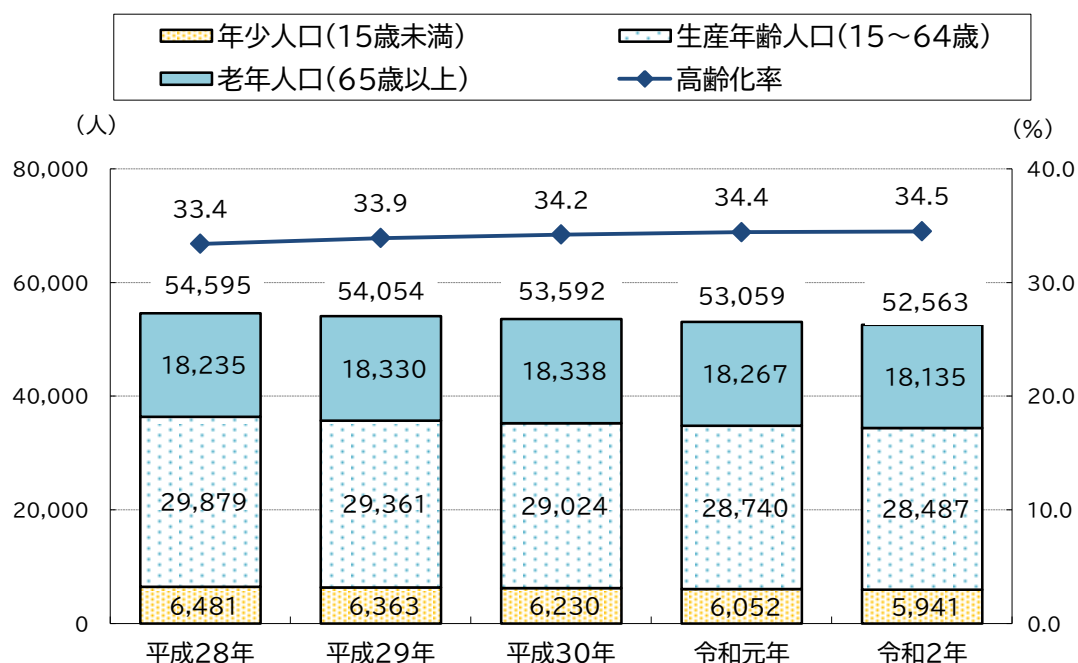
坂出市における総人口の推移をみると、減少傾向がみられます。

人口構成をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は、2018（平成30）年までは増加傾向にありますが、それ以降は減少しています。

【総人口・年齢3区分別人口の推移(各年4月1日現在)】

単位:人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	54,595	54,054	53,592	53,059	52,563
年少人口 (15歳未満)	6,481	6,363	6,230	6,052	5,941
総人口比	11.9%	11.8%	11.6%	11.4%	11.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	29,879	29,361	29,024	28,740	28,487
総人口比	54.7%	54.3%	54.2%	54.2%	54.2%
老年人口 (65歳以上)	18,235	18,330	18,338	18,267	18,135
総人口比	33.4%	33.9%	34.2%	34.4%	34.5%



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

人口構成を香川県と比較すると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）は県よりも低く、老年人口（65歳以上）は県よりも高くなっています。

また、1世帯あたり人員は、県よりも多くなっています。

【坂出市と香川県との比較】

	坂出市		香川県	
	平成27年	平成30年	平成27年	平成30年
年少人口(15歳未満)	11.8%	11.5%	12.8%	12.5%
生産年齢人口(15～64歳)	53.9%	52.9%	57.3%	56.0%
老年人口(65歳以上)	34.3%	35.6%	29.9%	31.5%
1世帯あたり人員	2.49人	2.41人	2.45人	2.37人

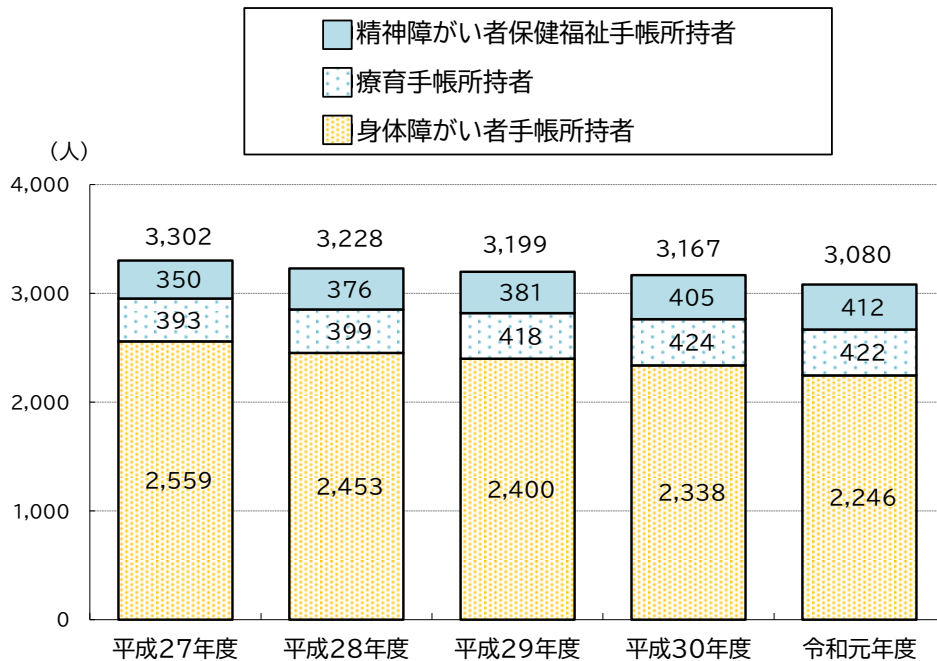
資料：国勢調査, 香川県人口移動調査報告

2 障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者の状況

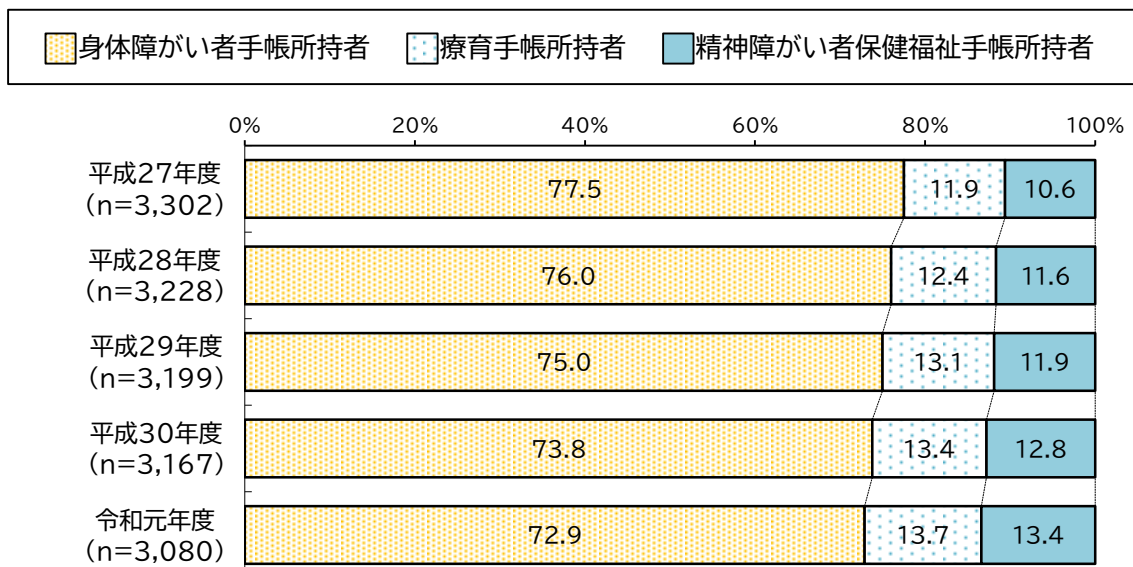
平成27年度から令和元年度の障がい者手帳所持者数をみると、減少傾向にあります。また、手帳別の所持者割合は、身体障がい者手帳所持者が減少傾向にある一方で、精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

【障がい者手帳所持者数の推移(各年度3月31日現在)】



資料:ふくし課

【障がい者手帳所持者の構成比の推移(各年度3月31日現在)】



資料:ふくし課

(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

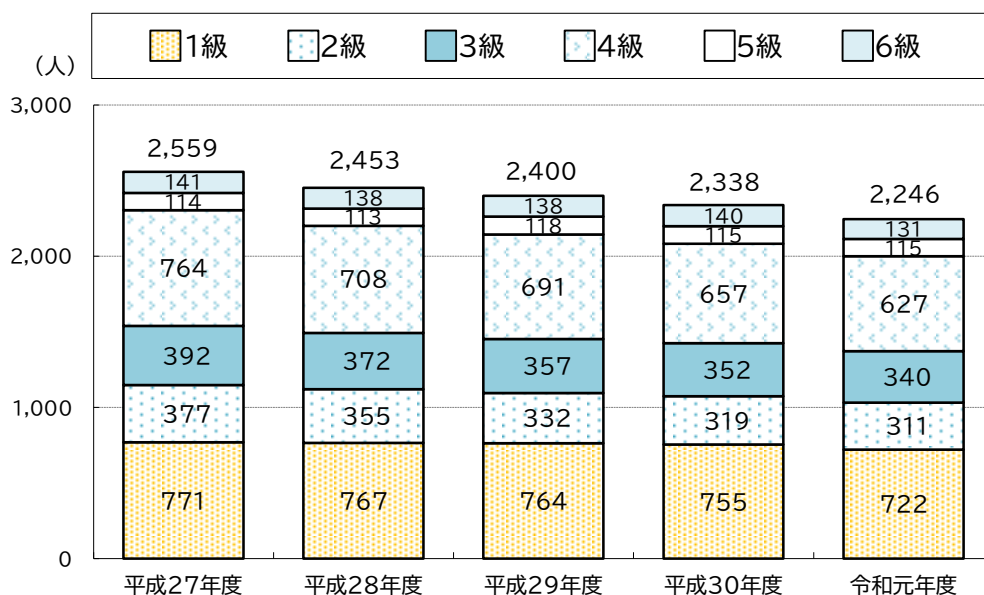
身体障がい者手帳の所持者数は、減少傾向にあります。

等級別に見ると、「1級」が最も多く、次いで「4級」となっています。

年齢別にみると、「18歳未満」はごくわずかで、「65歳以上」が7割以上を占めています。

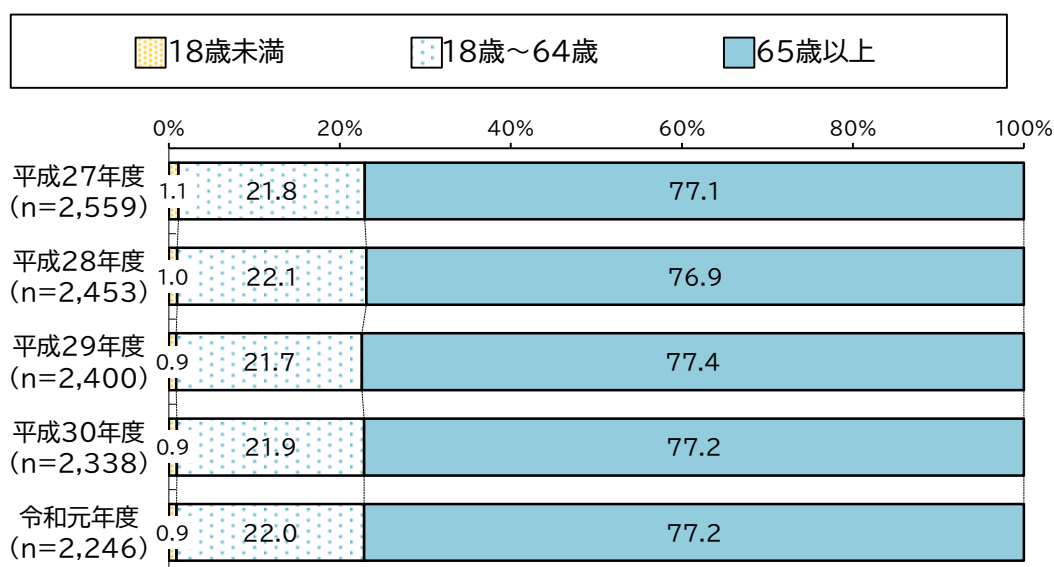
障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」となっています。

【身体障がい者手帳所持者数の障がいの程度別推移(各年度3月31日現在)】



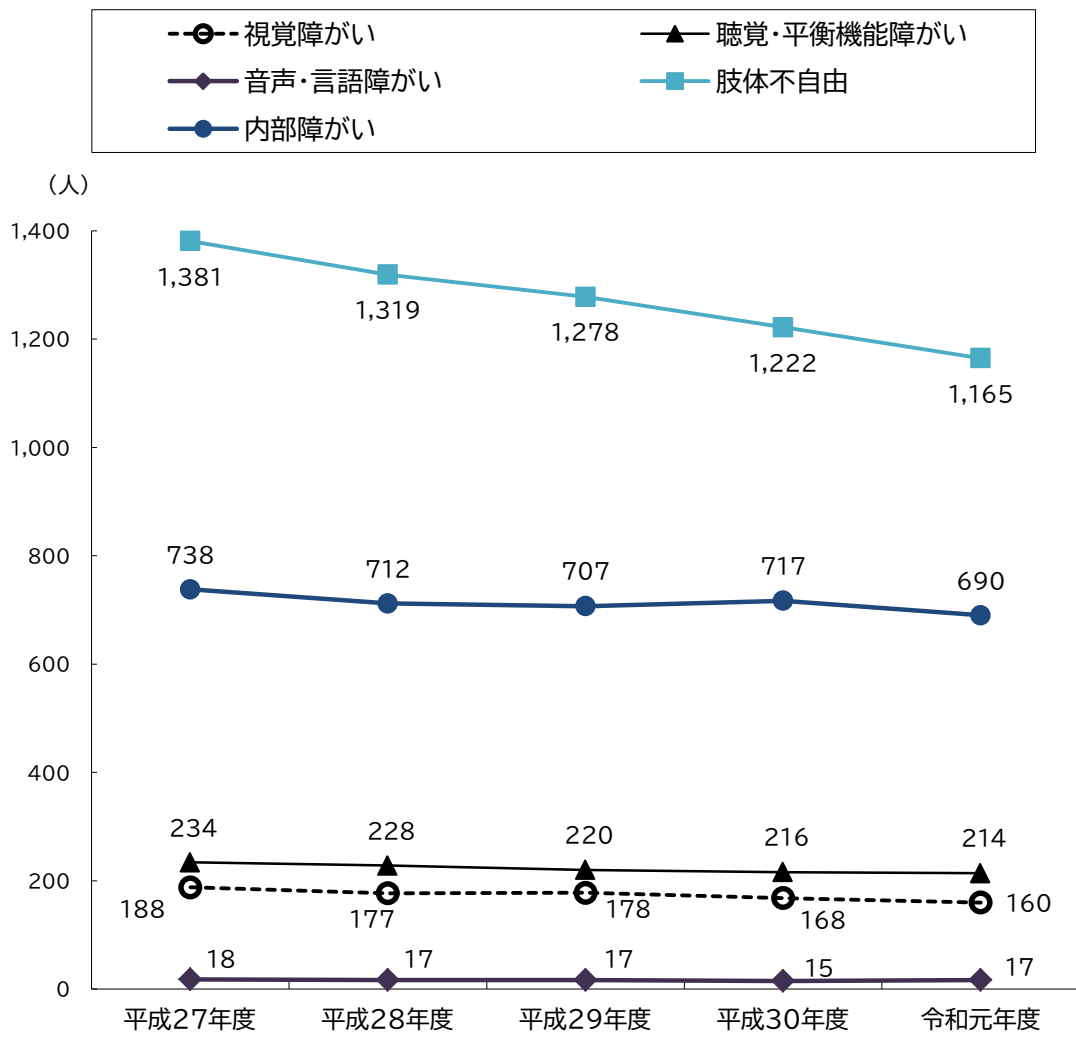
資料:ふくし課

【身体障がい者手帳所持者割合の年齢別推移(各年度3月31日現在)】



資料:ふくし課

【身体障がい者手帳所持者数の主たる障がいの種類別推移(各年度3月31日現在)】



資料:ふくし課

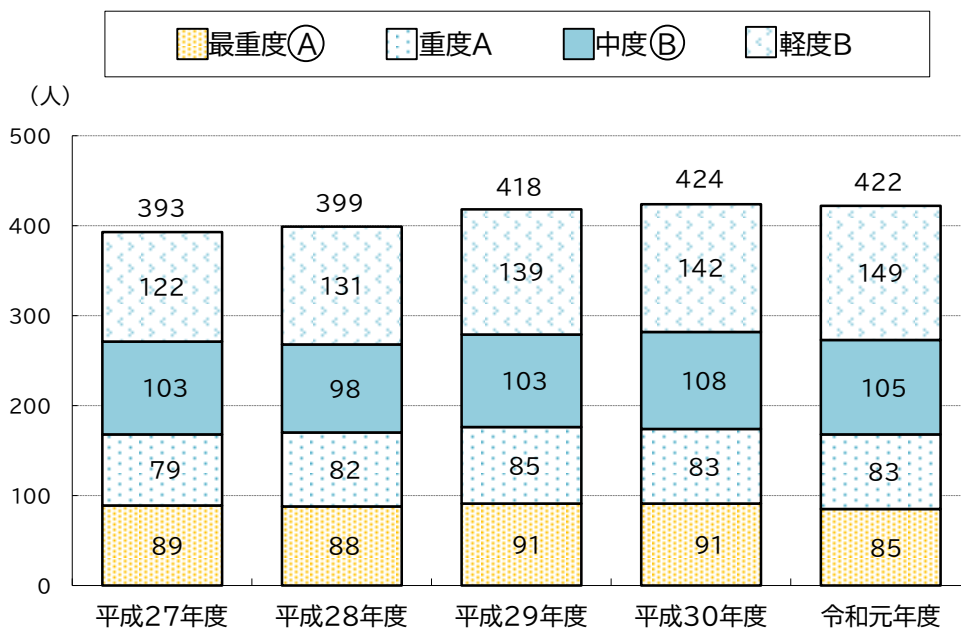
(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者の所持者数は、増加傾向にあります。

程度別にみると、「軽度B」が最も多く、増加傾向にあります。

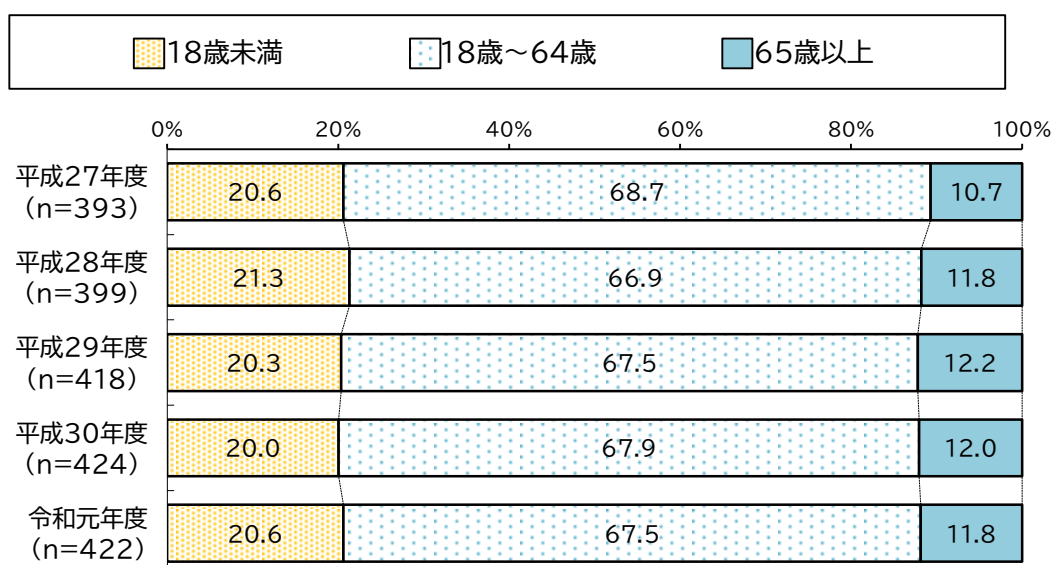
年齢別にみると、「18歳未満」は2割程度、「18～64歳」は6割以上を占めており、「65歳以上」は1割程度となっています。

【療育手帳所持者数の障がいの程度別推移(各年度3月31日現在)】



資料:ふくし課

【療育手帳所持者割合の年齢別推移(各年度3月31日現在)】



資料:ふくし課

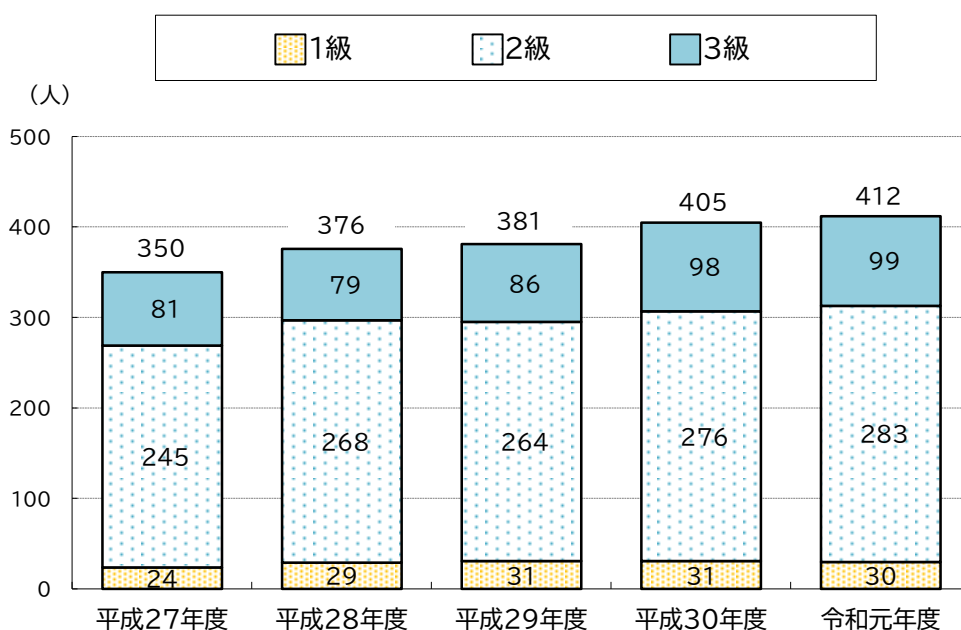
(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

等級別にみると、「2級」が最も多く、増加傾向にあります。

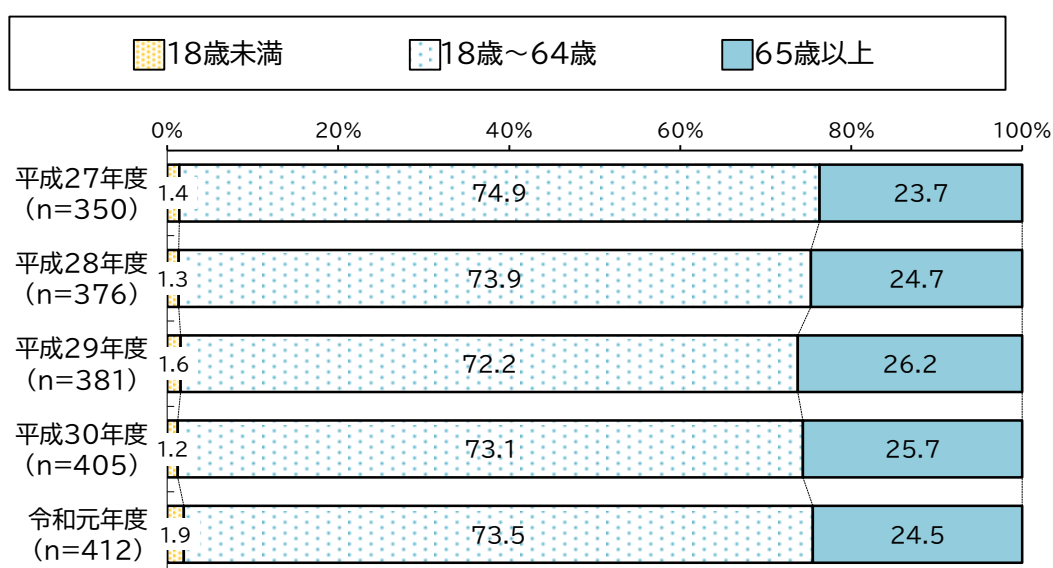
年齢別にみると、「18歳未満」はごくわずかで、「18～64歳」が7割以上を占めています。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数の障がいの程度別推移(各年度3月31日現在)】



資料:ふくし課

【精神障がい者保健福祉手帳所持者割合の年齢別推移(各年度3月31日現在)】

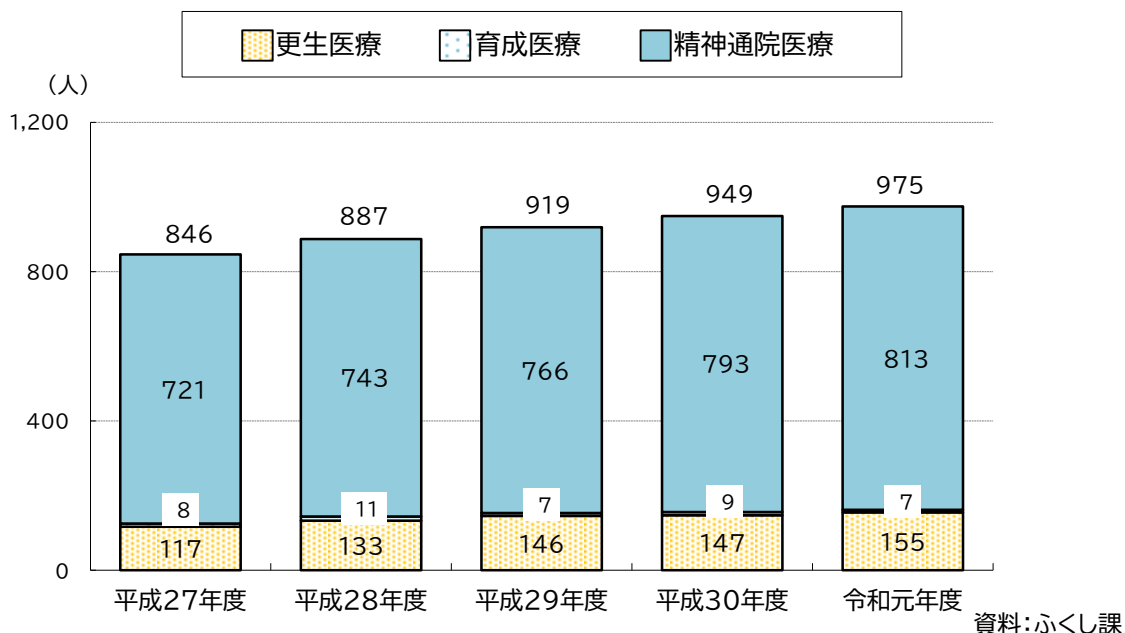


資料:ふくし課

(5) 自立支援医療費受給者の状況

平成27年度から令和元年度の自立支援医療費受給者数は増加傾向にあります。その内容をみると、「精神通院医療」が最も多くなっています。

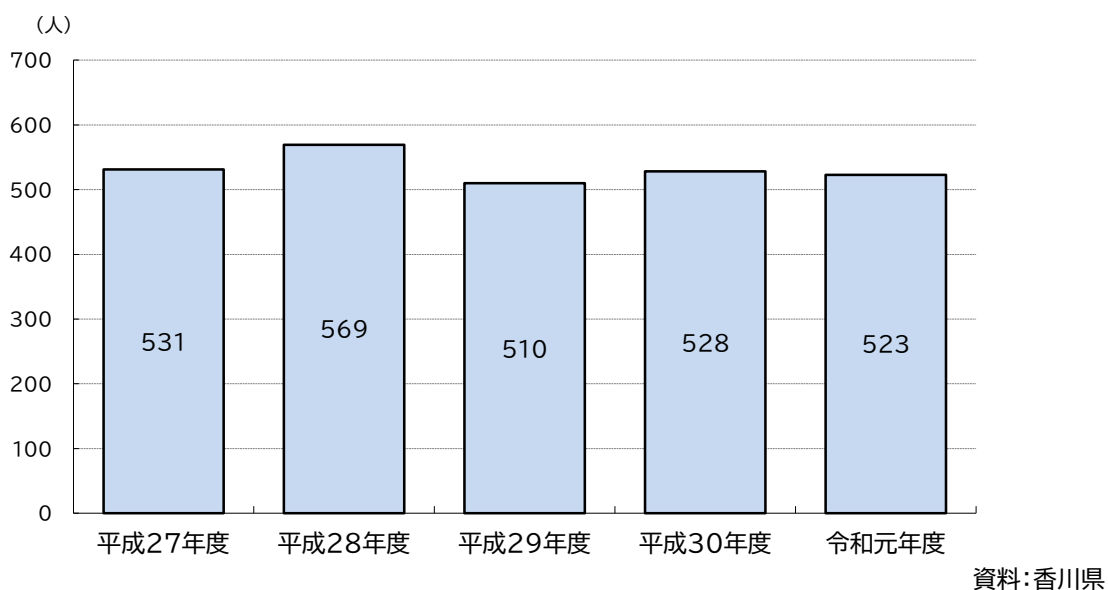
【自立支援医療費受給者数の推移(各年度3月31日現在)】



(6) 指定難病医療費受給者の状況

平成27年度から令和元年度の指定難病医療費受給者数をみると、平成28年度が最も多く、以降は増減を繰り返しています。

【指定難病医療費受給者数(香川県指定難病も含む)(各年度3月31日現在)】

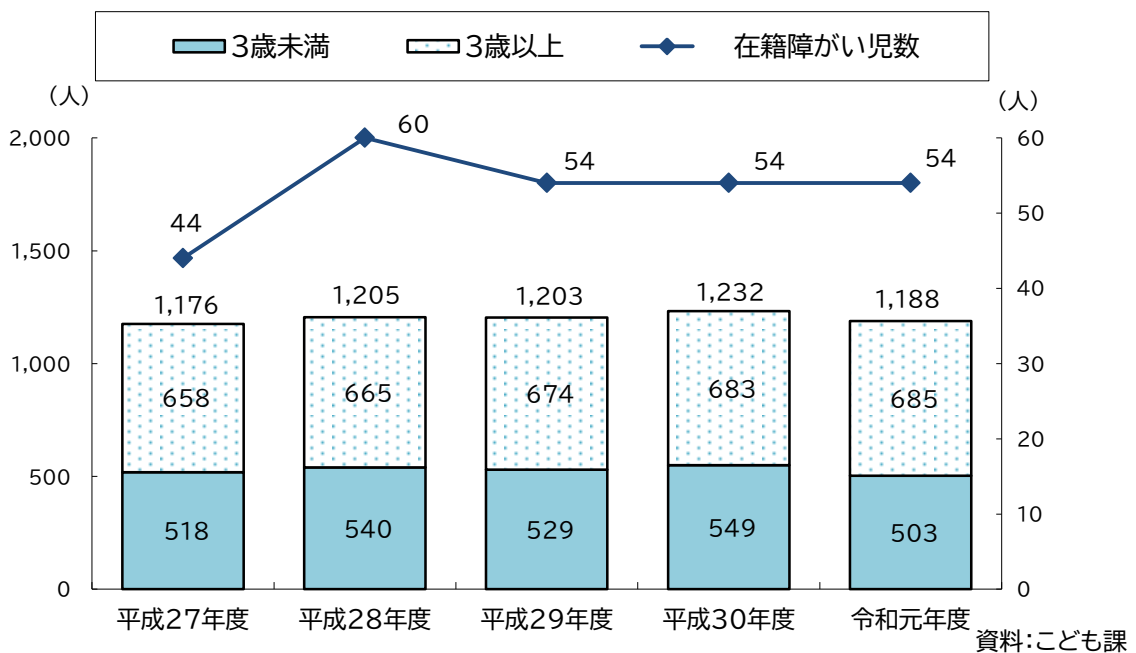


3 障がい児の状況

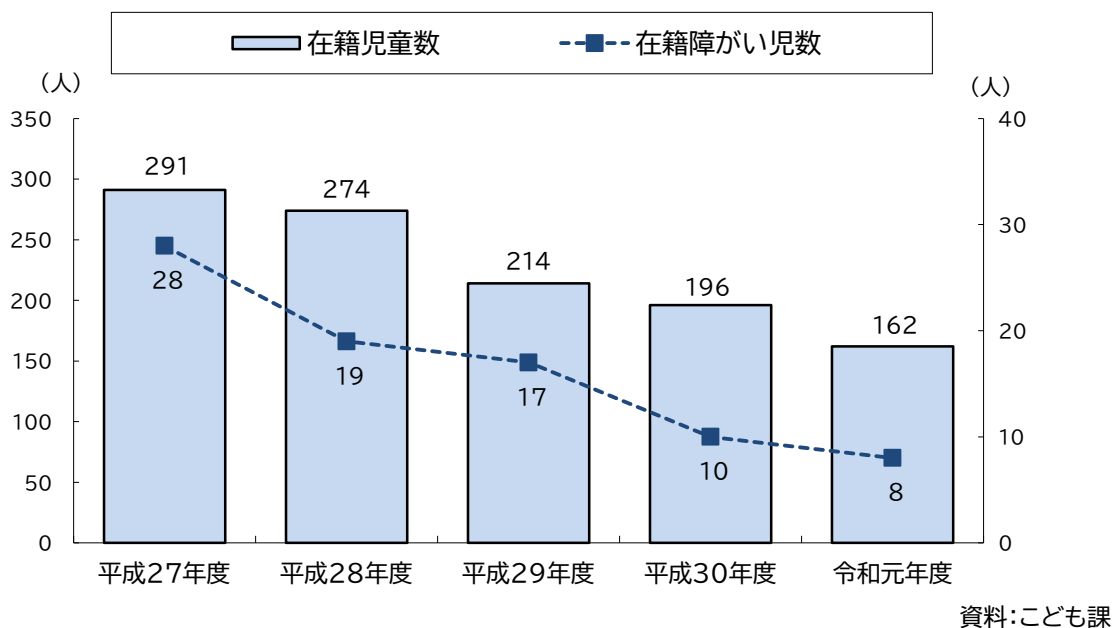
(1) 保育施設等・幼稚園在籍児童の状況

平成27年度から令和元年度の保育施設等在籍障がい児数は、平成28年度が60人と最大となっており、それ以降は54人で推移しています。一方、幼稚園在籍障がい児数は、在籍児童数の減少に伴い、減少しています。

【保育施設等在籍児童数の推移(各年度4月1日現在)】



【幼稚園在籍児童数の推移(各年度4月1日現在)】

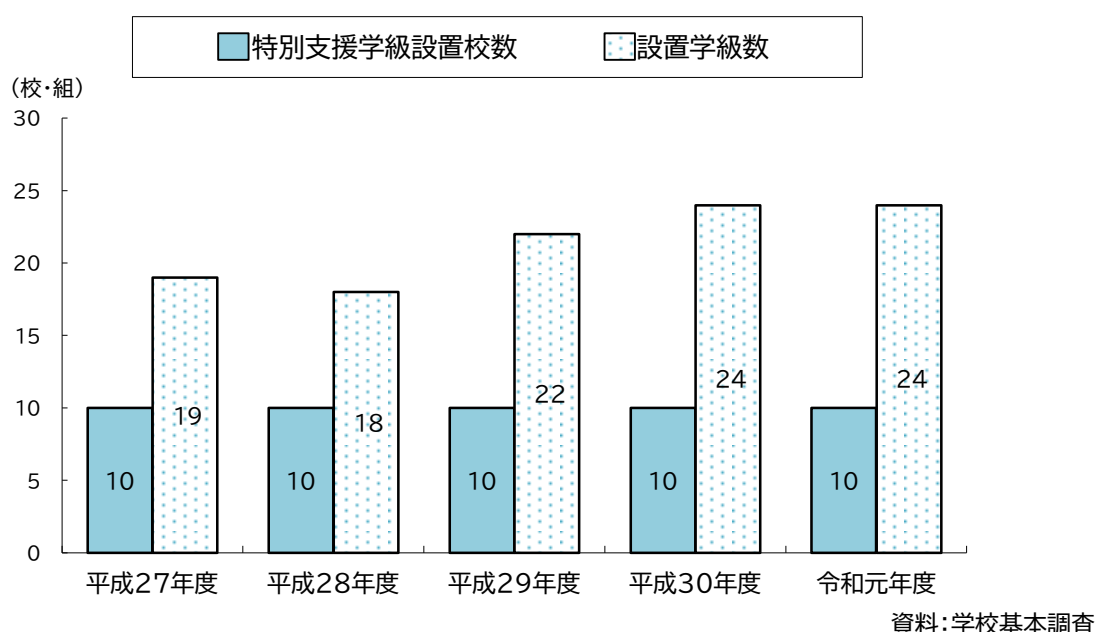


(2) 特別支援学級・特別支援学校の状況

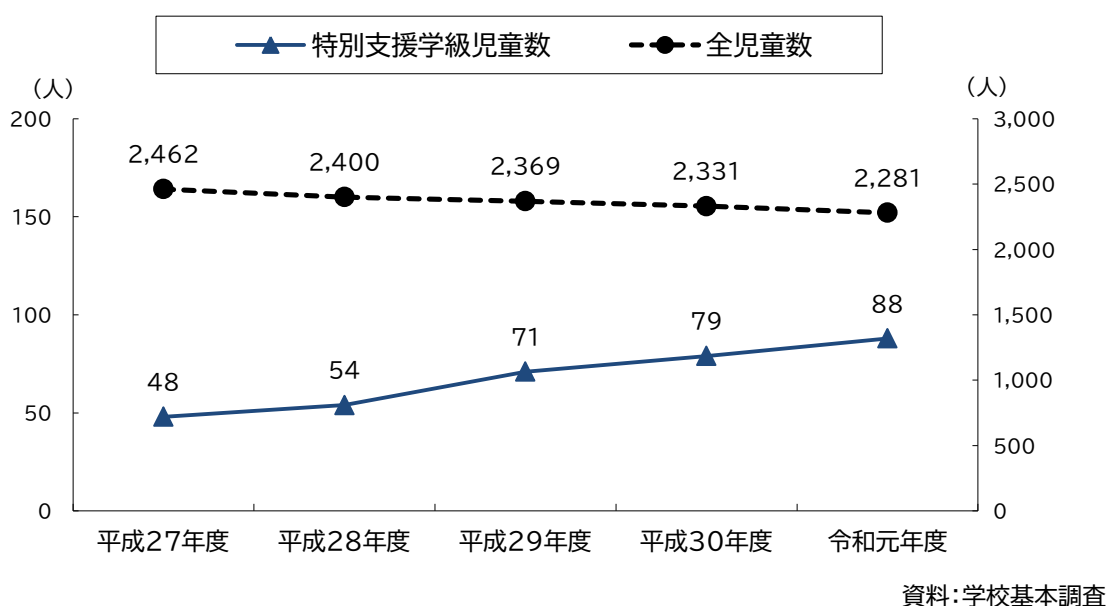
平成27年度から令和元年度の特別支援学級・特別支援学校の状況をみると、小学校では、全児童数が減少傾向にあります。特別支援学級児童数は増加傾向です。中学校でも、全生徒数は減少傾向にあり、特別支援学級生徒数は増減を繰り返しつつ令和元年度には過去5年間で最大となっています。

また、特別支援学校在籍者数は60人程度で推移しています。

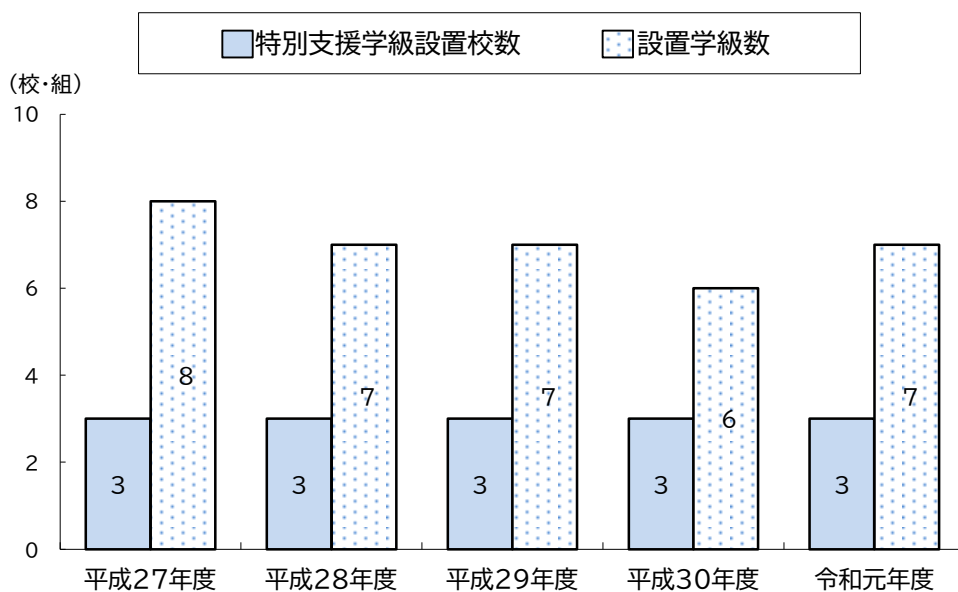
【市立小学校における特別支援学級の設置校数, 学級数の推移(各年度5月1日現在)】



【市立小学校における特別支援学級の児童数と全児童数の推移(各年度5月1日現在)】

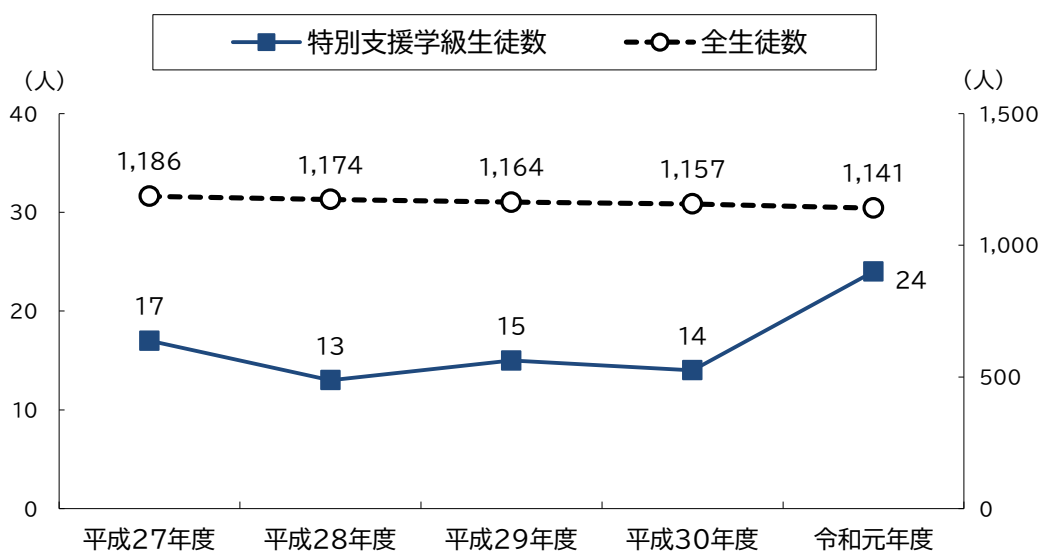


【市立中学校における特別支援学級の設置校数, 学級数の推移(各年度5月1日現在)】



資料: 学校基本調査

【市立中学校における特別支援学級の生徒数と全生徒数の推移(各年度5月1日現在)】



資料: 学校基本調査

【特別支援学校在籍幼児・児童・生徒数の推移(各年度5月1日現在)】

単位: 人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
在籍幼児・児童・生徒数	67	64	62	64	62

出典: 香川の特別支援教育要覧

4 サービスの利用状況

(1) 障がい福祉サービス等

第5期坂出市障がい福祉計画における見込量（計画値）に対する利用実績（実績値）は、次の通りです。

① 訪問系サービス

訪問系サービスは、平成30、令和元年度の計画値（延利用時間）を下回りました。

【計画値と実績値(1か月あたり)】

サービス名	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系サービス (居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 重度障がい者等包括支援)	実利用者数 (人)	98	104	98	103	99	104
	延利用時間 (時間)	1,940	2038.75	1,940	1716.75	2,090	1850.5

② 日中活動系サービス

生活介護、就労継続支援（B型）、療養介護は、計画値を上回りました。

【計画値と実績値(1か月あたり)】

サービス名	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	実利用者数 (人)	130	135	131	134	132	134
自立訓練(機能訓練)	実利用者数 (人)	0	1	1	2	1	0
自立訓練(生活訓練)	実利用者数 (人)	4	2	4	1	5	1
就労移行支援	実利用者数 (人)	9	5	10	2	11	4
就労継続支援(A型)	実利用者数 (人)	25	23	27	21	29	15
就労継続支援(B型)	実利用者数 (人)	128	140	133	150	138	150
就労定着支援	実利用者数 (人)	-	-	2	1	4	1
療養介護	実利用者数 (人)	17	19	17	18	17	18
短期入所(ショートステイ)	実利用者数 (人)	40	42	42	44	44	31

③ 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）は計画値を上回りました。

【計画値と実績値(1か月あたり)】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人)	79	84	80	87	83	87
施設入所支援	実利用者数 (人)	72	71	72	73	72	69
自立生活援助	実利用者数 (人)	-	-	1	0	2	0

④ 相談支援

計画相談支援は、計画値を上回りました。地域移行支援と地域定着支援の利用はありませんでした。

【計画値と実績値(1か月あたり)】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	実利用者数 (人)	475	485	480	500	485	491
地域移行支援	実利用者数 (人)	0	0	1	0	1	0
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	1	0	1	0

⑤ 障がい児通所支援

放課後等デイサービスおよび障がい児相談支援は、計画値を上回りました。保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援の利用はありませんでした。

【計画値と実績値(1か月あたり)】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	実利用者数 (人)	19	21	20	14	21	20
放課後等デイサービス	実利用者数 (人)	50	53	52	67	54	69
障がい児相談支援	実利用者数 (人)	77	80	80	97	83	115
保育所等訪問支援	実利用者数 (人)	0	0	1	0	1	0
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数 (人)	-	-	2	0	2	0
医療的ケア児に対する関連 分野支援コーディネーター	配置人数 (人)	-	0	0	0	1	1

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

相談支援事業は、計画通り実施されています。

【計画値と実績値(年間の数値)】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援事業 (障がい者相談支援事業)	実施か所数 (か所)	11	11	11	11	11	11
相談支援事業 (地域自立支援協議会)	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成30、令和元年度の計画値を下回りました。

【計画値と実績値(年間の数値)】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人)	2	3	3	1	3	1

③ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、計画値を下回りました。

【計画値と実績値(年間の数値)】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者・要約筆記 奉仕員派遣事業	利用件数 (件)	50	18	75	16	75	5

④ 日常生活用具購入費給付事業

情報・意思疎通支援用具は計画値を上回りました。

【計画値と実績値(年間の数値)】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	給付件数 (件)	2	4	2	4	2	2
自立生活支援用具	給付件数 (件)	6	4	6	8	6	7
在宅療養等支援用具	給付件数 (件)	5	7	5	5	5	2
情報・意思疎通支援用具	給付件数 (件)	14	23	14	28	14	19
排泄管理支援用具	給付件数 (件)	1,390	1,318	1,390	1,335	1,400	1,219
住宅改修費	給付件数 (件)	1	1	1	1	1	0

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は令和元年度の計画値を上回りました。

【計画値と実績値(年間の数値)】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数 (人)	2	1	2	1	2	3

⑥ 移動支援事業

移動支援事業は計画値を下回りました。

【計画値と実績値(年間の数値)】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
移動支援事業	延利用時間 (時間)	6,200	5,272	6,340	4,902	6,480	5,052

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターⅢ型は、1か所について平成30年度以降、利用実績がありませんでした。

【計画値と実績値(年間の数値)】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域活動支援センターⅠ型	実施か所数 (か所)	4	4	4	4	4	4
地域活動支援センターⅡ型	実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型	実施か所数 (か所)	2	2	2	1	2	1

5 アンケート調査からみる障がい者（児）の現状

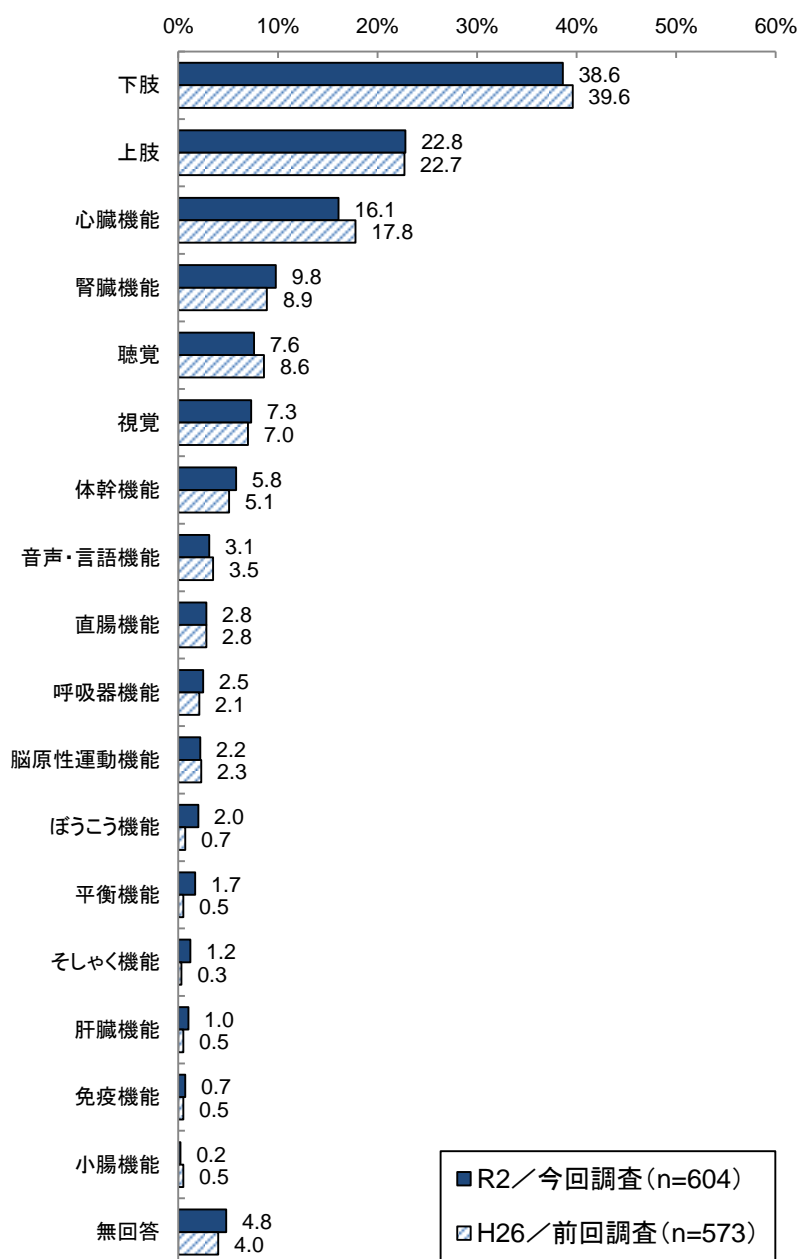
<障がい者調査>

【1】障がいの種類について

※身体障がい者手帳をお持ちのかた

問 身体障がい者手帳に記載された障がいの種類・部位は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

図表 1 障がいの種類・部位について（全体，前回比較／複数回答）

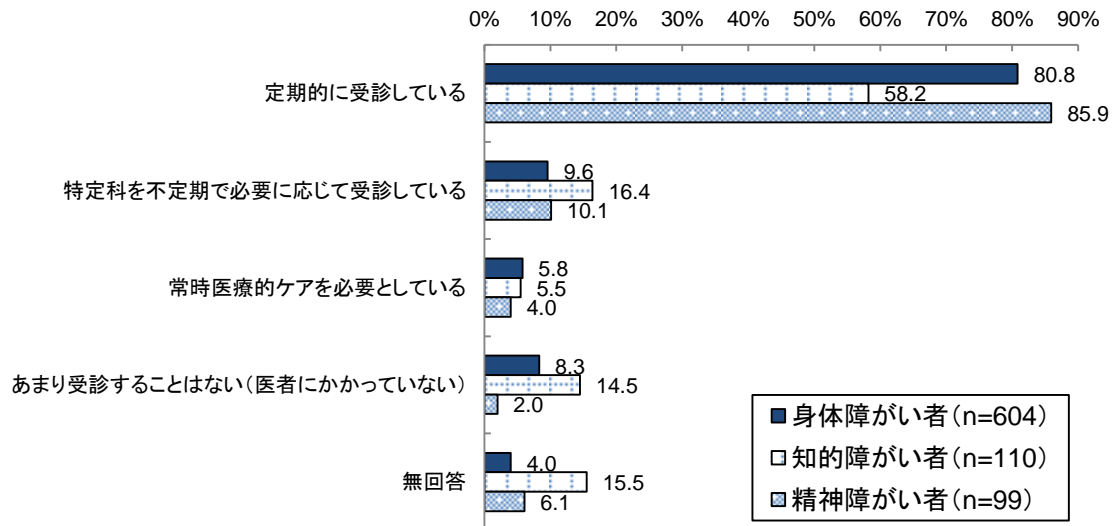


※「n」は「number」の略で、比率算出の母数を示しています。以下同様。

【2】医療について

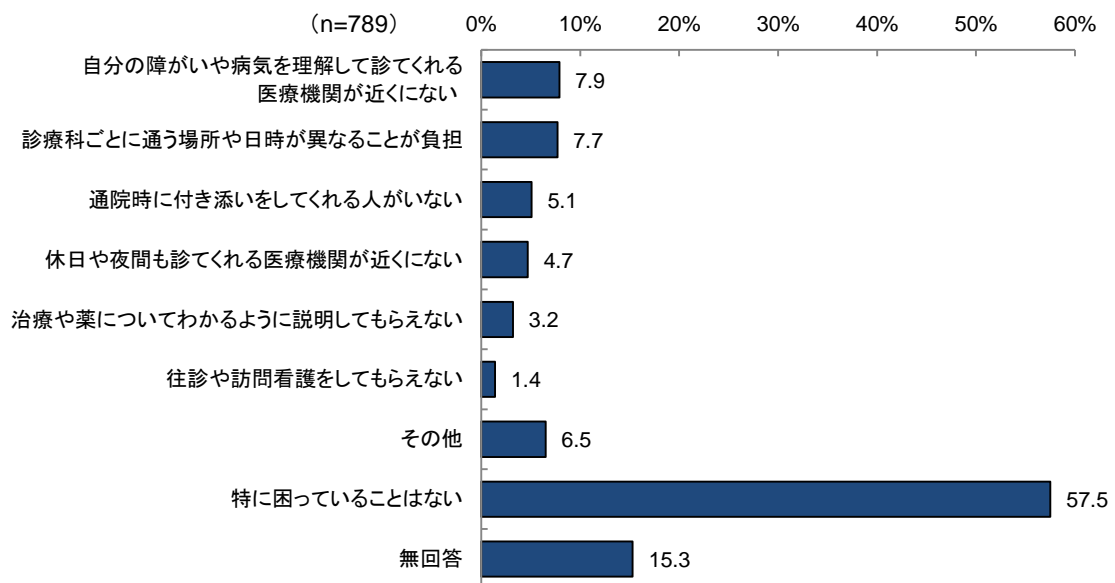
問 あなたは、定期的に医療機関での受診をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 2 定期的な医療機関の受診について(障がい別/複数回答)



問 あなたが、医療について困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

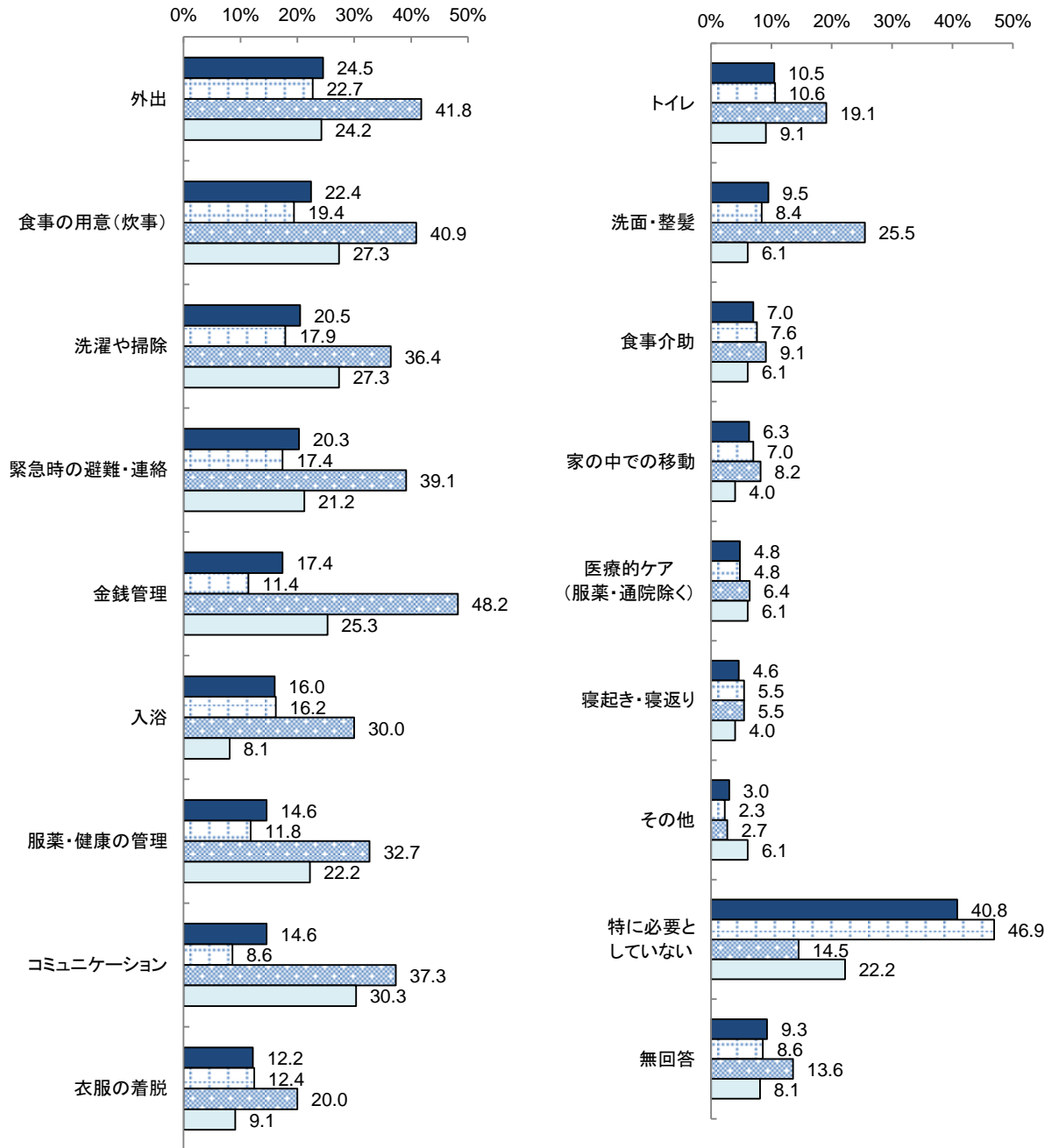
図表 3 医療について困っていること(全体/複数回答)



【3】支援について

問 あなたが支援を必要とすることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表 4 必要な支援について(障がい別/複数回答)

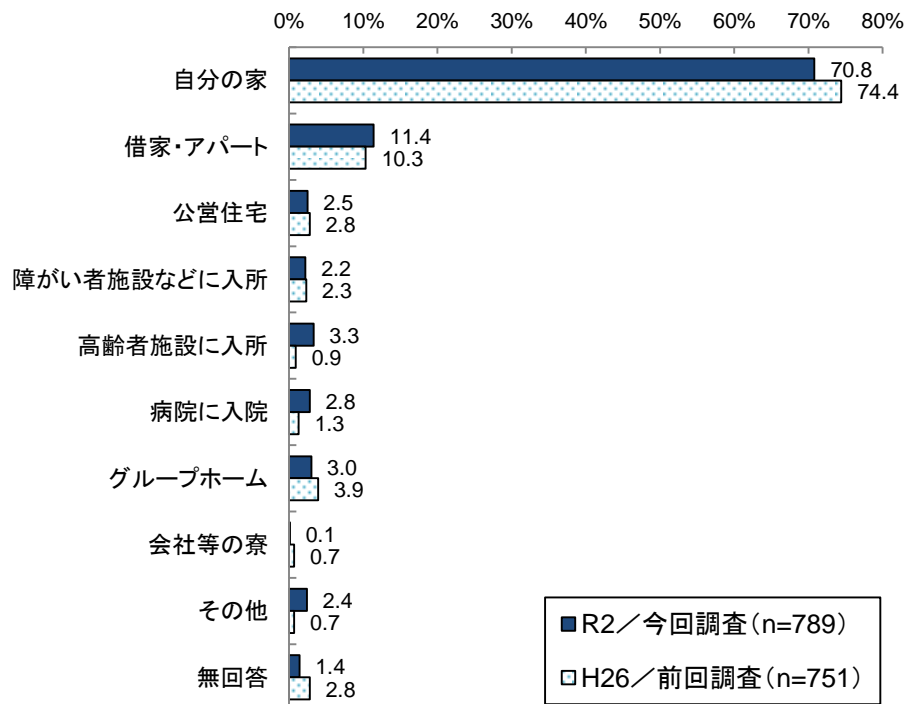


■全体 (n=789) □身体障がい者 (n=604) ■知的障がい者 (n=110) □精神障がい者 (n=99)

【4】居住場所について

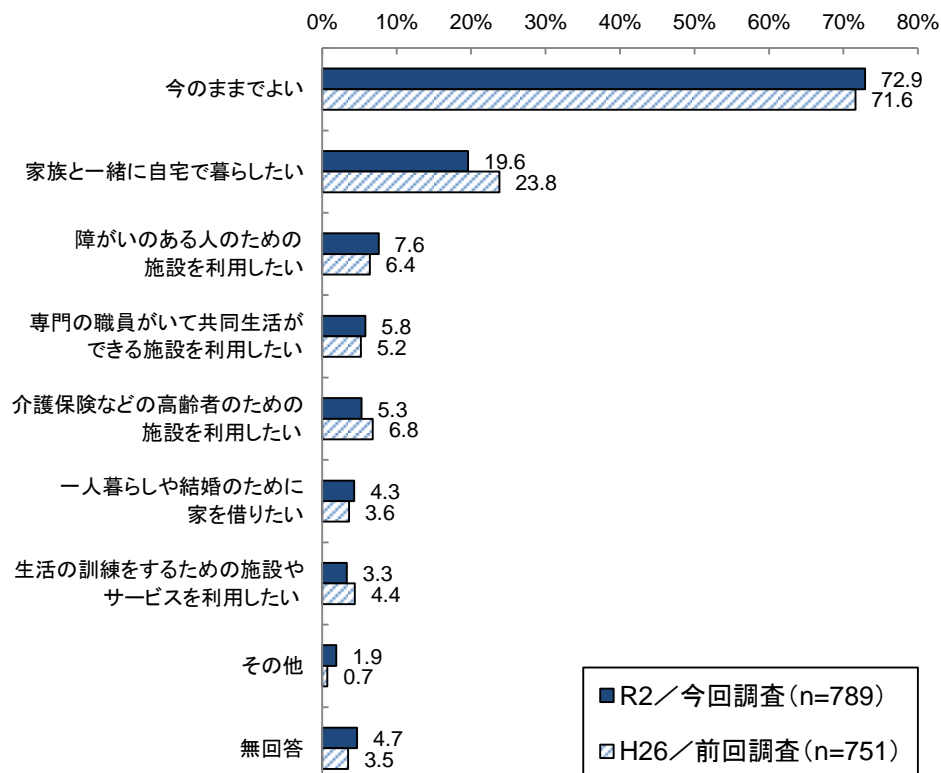
問 現在のお住まいとして過ごされている場所はどこですか。(1つに○)

図表 5 現在の居住場所(全体, 前回比較)



問 次にあげるいろいろなお住まいのうち、今後、暮らしたいと思うのはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

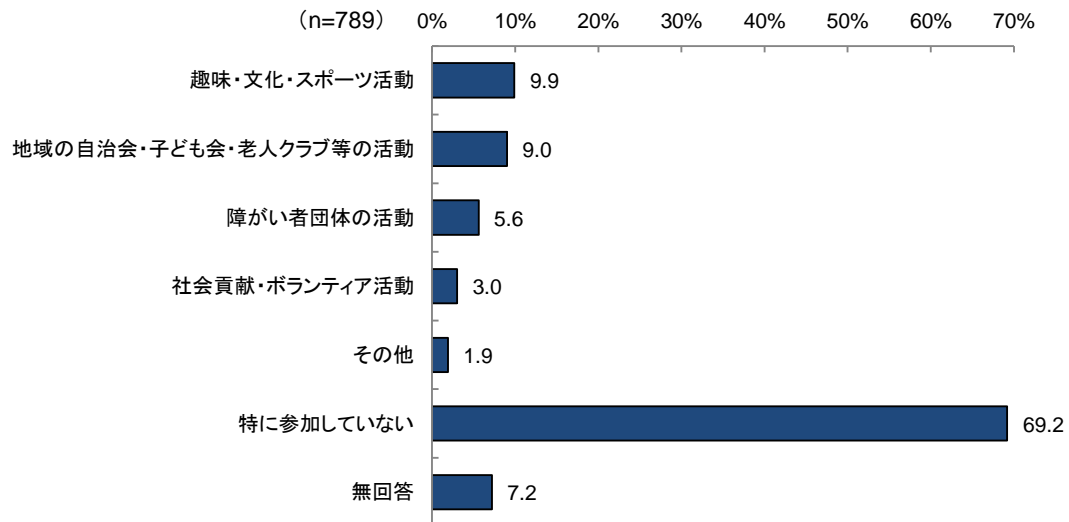
図表 6 今後希望する居住場所(全体, 前回比較/複数回答)



【5】団体活動について

問 あなたが、仕事以外で参加している団体活動等は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表 7 団体活動について(全体/複数回答)

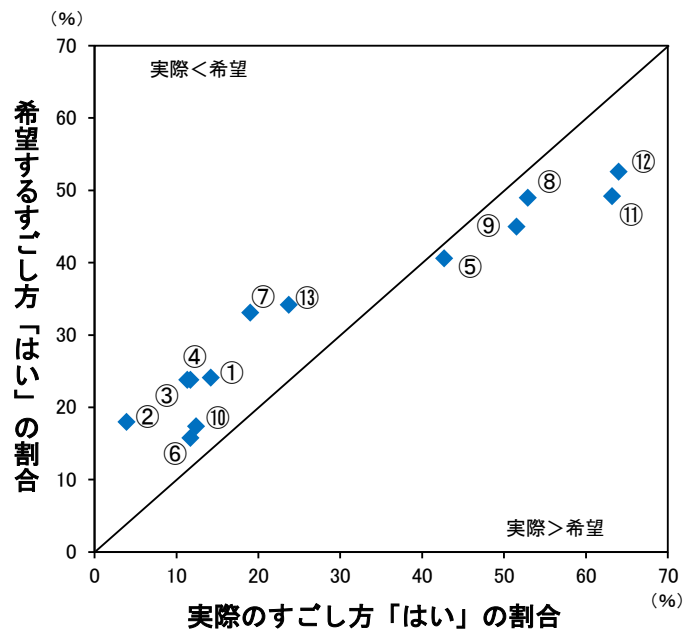


【6】自由時間の過ごし方について

問 あなたは、自由時間をどのように過ごしていますか。また、どのように過ごしたいですか。(それぞれについて、あてはまるもの1つに○)

図表 8 自由時間の過ごし方の実際と希望(全体:「はい」の割合)

項目	実際 (%)	希望 (%)
① 習い事やサークル、趣味の集まりなどに参加する	14.2	24.1
② 資格取得やパソコン講座などの勉強をする	3.9	18.0
③ ジョギングや球技、水泳など、運動をする	11.3	23.8
④ 釣りやキャンプ、ドライブなど、屋外の趣味をして過ごす	11.7	23.8
⑤ 読書やゲーム、パソコンなど、家の中でできる趣味をして過ごす	42.7	40.6
⑥ 遊興施設(カラオケ、ゲームセンター、パチンコなどへ出かける)	11.7	15.8
⑦ 美術館やコンサート、映画、祭りなどのイベントに出かける	19.0	33.1
⑧ 買い物や食事、飲み会などに出かける	52.9	49.0
⑨ 美容、身だしなみ、健康のため、理髪店・美容院、エステ・マッサージなどへ行く	51.5	45.0
⑩ 地域の集まりやボランティアなどに参加する	12.4	17.4
⑪ 家で、一人でゆっくり過ごす	63.2	49.2
⑫ 家で家族と過ごす	64.0	52.6
⑬ 友人や知人と集まって過ごす	23.7	34.2
平均	29.4	32.8



問 実際に希望通りに過ごすためには、何が必要だと考えますか。(自由記述)

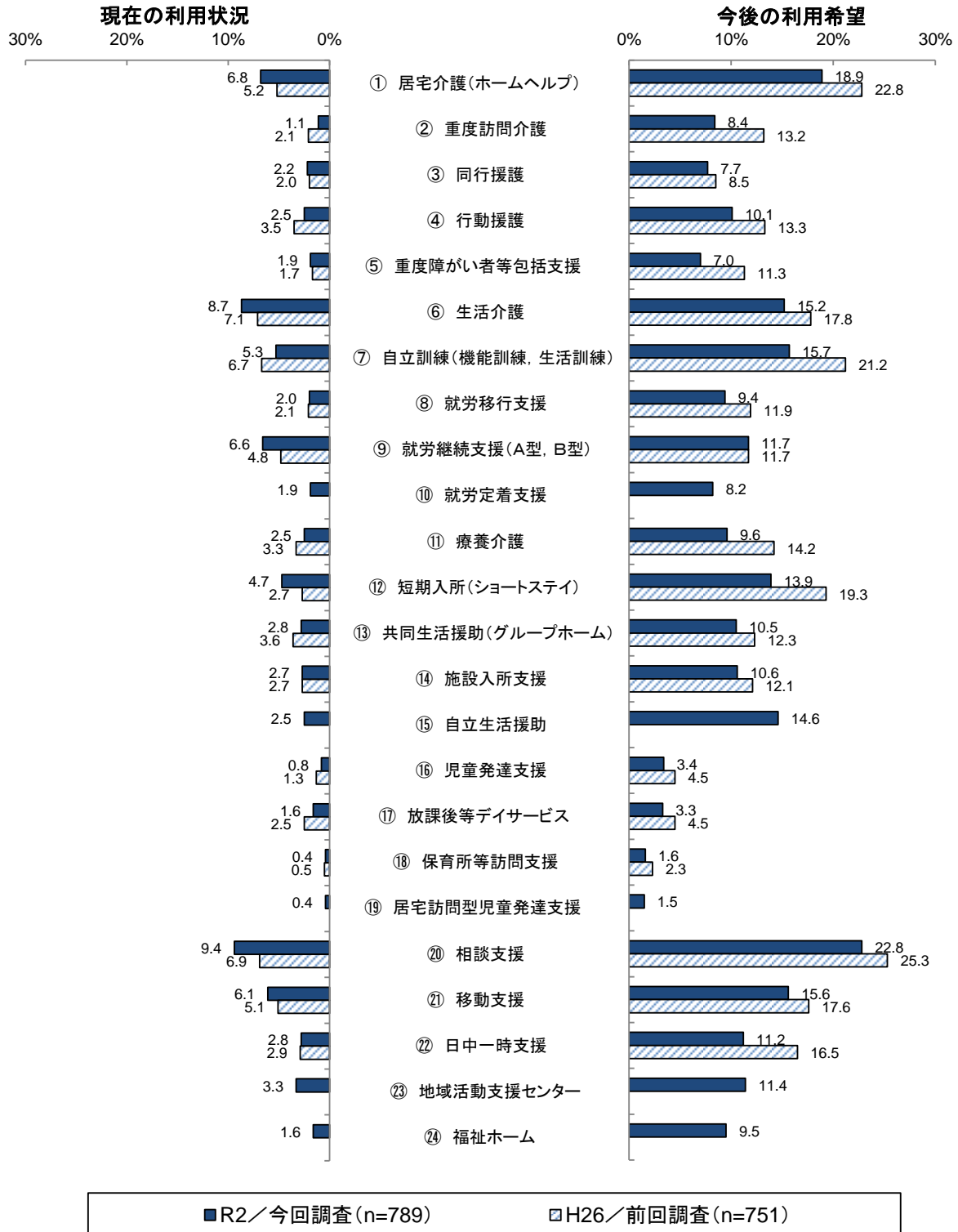
図表 9 実際に希望通りに過ごすために必要だと思うもの(記述)

分類内容	件数 (件)
健康な体や健康問題の解決, 医療の進歩などについて	60件
金銭, 時間など	41件
本人の意識や考え方の問題	29件
人間関係, コミュニケーションの機会の提供	24件
福祉や介護などの公的サービス支援	24件
集まれる場所 (整備含む)	18件
情報提供, イベント企画	18件
移動 (交通) 手段の支援	17件
その他 (ボランティアの指導, 不自由な体でも取得できる資格など)	13件

【7】福祉サービスについて

問 つぎの各種サービスについて、利用していますか、また今後利用したいですか。
(それぞれについてあてはまるもの1つに○)

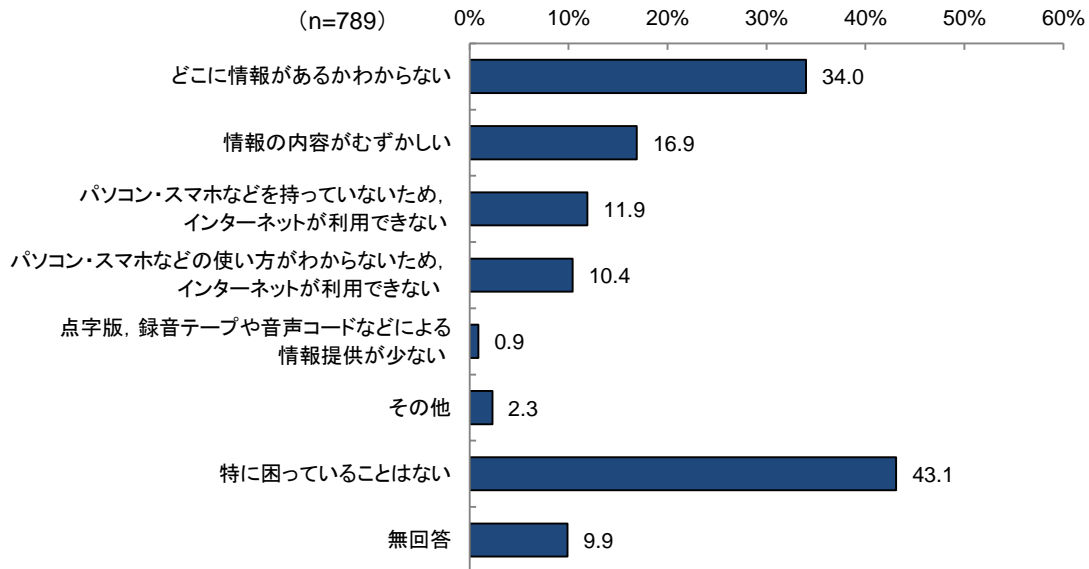
図表 10 現在の利用状況と今後の利用希望(全体, 前回比較)



※⑩就労定着支援, ⑮自立生活援助, ⑲居宅訪問型児童発達支援, ㉓地域活動支援センター, ㉔福祉ホームは前回調査での該当項目無し

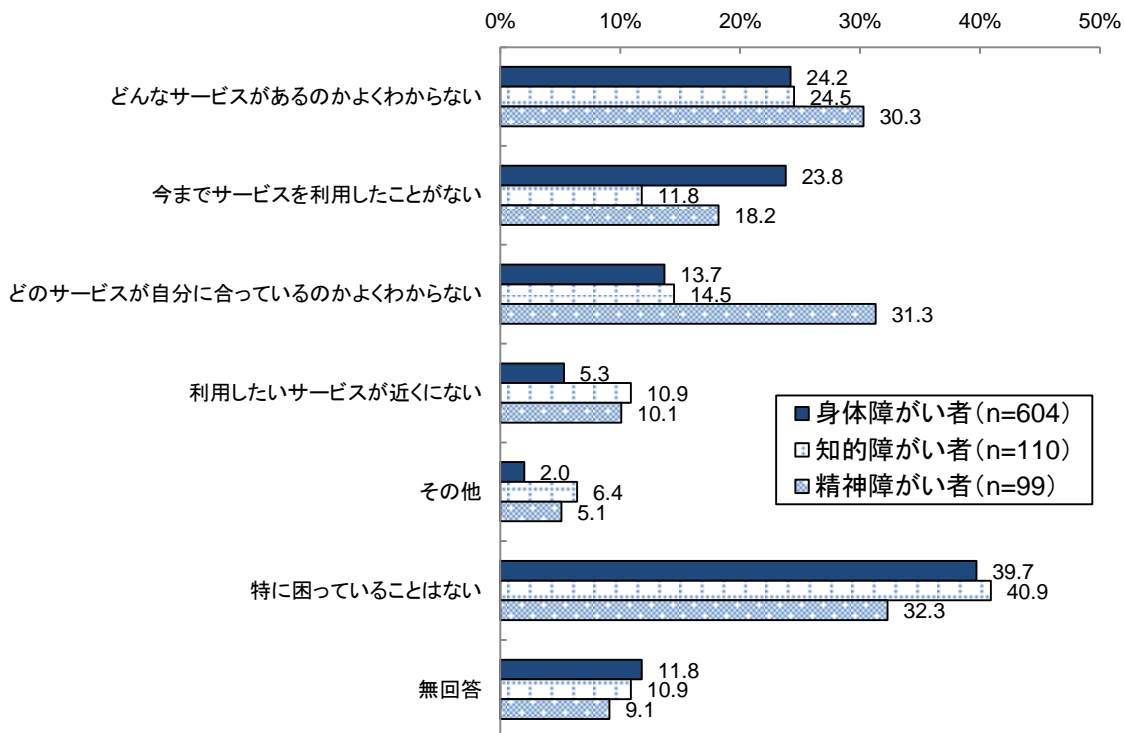
問 福祉に関する情報の入手についてあなたが困っていることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

図表 11 福祉に関する情報の入手で困っていること(全体/複数回答)



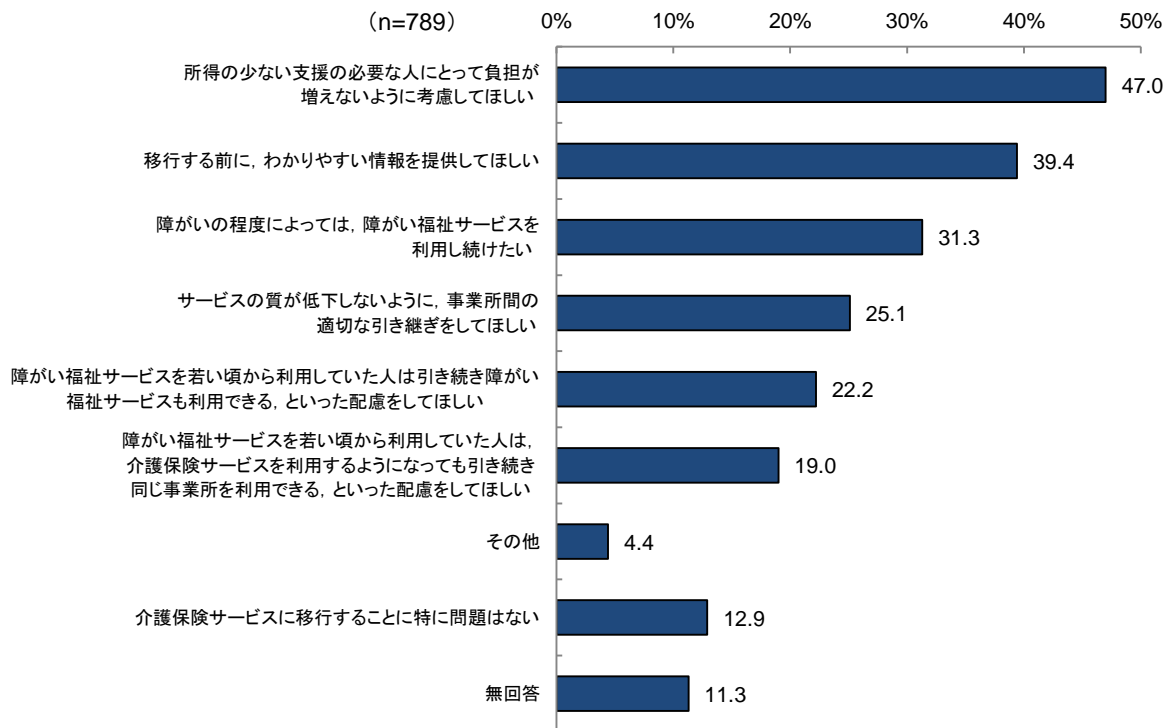
問 これまでサービスの利用について不満や困ったことはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

図表 12 サービス利用についての不満など(全体/複数回答)



問 あなたは、65歳になると、原則として障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行することについて、どのように考えますか。(あてはまるものすべてに○)

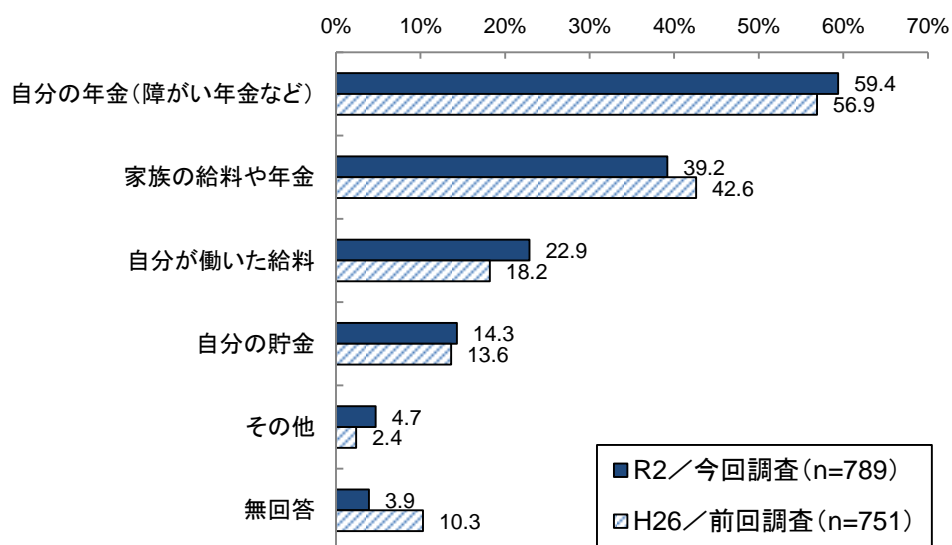
図表 13 サービスの移行についての考え(全体/複数回答)



【8】経済状況について

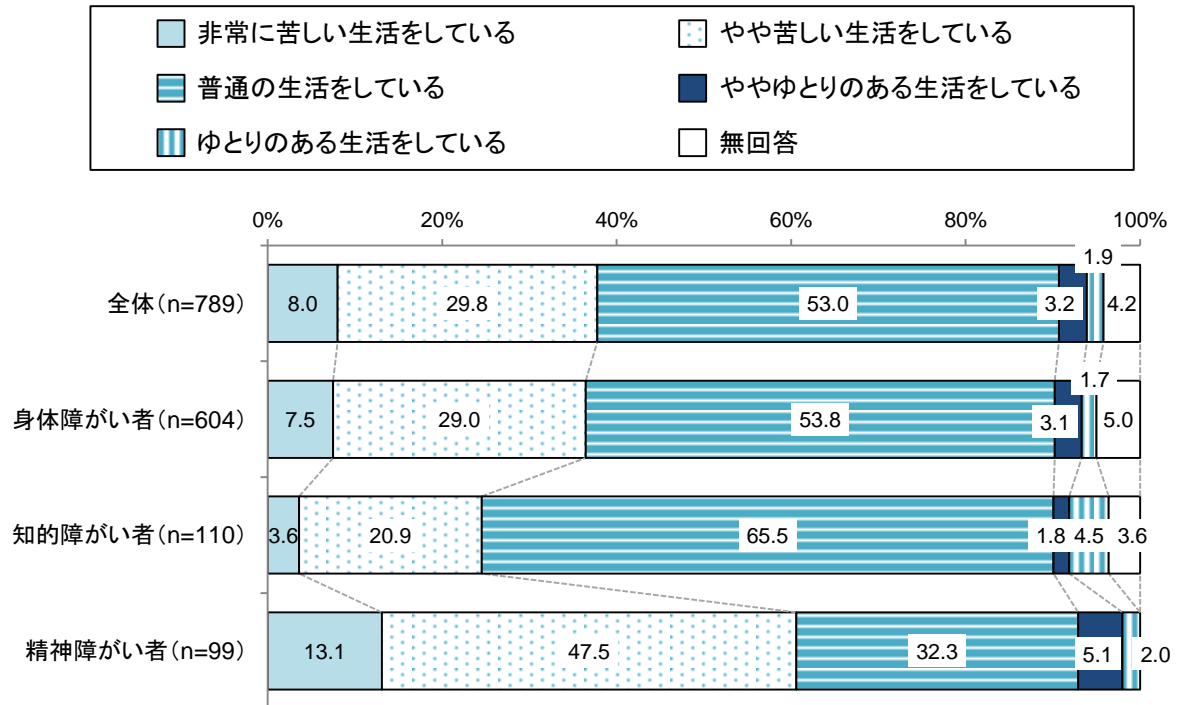
問 あなたの世帯の主な収入源は何ですか。(○は2つまで)

図表 14 世帯の収入源について(全体, 前回比較/複数回答)



問 あなたの経済的な生活状況は、次のどれに近いと思いますか。(1つに○)

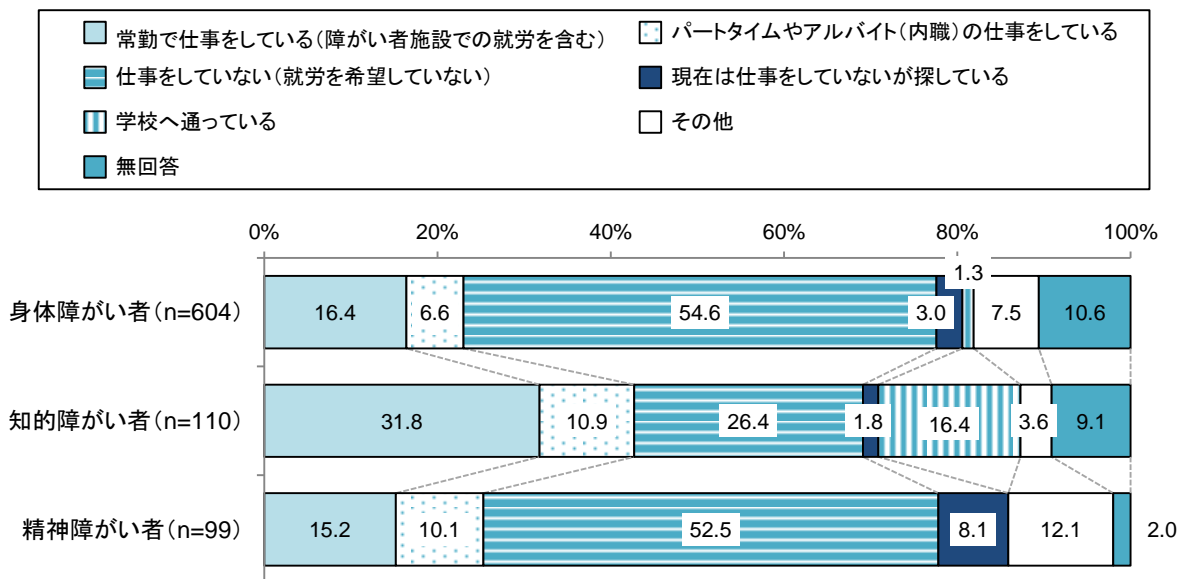
図表 15 現在の生活状況について(全体, 障がい別)



【9】就労状況について

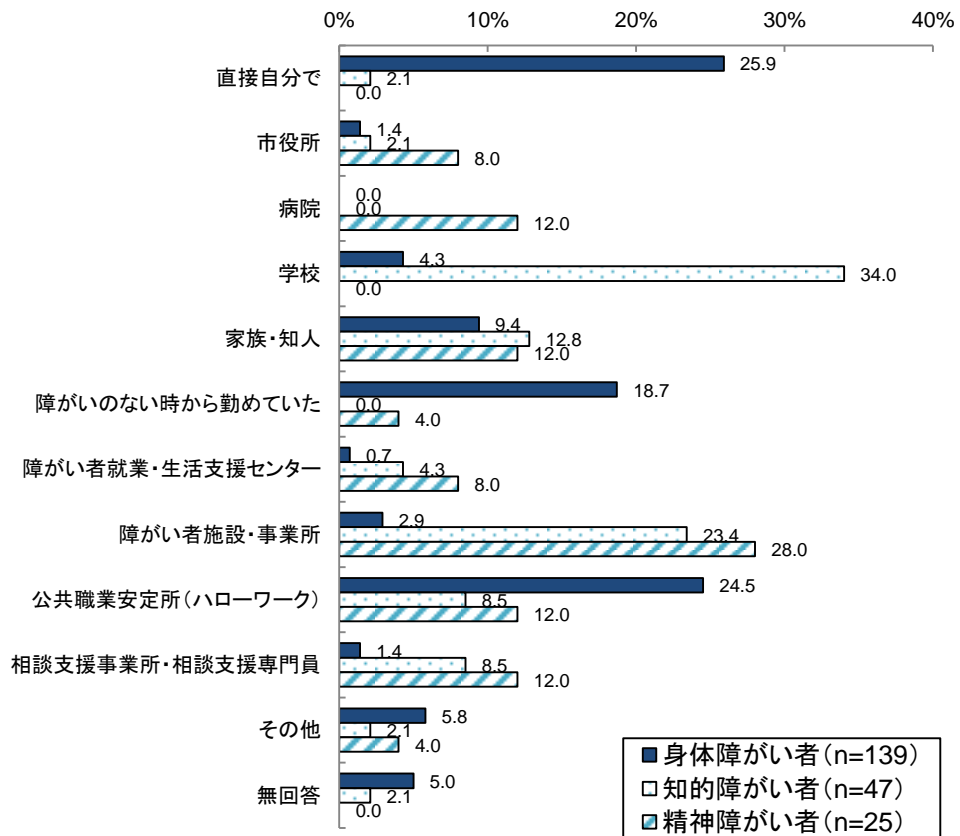
問 就労の状況や形態は次のどれですか。(1つに○)

図表 16 就労状況について(障がい別)



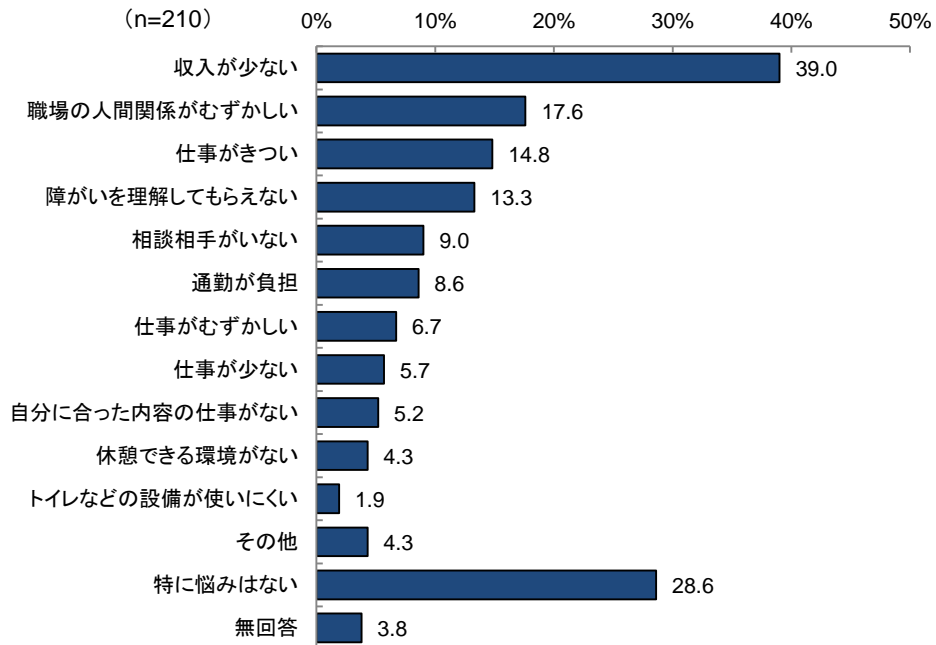
※「常勤で仕事をしている」、「パートタイムやアルバイトの仕事をしている」と回答したかた
 問 あなたは、今の仕事はどのようにして探しましたか。(1つに○)

図表 17 仕事を探した方法(障がい別)



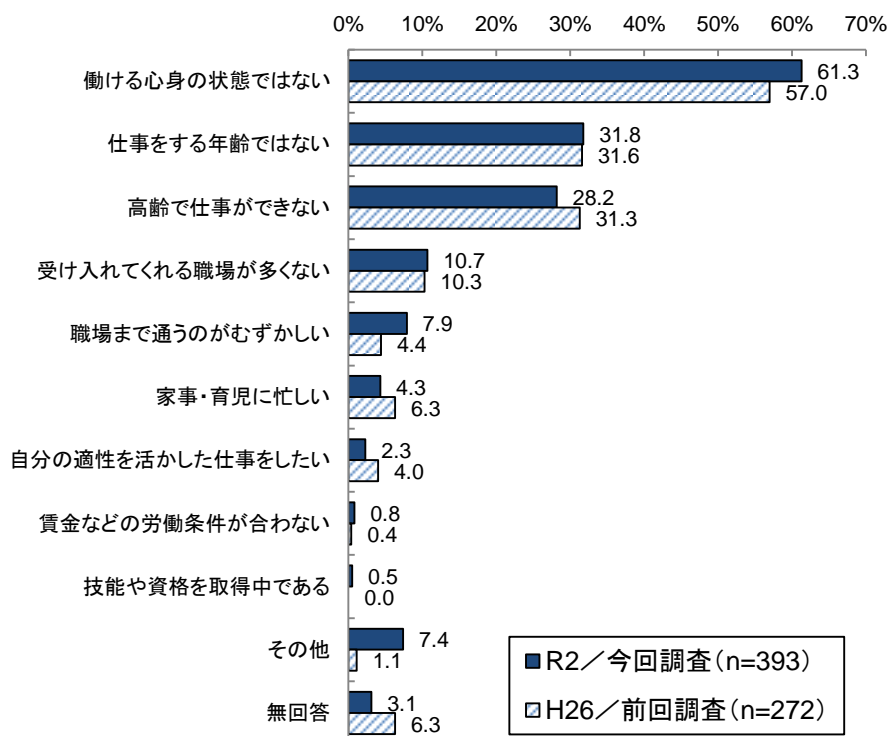
※「常勤で仕事をしている」、「パートタイムやアルバイトの仕事をしている」と回答したかた
問 仕事をする上での悩みはありますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 18 仕事での悩みについて(全体/複数回答)



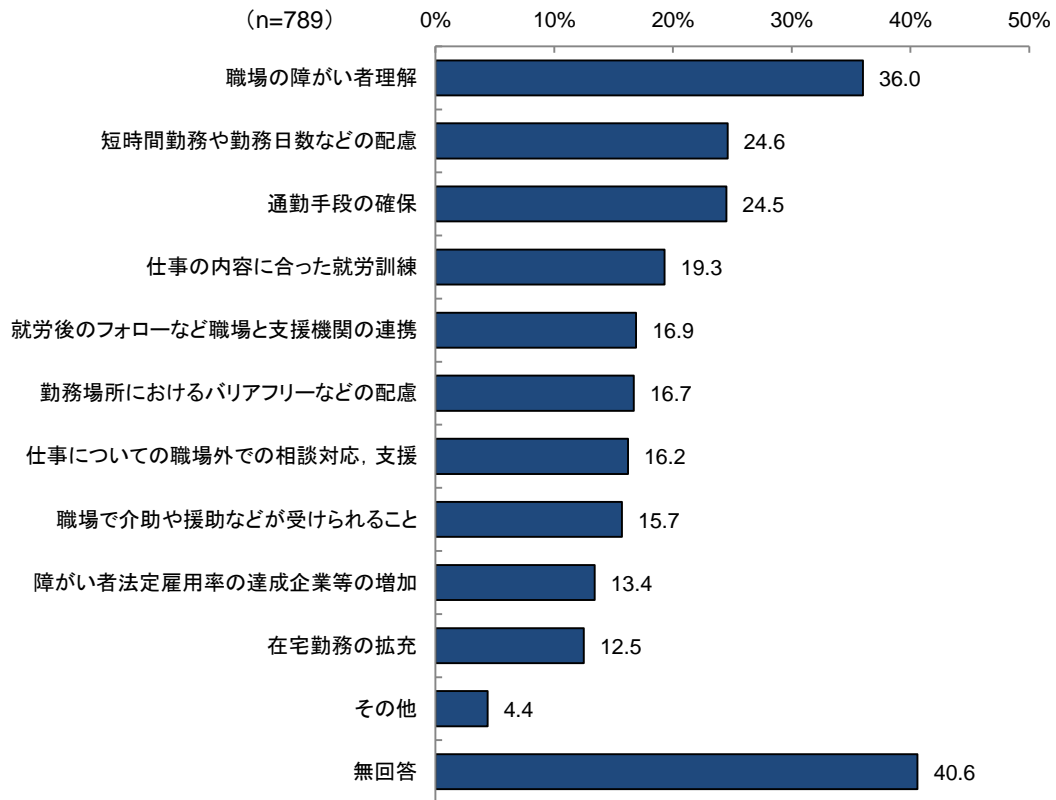
※現在仕事をしていないかた
問 現在仕事をしていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表 19 仕事をしていない理由(全体, 前回比較/複数回答)



問 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

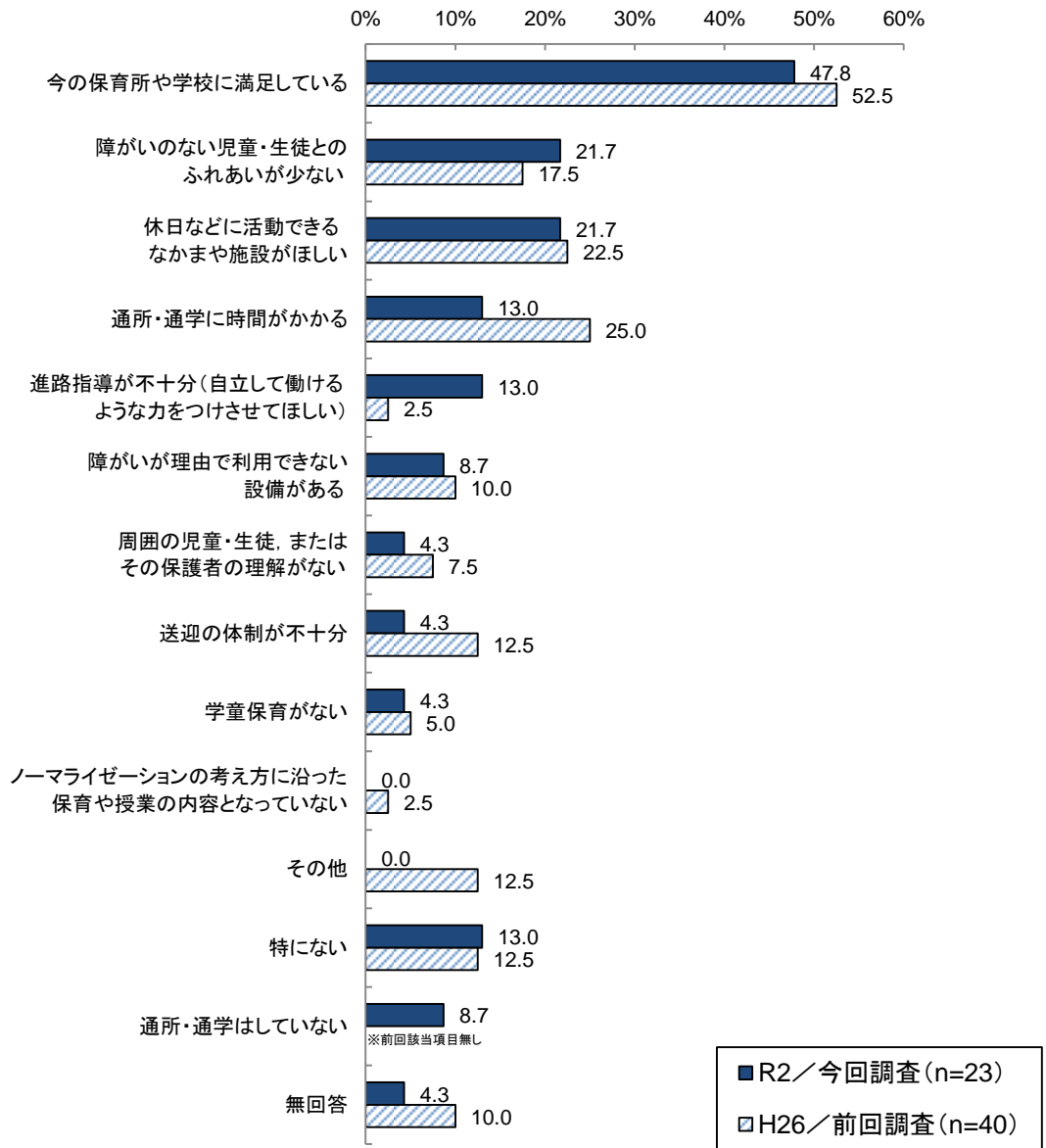
図表 20 就労支援として必要だと思うもの(全体/複数回答)



【10】通所・通学に関することについて

問 通所・通学していて、感じていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表 21 通所・通学していて感じる事(全体, 前回比較/複数回答)

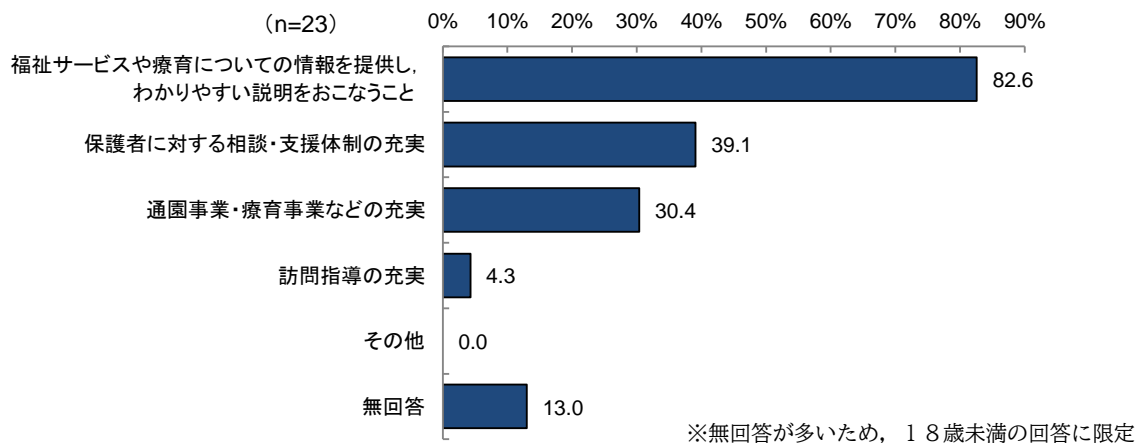


※無回答が多いため、18歳未満の回答に限定

【11】療育や教育について

問 あなたは乳幼児期における母子保健や療育に関わることでどのようなことを望みますか。
(あてはまるものすべてに○)

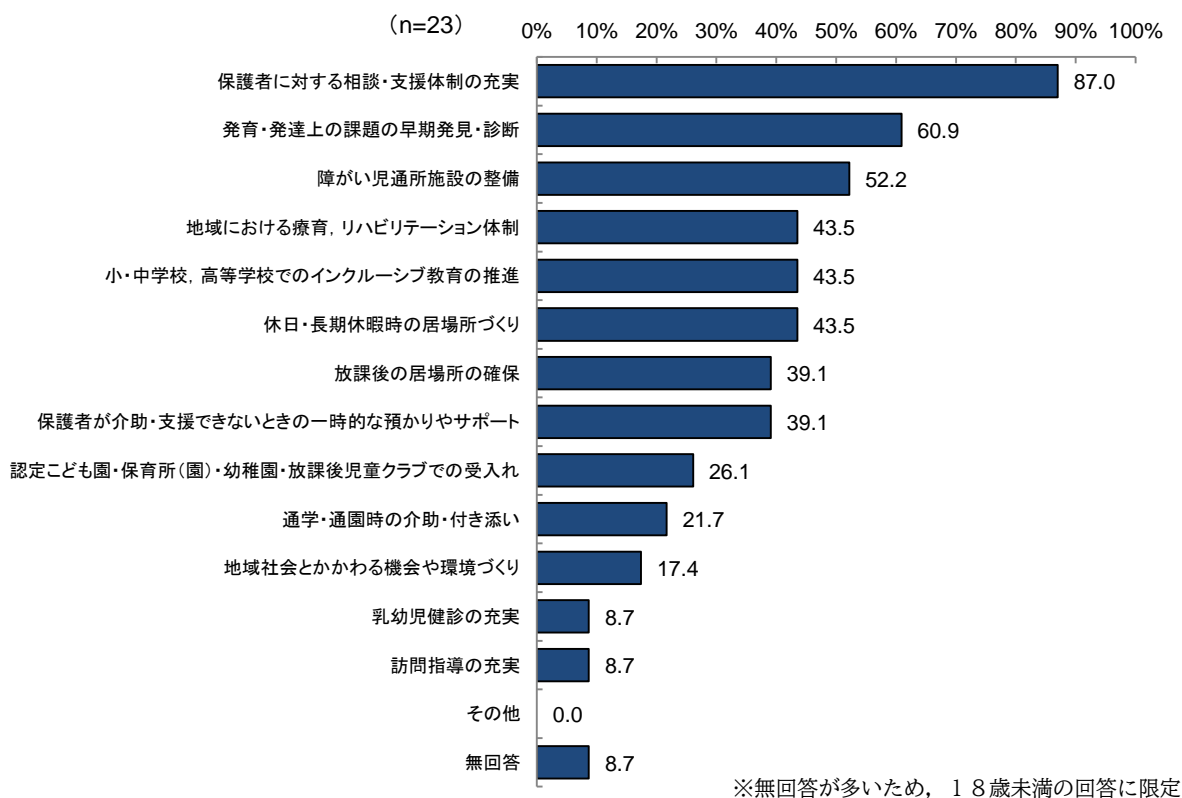
図表 22 母子保健や療育に関わることで望むこと(全体/複数回答)



【12】発達支援について

問 発達に課題のある子どものための施策やサービスなどで、あなたが特に重要と思うものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

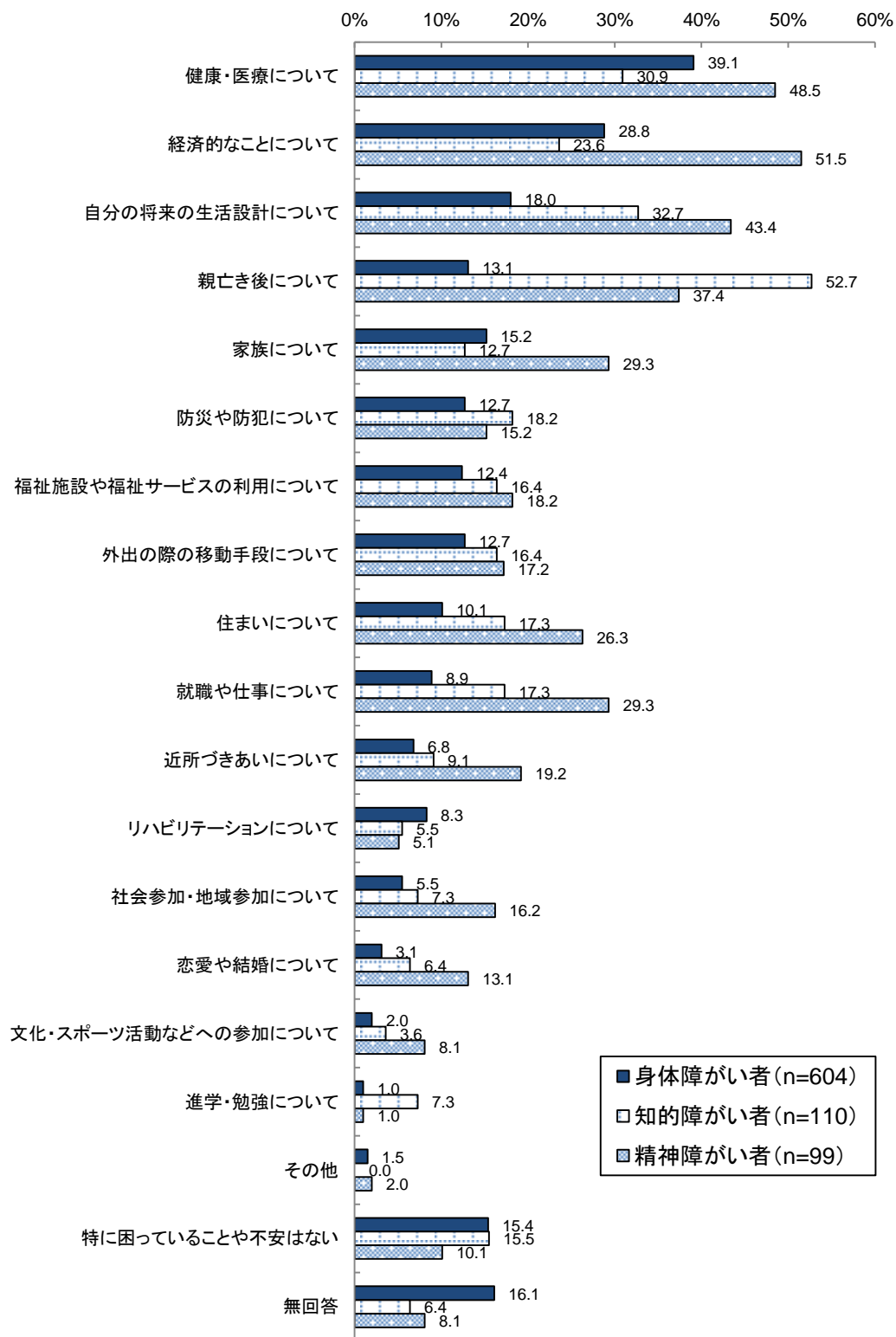
図表 23 発達支援の施策・サービスで重要と思うもの(全体/複数回答)



【13】 困りごとや相談について

問 現在あなたが困ったり、不安に思っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

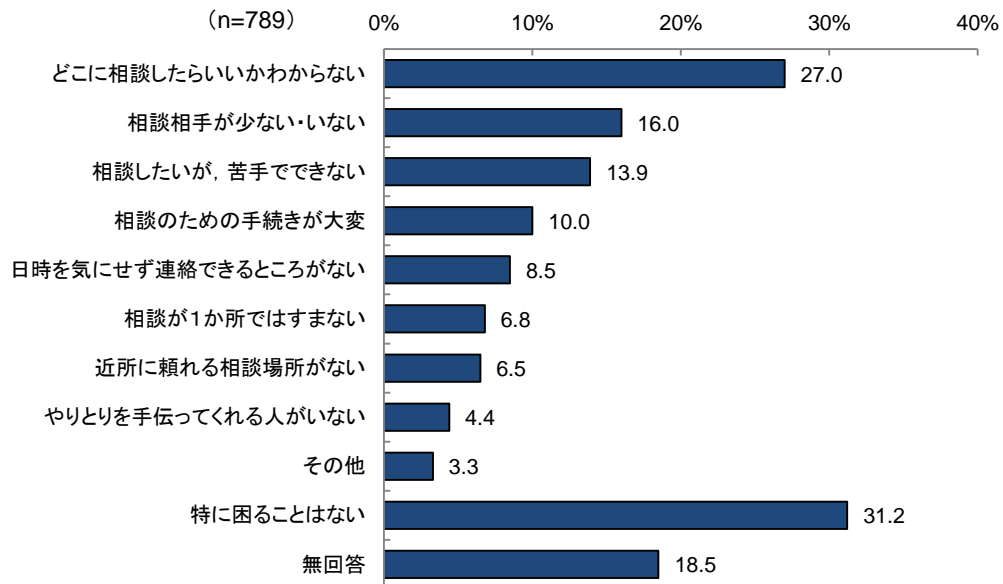
図表 24 困りごとや不安に思っていること(全体/複数回答)



【14】 相談時や外出時に困ることについて

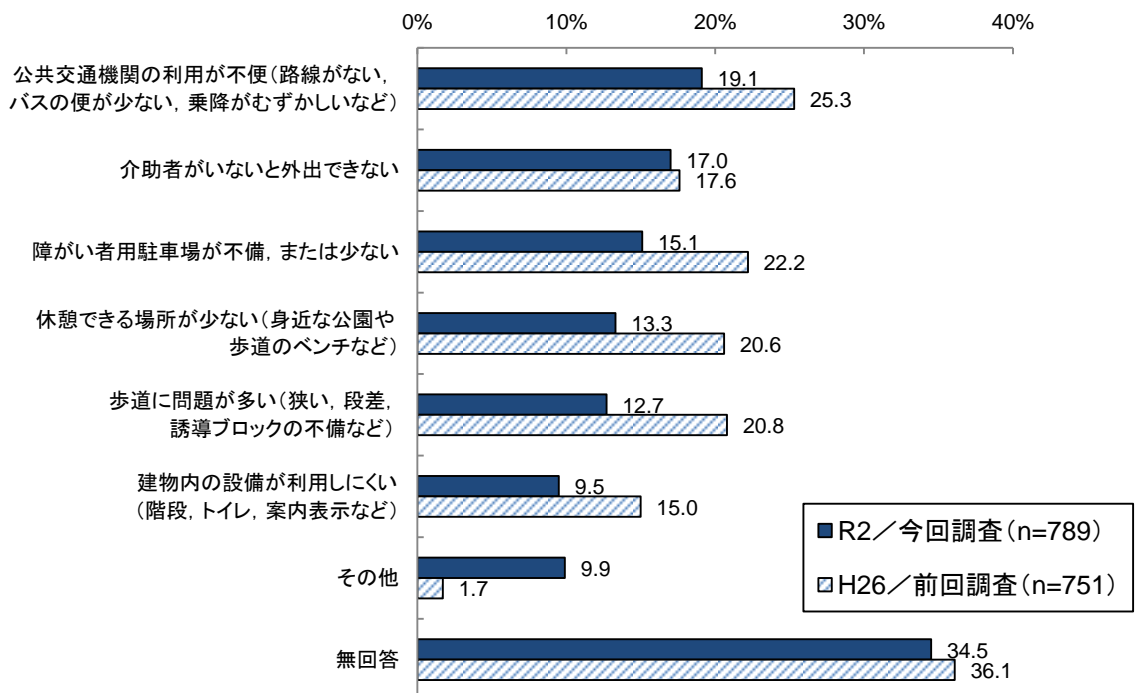
問 あなたが相談したい時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

図表 25 相談時に困ること(全体/複数回答)



問 外出のとき、不便に感じたり困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

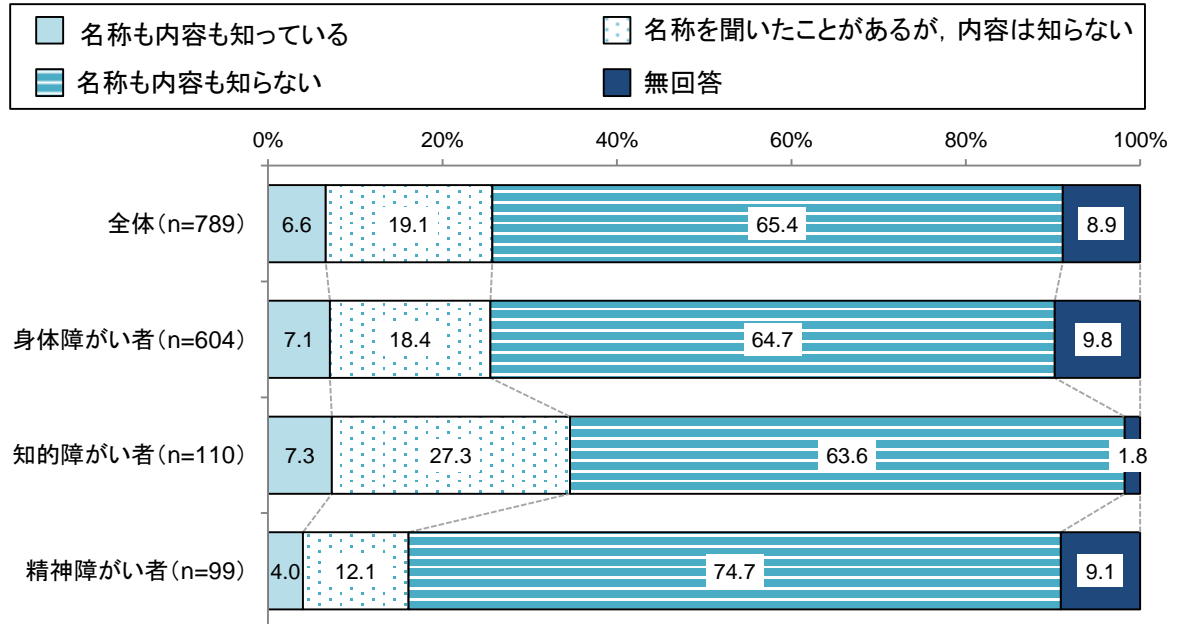
図表 26 外出時に不便に感じること(全体, 前回比較/複数回答)



【15】 障がい者差別について

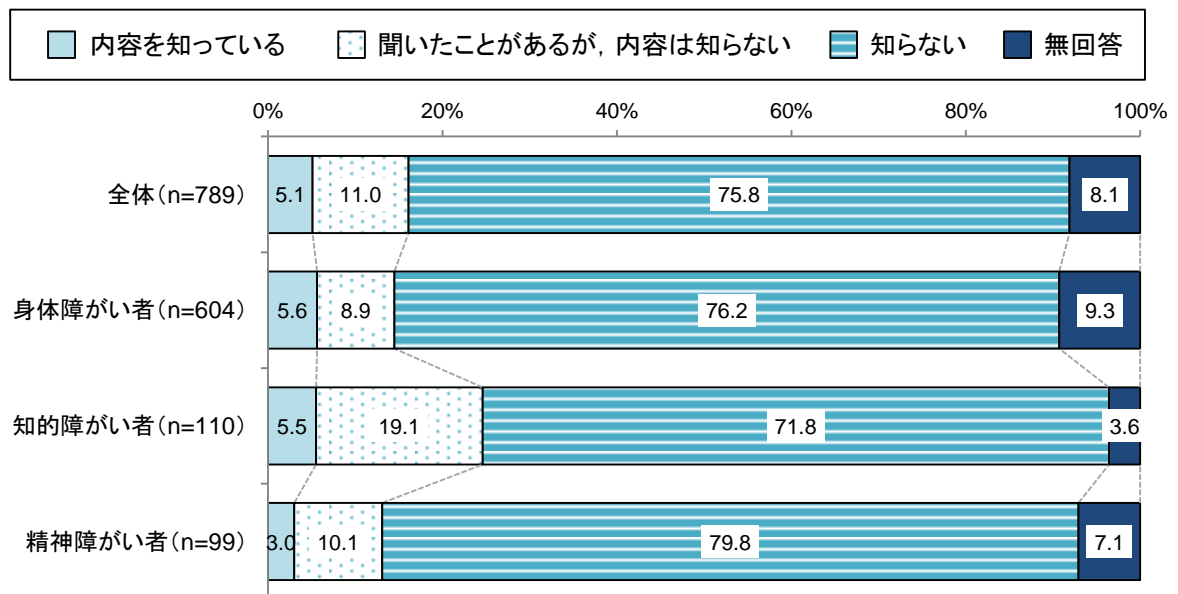
問 あなたは「障害者差別解消法」について知っていますか。(1つに○)

図表 27 障害者差別解消法の認知状況(全体, 障がい別)



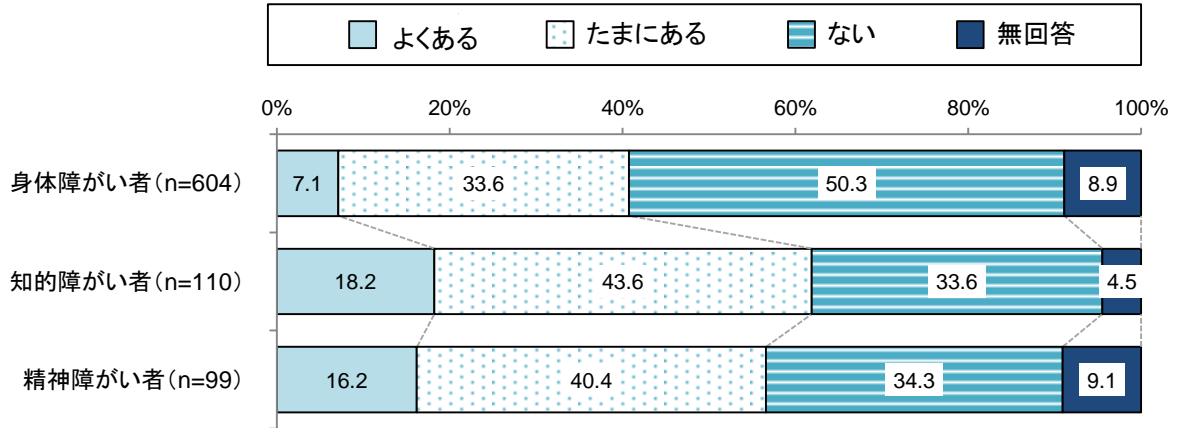
問 あなたは障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」について知っていますか。(1つに○)

図表 28 「合理的配慮」の認知状況(全体, 障がい別)



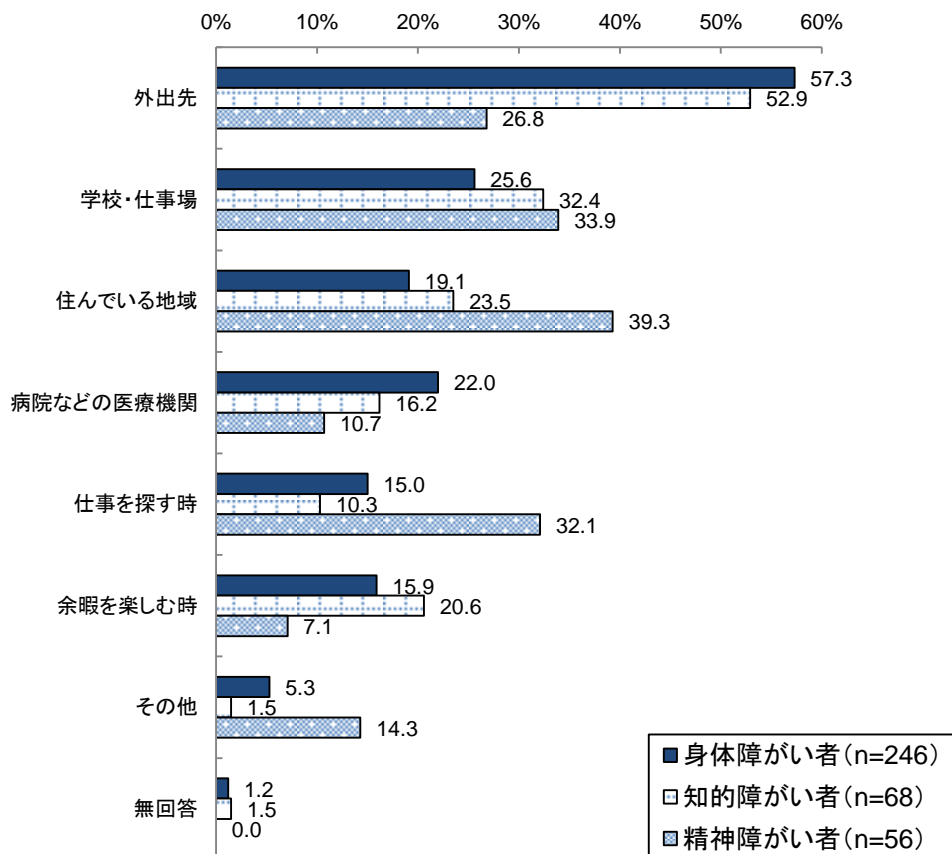
問 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（1つに○）

図表 29 差別を受けた経験について(障がい別)



※「よくある」または「たまにある」と回答したかた
 問 どのような場所で、差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

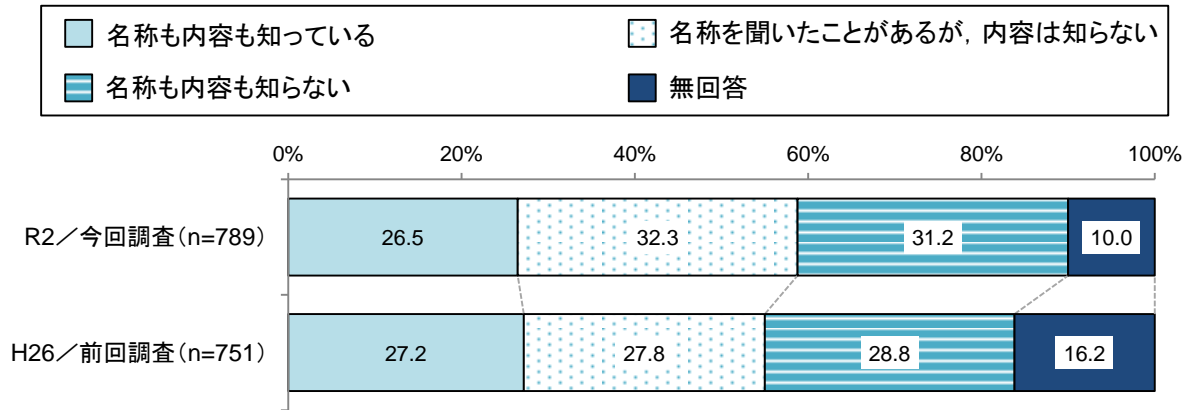
図表 30 差別を受けた場所(障がい別/複数回答)



【16】 成年後見制度について

問 あなたは、「成年後見制度」について知っていますか。(1つに○)

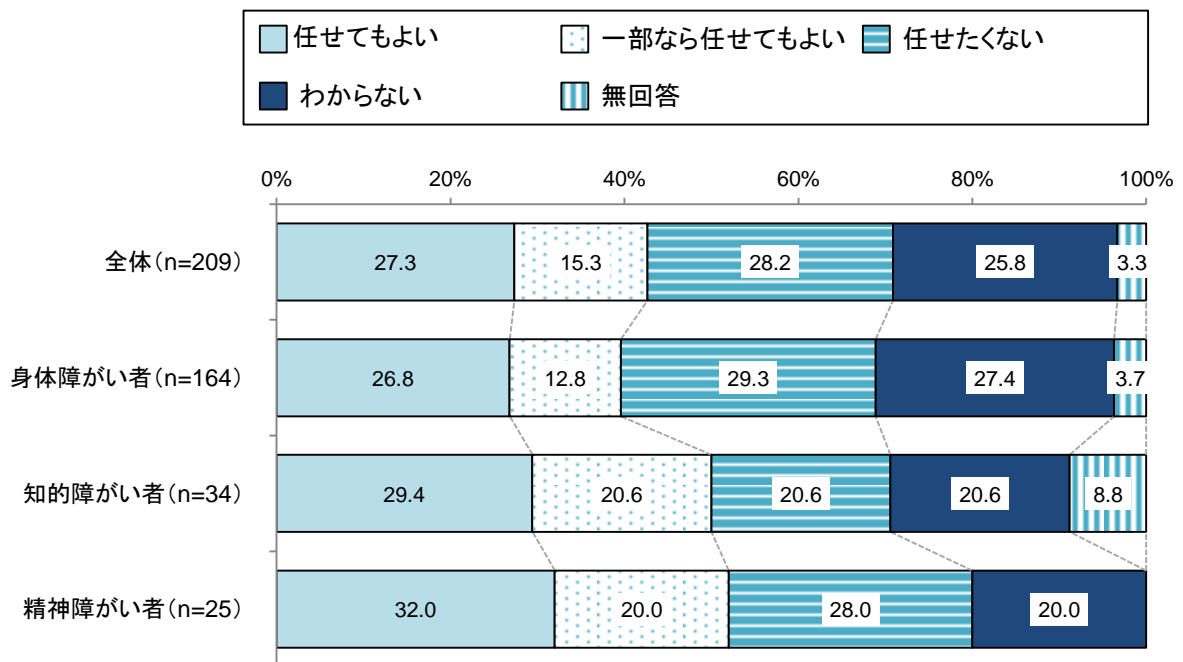
図表 31 成年後見制度の認知状況(全体, 前回比較)



※「名称も内容も知っている」と回答したかた

問 あなたは、自分自身では判断ができなくなった場合、「成年後見制度」を利用し、後見人に財産管理などを任せることについて、どう思いますか。(1つに○)

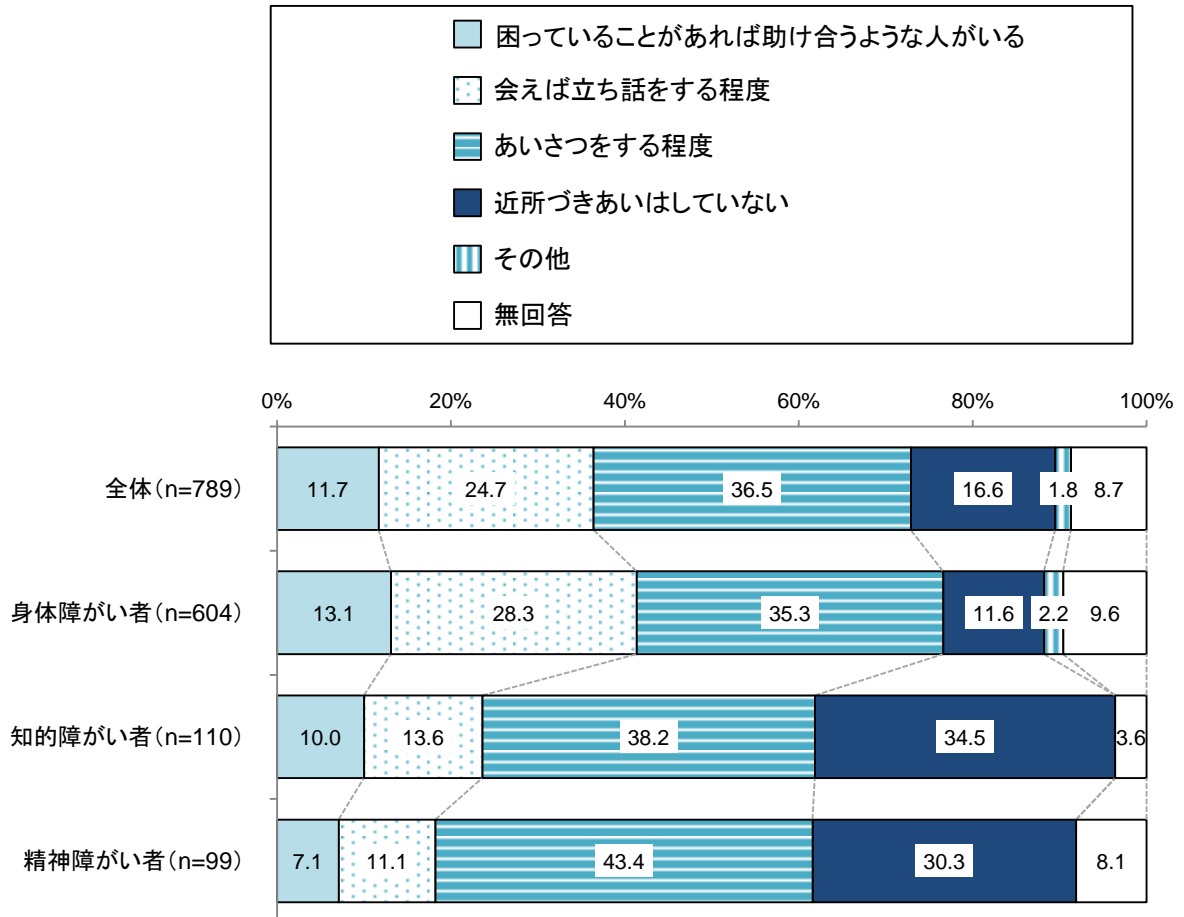
図表 32 後見人に財産管理を任せることについて(全体,障がい別)



【17】 近所づきあいについて

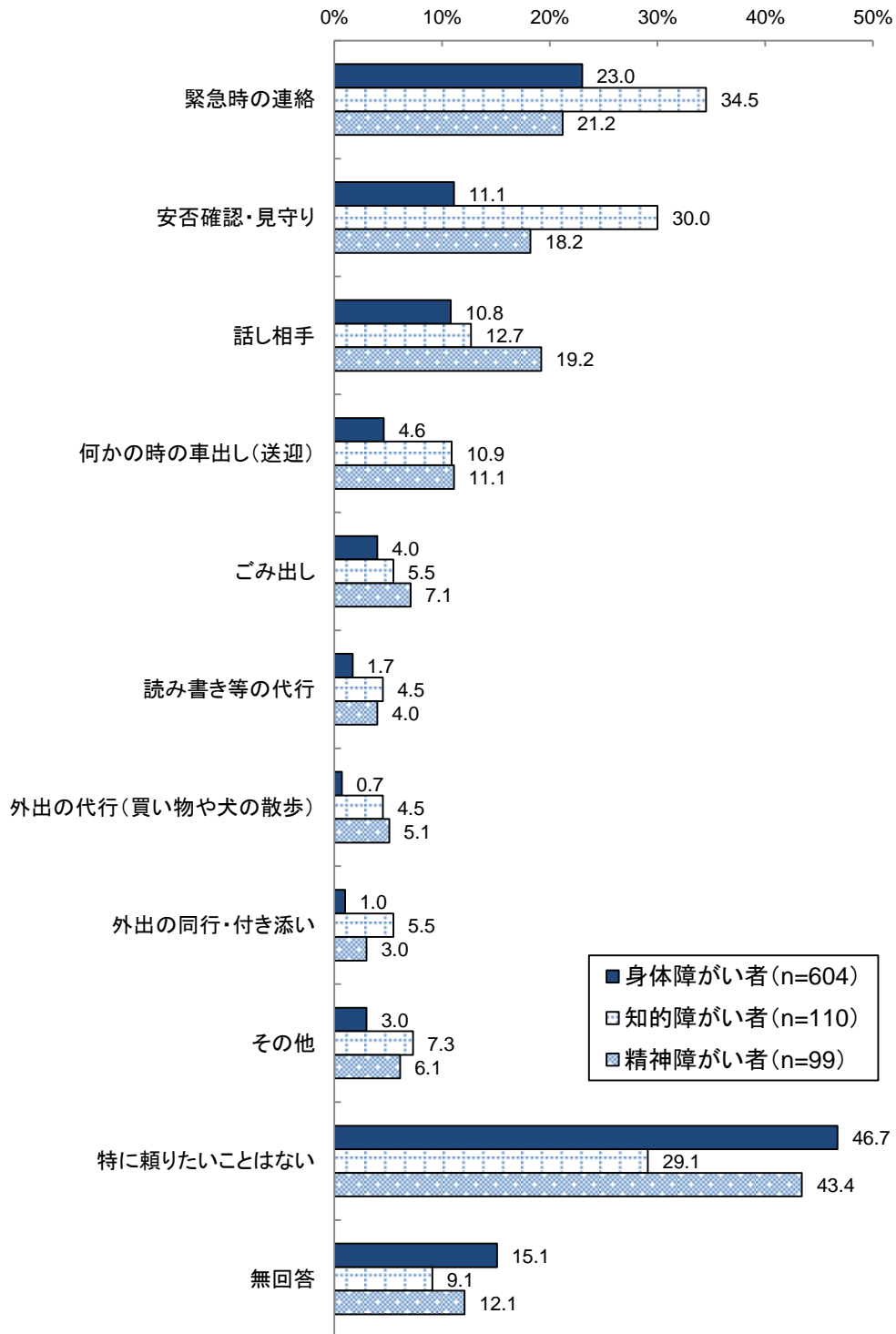
問 あなたは、近所づきあいをどの程度していますか。(1つに○)

図表 33 近所づきあいの程度(全体, 障がい別)



問 あなたが日頃の生活でご近所に頼りたいことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

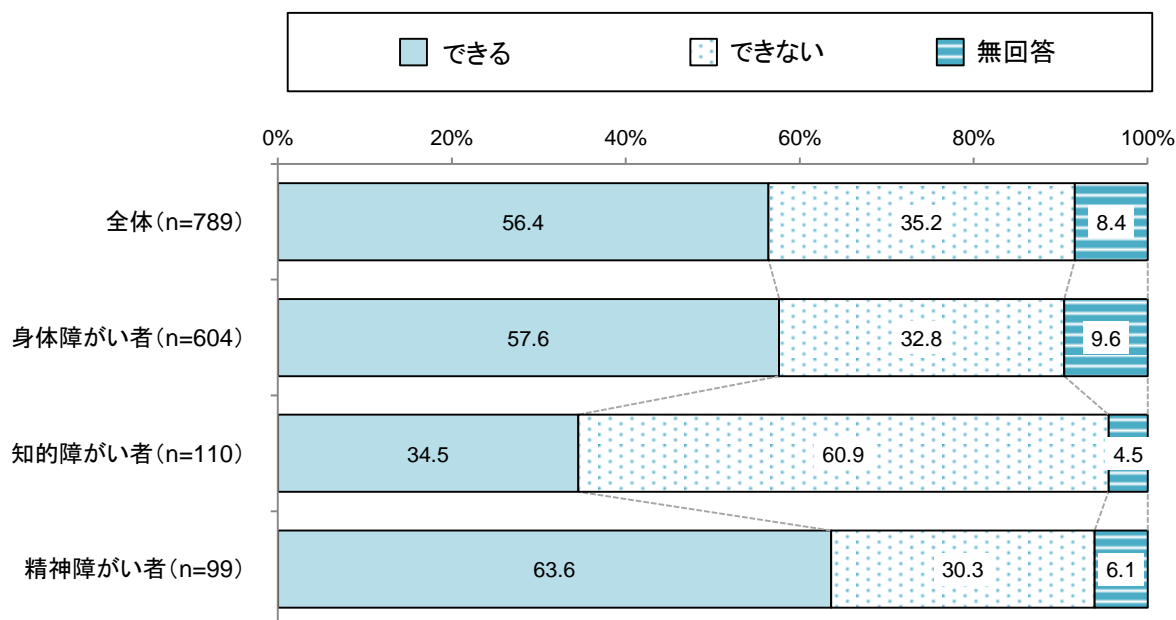
図表 34 近所に頼りたいこと(障がい別/複数回答)



【18】 災害時の行動について

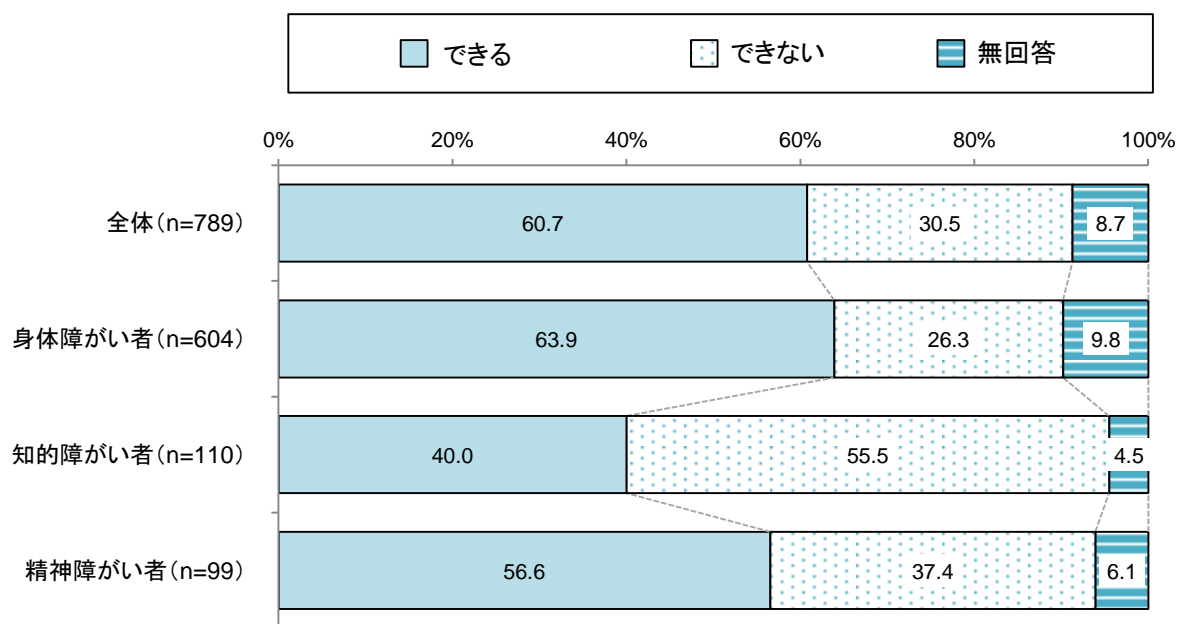
問 火事や地震などの災害発生時に、あなたは自力で避難できますか。(1つに○)

図表 35 自力で避難ができるかについて(全体, 障がい別)



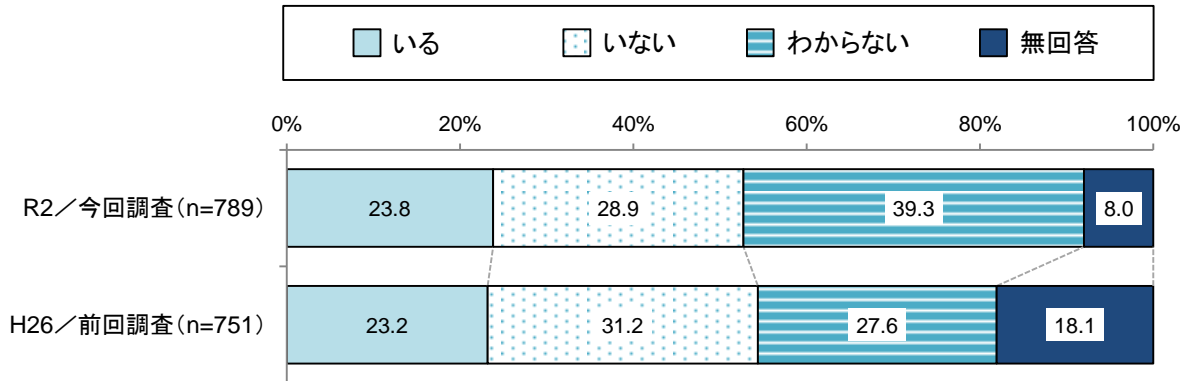
問 火事や地震などの災害発生時に、あなたは周囲の人に知らせることができますか。(1つに○)

図表 36 災害時に周囲へ知らせることができるかどうか(全体, 障がい別)



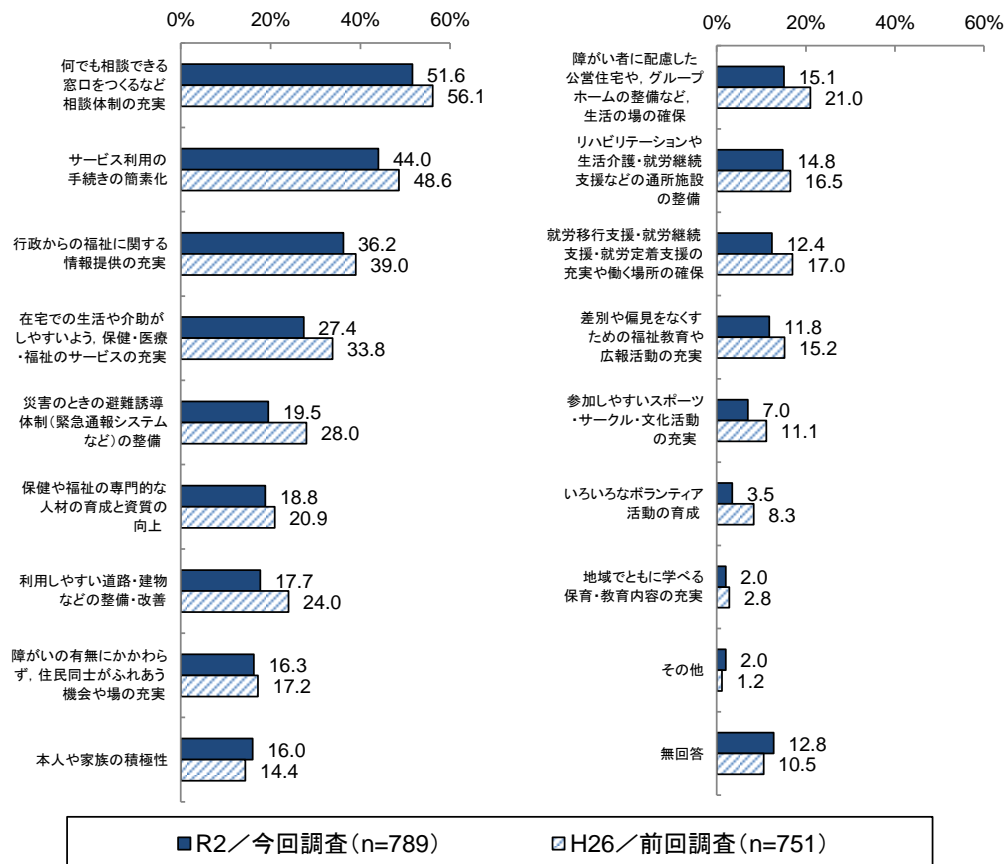
問 火事や地震などの災害発生時に、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(1つに○)

図表 37 災害時に近所に助けてくれる人がいるかどうかについて(全体, 前回比較)



問 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか。(○は5つまで)

図表 38 障がい者が住みよいまちづくりに必要だと思うこと(全体, 前回比較)

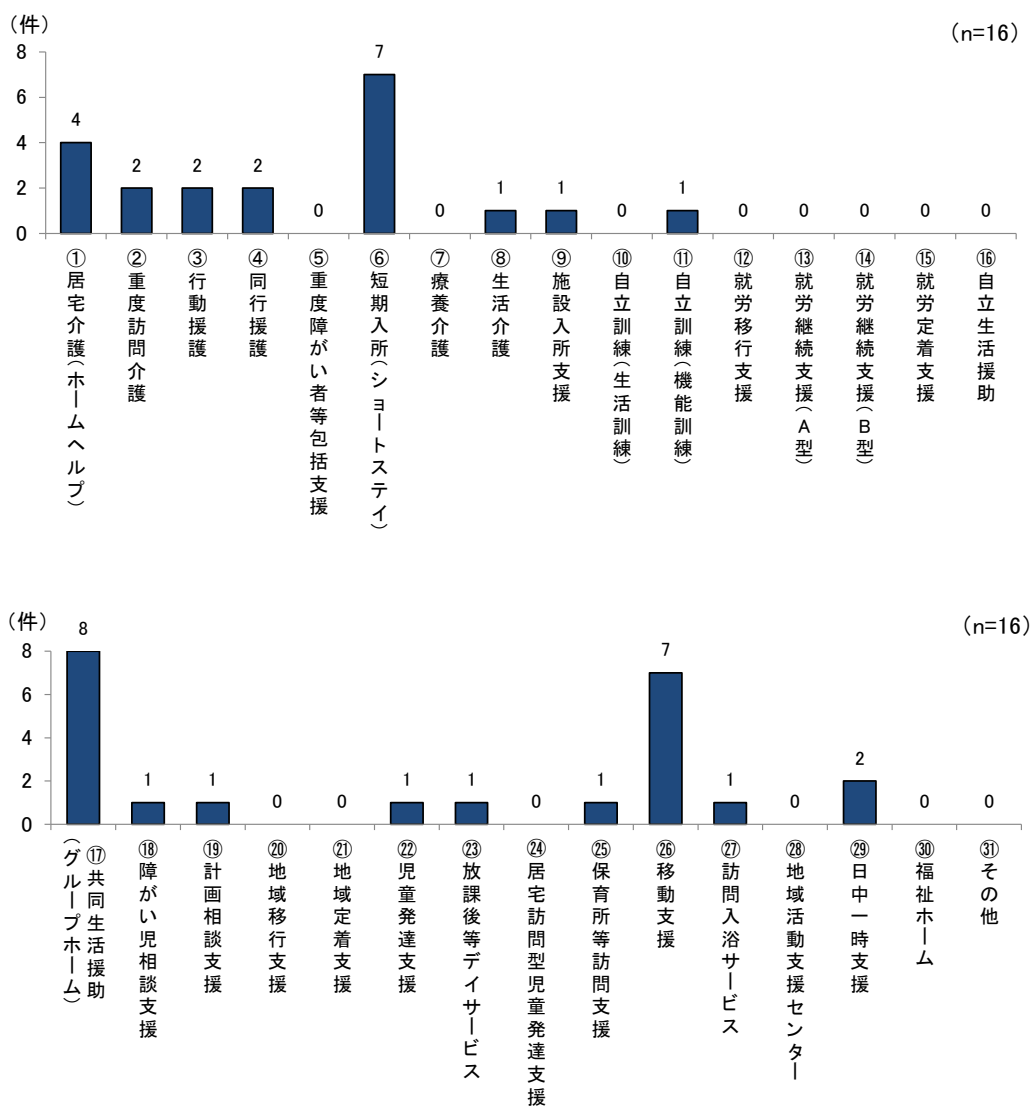


<事業所調査>

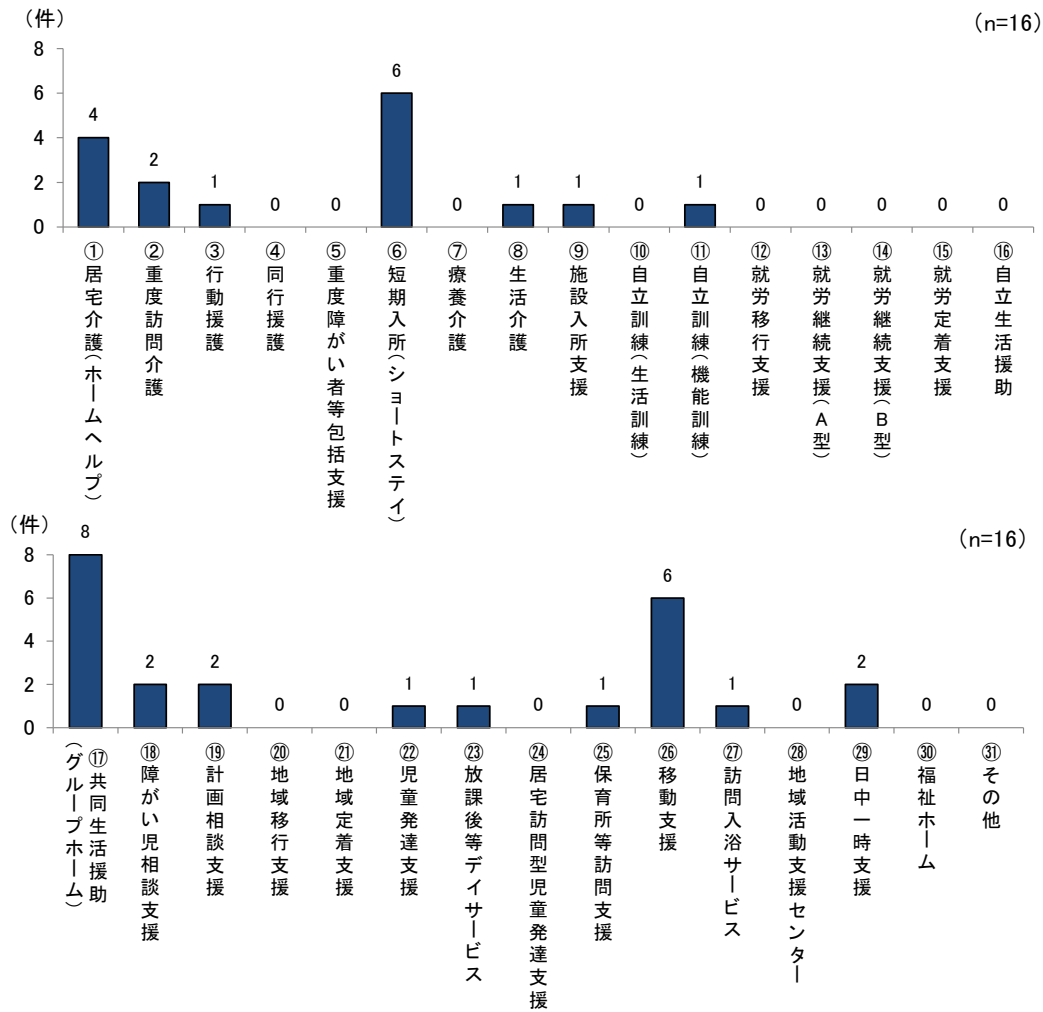
【1】利用者が望むサービスについて

問 次のサービスについて、①利用者からはどのようなサービスを望む声が多いですか。また、②利用者から望む声は多いが不足していると感じられるサービスはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

図表 39 ①利用者から望む声が多いサービス(全体/複数回答)

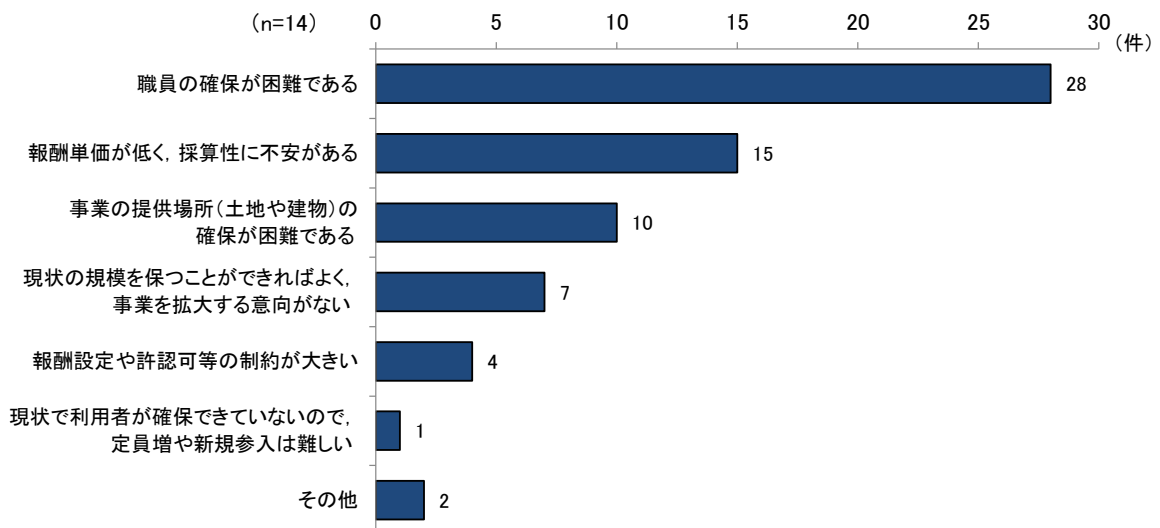


図表 40 ②望む声は多いが不足していると感じられるサービス(全体/複数回答)



※「②望む声はあるが不足していると感じられるサービス」を1つでも回答した事業所
 問 「利用者から望む声は多いが不足していると感じられるサービス」について定員増員や新規参入が進まない理由はなんだと思いますか。

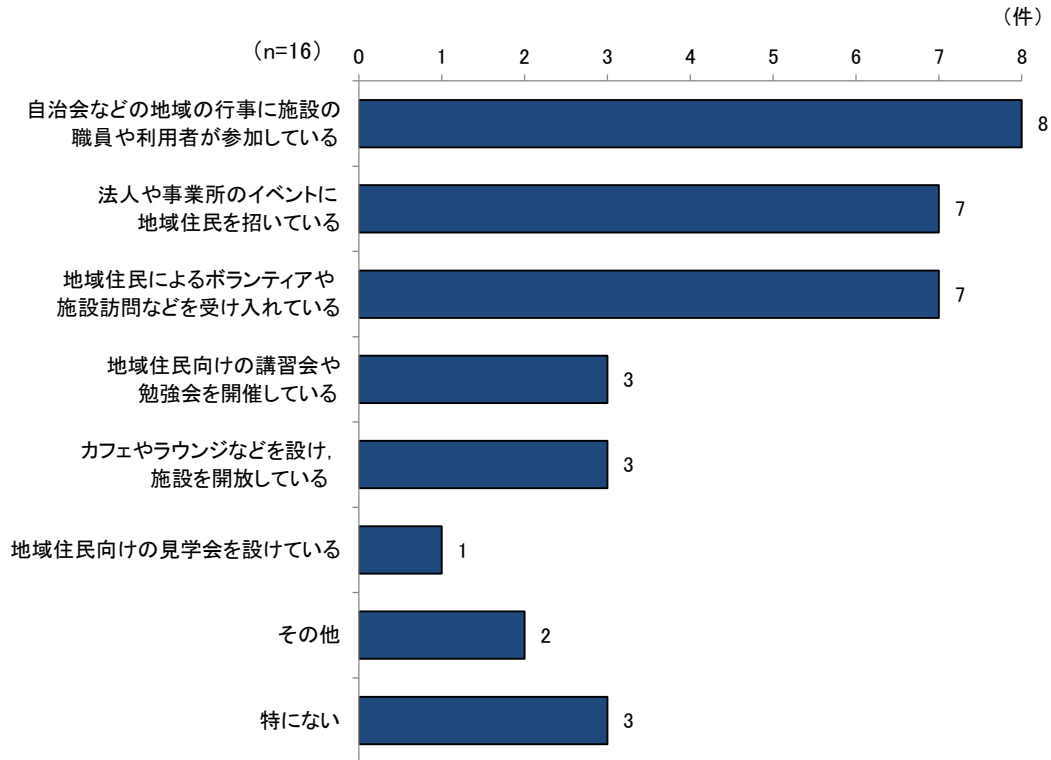
図表 41 不足しているサービスについて定員増員、新規参入が進まない理由



【2】地域住民との交流について

問 貴法人の職員や利用者が、地域の住民と交流する機会がありますか。
(あてはまるものすべてに○)

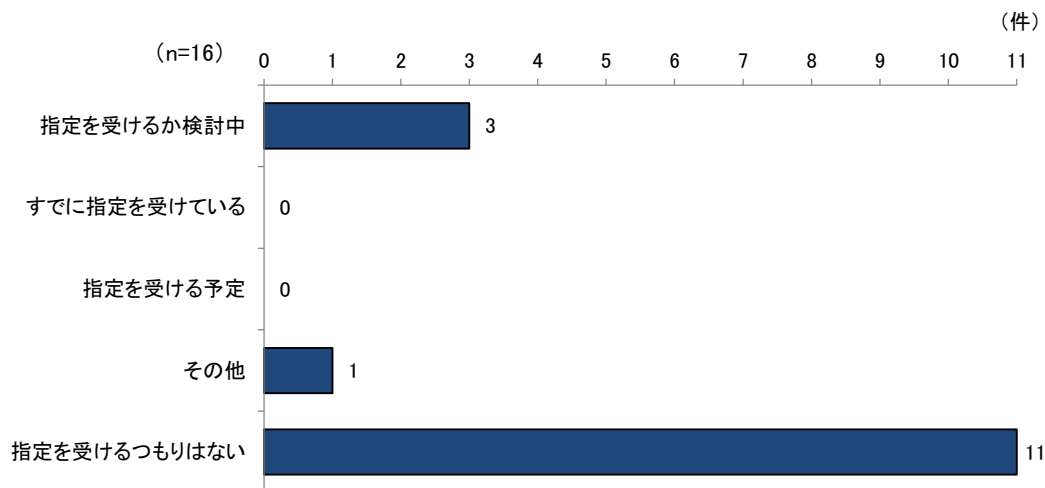
図表 42 地域住民との交流の機会について(全体/複数回答)



【3】共生型サービスの指定について

問 貴法人では、今後共生型サービスの指定を受ける意向はありますか。指定を受ける予定もしくは検討中の場合は、事業種に○をつけてください。(あてはまるものすべてに○)

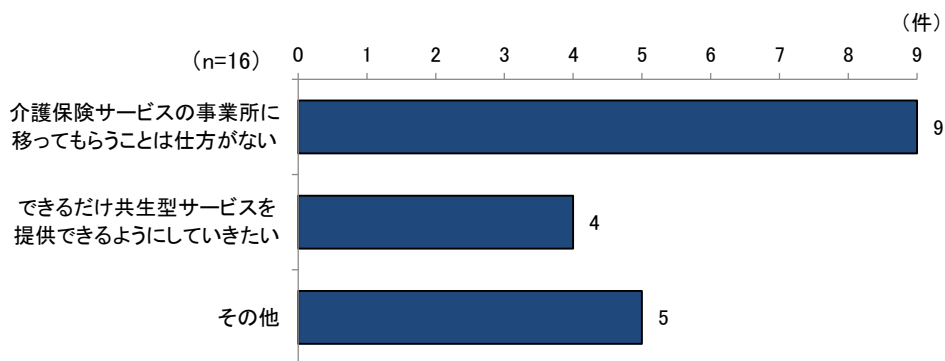
図表 43 共生型サービスの指定を受ける意向があるか(全体/複数回答)



【4】高齢者への支援について

問 65歳を迎えるかたへの今後の支援のあり方についてどのように考えていますか。(あてはまるものすべてに○)

図表 44 65歳を迎えるかたへの支援のあり方について(全体/複数回答)



第3章 計画の基本的な考え方【障がい者福祉計画】

1 基本理念

自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで

本計画は、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することで、「自分らしく」暮らすことのできる社会を実現するため、本市が取り組むべき障がい者福祉施策の方向性を定めるものです。

平成28年に厚生労働省が「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念を公表し、障がい者福祉の分野にもその理念が取り入れられつつありますが、アンケート調査によると、地域共生社会が進んでいると評価している人は少なく、「前進していると感じない」人が過半数となっています。

本計画を推進するにあたり、本市が全庁的に取り組んでいる「健やかに」「幸せに」暮らせる「健幸のまちづくり」の考えを念頭に置くとともに、誰もが、どこでも誰とでも「自分らしく」生活するための選択の機会が確保され、障がい者が地域社会において他の人びとと共生することを妨げられないこと、また障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会を創造していくことが「地域共生社会の実現」につながることから、誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境整備に一層取り組んでいかなければならないと考えています。

本計画では、これらのことを総合的に勘案し、「自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで」を基本理念とします。

2 基本目標

(1) 「自分らしさ」の尊重 ～「自分らしく」過ごす～

アンケートでは、「自由時間の過ごし方」について、障がいの特性にもよりますが、多くの項目で実際の過ごし方と希望する過ごし方の間に少なからず差異がありました（P 28・図表8）。

日常的にさまざまな支援が必要な障がい者は、支援制度の枠により生活に制約を受けがちではありますが、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定等に必要な支援を実施するとともに、障がい者一人ひとりの状況に応じた的確な支援に取り組んでいきます。

(2) 障がい特性等に応じた切れ目のない支援

～ずっと「住み慣れた地域で」過ごす～

アンケートでは、「相談時に困ること」として、「どこに相談したらいいかわからない」という意見が多く（P 39・図表25）、「障がい者が住みよいまちづくりに必要なこと」として「相談体制の充実」、「サービス利用の手続きの簡素化」、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」を求める意見がありました（P 46・図表38）。

障がい者やその家族に対し、ライフステージ、障がい特性等に応じた必要な支援が受けられるよう、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築に努めます。

(3) 地域福祉の推進 ～「共に」「安心して」過ごす～

本市においても、災害時要配慮者への支援が課題になっていますが、要支援者の把握や避難先での配慮はもちろんのこと、地域住民の理解や協力体制は重要です。

アンケートでは、「自力で避難できるか」について約35%が「できない」、「災害発生時に周囲の人に知らせられるか」について約3割のかたが「できない」と回答しています（P 45・図表36）。また、「災害時に近所に助けてくれる人がいるか」については、「いない」または「わからない」かたが全体の約7割を占め、前回（平成26年度）よりも増えています（P 46・図表37）。さらに、「近所に頼りたいこと」として、「特にない」との回答が多いものの、「緊急時の連絡」や「安否確認・見守り」を求める声もありました（P 44・図表34）。

民生児童委員，ボランティア，障がい者団体，社会福祉協議会等の福祉を担うさまざまな団体・組織が互いに連携し，活動を促すなどして，障がい者の生活を支え，自立を促すことにつながる取り組みを推進するとともに，隣近所の助け合いをはじめとした「互助の体制」の形成を図ります。

(4) 社会的障壁の除去および合理的配慮の普及

市民や事業者等に障がいや障がい者に対する理解を深めることで、障がいを理由とする差別をなくし、障がい者の基本的人権を守ります。

また、合理的配慮とは、障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のことをいいます。障害者差別解消法における合理的配慮は、障がい者やその家族などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施にあたり、過重な負担がないものとされています。

アンケート調査によると、障害者差別解消法の「名称も内容も知っている」人は約7%、合理的配慮の「内容を知っている」人は約5%にとどまっており（P40・図表28）、障害者差別解消法の施行から4年経っても障害者差別解消法並びに合理的配慮の普及が十分に進んでいないのが現状です。

このため、地域における障がい理解・差別解消を促進するために、障害者差別解消法や合理的配慮の普及に向けて具体例を提示するなど、啓発や理解促進に努めます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	施策の展開
自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで	1 「自分らしさ」の尊重 ～「自分らしく」すごす～	1 理解と交流の促進 (1) 啓発・広報活動の推進 (2) 交流・ふれあいの居場所づくり (3) 互助の取り組みの推進 (4) 生涯学習(文化, スポーツ等)の振興
		2 保健・医療の推進 (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 (2) 保健・医療・介護・福祉の連携 (3) 精神保健福祉対策の推進
	2 障がい特性等に応じた切れ目のない支援 ～ずっと「住み慣れた地域で」すごす～	3 療育・教育の充実 (1) 早期療育体制の構築 (2) 特別支援教育の充実 (3) 保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の連携体制の構築
		4 自立した生活支援の推進 (1) 障がい福祉サービス等の充実 (2) 障がい児支援の充実 (3) 地域生活移行・定着の促進 (4) 経済的な支援
	3 地域福祉の推進 ～「共に」「安心して」すごす～	5 雇用・就業支援の推進 (1) 障がい者雇用の促進 (2) 総合的な雇用・就業支援施策の推進 (3) 福祉的就労の支援
		6 安全・安心な生活環境の整備 (1) 住まいの場の確保 (2) 移動手段の充実 (3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進 (4) 防災対策の推進 (5) 救急・交通安全対策の推進
	4 社会的障壁の除去および合理的配慮の推進	7 情報提供・相談支援体制の充実 (1) 障がい特性に応じた情報提供の推進 (2) 相談支援体制の整備
		8 差別の解消および権利擁護の推進 (1) 差別解消の推進と合理的配慮の普及 (2) 虐待の防止 (3) 権利擁護の推進

第4章 障がい者福祉施策の展開

1 理解と交流の促進

(1) 啓発・広報活動の推進

現 状 と 課 題

障がい者が地域で生活していくためには、市民一人ひとりが障がいや障がい者に対する理解を深めていくことが重要です。一方で、アンケート全般や関係団体ヒアリングでも、あらゆる場面で障がいや病気への理解が足りないとの意見が多くなっています。

本市では、市広報等により障がいや障がい者の理解を促進する啓発・広報活動を行ってきましたが、十分とは言えない状況であり、さまざまな媒体の利用、また機会を捉えた効果的な啓発・広報活動を推進していく必要があります。

<アンケート自由記述より>

- 他人に本人の痛みがわかってもらえない。
- 現在においても、発達障がいへの理解が乏しく思います。どんな困難があるのか、もっと知ってもらいたいです。
- 私の障がいは心臓なので外見ではわからないため、障がい者の駐車場に札をつるして停めてもじろじろ見られる。階段をゆっくり歩いていたら、若いのにと言われた。
- 内部障がい者に対しての理解がなく、見た目で判断されることが多くストレスを感じる時が多々ある。どうにかしてほしい。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 地域の理解が必要なため、行政がもう少し働きかけてほしい。
- 精神障がいについて、差別や偏見がある。病気の理解が不足している。

今後の具体的取り組み

①	<p>市広報やホームページ等の各種広報媒体を通じ、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及、啓発に努めます。【継続】（ふくし課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな媒体（広報・市ホームページ・SNS・デジタルサイネージ等）を使い、時宜を捉えた効果的な広報 ・理解促進研修・啓発事業（特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会との連携事業など） ・計画の普及、発達障害啓発週間（4月）、障害者週間（12月）の際の啓発、障がいに関する市広報での短期集中連載など
②	<p>障がいに関する正しい理解のため、関係機関・関係団体と連携しながら、市民への啓発活動を展開します。【見直し】（ふくし課，人権課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自発的活動支援事業（関係団体の自主的な活動の促進），市社会福祉協議会との連携 ・人権啓発推進会議による人権啓発活動（人権課）

※【新規】【継続】【見直し】は，令和2年度に本計画を策定した際に，前期計画に掲載されていた取り組みを検証した結果です。以下同様。

取り組み指標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	理解促進研修・啓発事業（事業数）	0	1	1
b	自発的活動支援事業（事業数）	0	1	1

(2) 交流・ふれあいの居場所づくり

現 状 と 課 題

アンケートでは、知的・精神障がい者で近所づきあいが少ない傾向がありました（P 43・図表33参照）が、その一方で、自由時間の過ごし方における実際と希望のギャップについての質問では、「友人や知人と集まって過ごす」が実際よりも希望が高く、「コミュニケーションの機会の提供」や「集まれる場所」があれば実現できるとの意見もありました（P 28・図表8, 9参照）。事業所アンケートでは、地域住民との交流について、「自治会などの地域の行事に施設の職員や利用者が参加している」「法人や事業所のイベントに地域住民を招いている」など、さまざまな機会を創出しているとの回答がありました（P 49・図表42参照）。

豊かな地域社会をつくるのは、人と人との関わり合いであることから、地域における強いつながりを築くには、交流・ふれあい活動の場が重要であると考えられます。さらに、近所で助けを必要としている人がいるかなどを把握し、必要な時に助け合うことができるよう、日常的な交流活動が必要です。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 3障がいのつながるイベントがあればよい。障がい者が主体となって活動できる行事がない。
- 障がい者が遊べるプレイルームの整備

今後の具体的取り組み

①	障がいの有無にかかわらず、市や関係団体が実施する各種イベント等へ多くの人が参加できるように努め、障がい者と地域住民の交流が図られるよう推進します。【新規】（ふくし課） <概要> ・意思疎通支援を希望する障がい者が支援を受けられる体制づくり
②	社会福祉施設等での交流・ふれあい活動に地域の人が参加しやすいよう推進するとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に楽しむことができる交流・ふれあいの場を、関係団体等の意見を聞きながら検討します。【新規】（ふくし課） <概要> ・社会福祉施設等が実施する交流・ふれあい活動の把握、情報提供

③	<p>障がい者団体，また障がい者団体同士の活動を活発化させるため，障がい者等による地域における自発的な取り組みを支援します。【見直し】（ふくし課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・友愛のつどい開催の支援（補助事業） ・自発的活動支援事業（関係団体の自主的な活動の促進）
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	手話通訳者設置事業（設置手話通訳者）	1	1	1
b	手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業（回数）	5	18	18
c	友愛のつどい（回数）	1	1	1
d	自発的活動支援事業（事業数）（再掲）	0	1	1

(3) 互助の取り組みの推進

現 状 と 課 題

アンケートでは、近所に頼りたいこととして、「緊急時の連絡」や「安否確認・見守り」、「話し相手」などのニーズがありました（P43・図表33, P44・図表34参照）。

「互助」とは、友人・近隣など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力です。なかまづくりや住民同士のちょっとした助け合い、自治会活動、民生児童委員、ボランティアグループによる支援など幅広いさまざまな形態が含まれます。

本市では、本計画の上位計画である「第3次坂出市地域福祉計画」に基づき、地域の中の助け合いで解決を図る「互助」の取り組みの強化を重点施策の1つとしています。市民の福祉に対する意識の向上を図るとともに、関係機関、関係団体との連携を強化し、住民主体で地域の課題に取り組む仕組みを構築することが大切です。

また、高齢化や人口減少が進み、地域や家庭、職場という人びとの生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、公的支援でも、さまざまな分野の課題が絡み合っただ複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。このような中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

今後の具体的取り組み

①	障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えるため、地域福祉の中核を担う民生児童委員の活動を支援します。【新規】（ふくし課）
②	手話奉仕員養成研修の周知啓発を行うとともに、市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報の提供やボランティア間の交流を支援します。【見直し】（ふくし課）
③	障がい者団体、また障がい者団体同士の活動を活発化させるため、障がい者等による地域における自発的な取り組みを支援します。【見直し】（ふくし課）（再掲）
④	本計画の上位計画である地域福祉計画の普及啓発を図り、地域福祉活動を推進します。【新規】（ふくし課）

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	手話奉仕員養成研修（参加人数）	2	2	2
b	友愛のつどい（回数）（再掲）	1	1	1
c	自発的活動支援事業（事業数）（再掲）	0	1	1

(4) 生涯学習（文化，スポーツ等）の振興

現 状 と 課 題

障がい者が、文化活動やスポーツ・レクリエーション等に参加することは、自立や社会参加を促進するとともに、生きがいのある生活を送る上でも大きな効果が期待されます。

アンケートでは、仕事以外で参加している団体活動等として、「趣味・文化・スポーツ活動」が相対的に多い一方で、「特に参加していない」と回答したかたも多くを占めています（P 27・図表7参照）。また、別の質問項目では、自由時間のすごし方の実際と希望は、「習い事やサークル，趣味の集まりなどに参加する」「資格取得やパソコン講座などの勉強をする」「ジョギングや球技，水泳など，運動をする」「釣りやキャンプ，ドライブなど，屋外の趣味をして過ごす」「遊興施設（カラオケ，ゲームセンター，パチンコなど）へ出かける」「美術館やコンサート，映画，祭りなどのイベントに出かける」「地域の集まりやボランティアなどに参加する」については“実際”より“希望”のかたが多く，多様な活動の潜在的なニーズが見られます（P 28・図表8参照）。

趣味・娯楽活動や生涯学習，文化・スポーツ活動等は，障がい者の生きがいや社会参加活動の促進につながり，生活の質の向上を図るために大きな役割を果たすことから，多様なニーズに対応した社会参加の促進に向けた取り組みが必要です。

<関係団体ヒアリング調査より>

- 絵を描くということが障がい者にとっての励みでもあり生きがいでもある。
- 障がい者が自由に利用できるスポーツ施設，娯楽施設を希望する。

今後の具体的取り組み

①	<p>障がい者が芸術・文化・余暇活動等を通じて生活のゆとりと豊かさを実感するとともに社会参加ができるよう，創作活動などを行う地域活動支援センターについて適切な支給量の決定に努めるとともに，文化活動等の成果が発表できる場の確保にも努めます。【見直し】（ふくし課，文化振興課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none">・地域活動支援センターを利用するかたに適切な支給決定（ふくし課）・理解促進研修・啓発事業（特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会との連携事業など）（ふくし課）・障がいをもった人たちのアート ふしぎnaたね展（文化振興課）
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②	<p>障がい者スポーツのより一層の普及・振興を図り、スポーツを通じた障がい者の社会参加を促進するとともに、障がい者の健康づくりや生きがいづくり、障がい児の体力づくりのため、スポーツ・レクリエーション活動を支援します。【見直し】（ふくし課，生涯学習課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいがあるかたを対象としたスポーツ教室（カローリング，ボッチャ，卓球バレーなど） ・令和3年度予定のパラリンピック聖火フェスティバル参加
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	理解促進研修・啓発事業（事業数）（再掲）	0	1	1
b	地域活動支援センター（実人員数（人））	92	92	92
c	ふしぎなたね展（回数）	1	1	1
d	友愛のつどい（回数）（再掲）	1	1	1
e	障がい者スポーツ教室（回数）	6	6	6

2 保健・医療の推進

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

現 状 と 課 題

図表1（P23）にあるように障がいの種類はさまざまであり、疾病を原因とする障がいについては、疾病に至る前の健康教育が重要となります。健診の受診を促進することで早期に疾病を発見でき、その後、必要に応じた指導を行うことで予防できる可能性が高くなります。

また、乳幼児における発達障がいなども早期に発見することで早期治療・療育に取り組むことができ、障がいの重度化予防につながります。アンケートでも、発達に課題がある子どものための施策等で、「発育・発達上の課題の早期発見」が重要であるとされています（P37・図表23参照）。

また、生活習慣病をはじめとする慢性疾患は増加傾向にあることから、その予防と生活習慣病由来の病気の後遺症や寝たきりを予防する対策が必要です。

本市では、各種健診による健康管理への支援や健康教育、介護予防事業などにより、疾病等の予防支援に努めています。また、市政出前講座等で地域に出向いたり、市が推進するウォーキングについて正しい知識と実技指導の教育を実施しています。

障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期治療の体制を確立するため、ライフステージの各段階に応じた対応を図るとともに、一層の啓発を行っていく必要があります。

今後の具体的取り組み

①	各種事業やイベント、各地区での健康教育において、各種健診の受診や心身の健康、疾病予防に関する知識等の普及・啓発を推進し、疾病等の予防に努めます。【継続】（けんこう課） ＜概要＞ <ul style="list-style-type: none">・市政出前講座等における健康教育やウォーキングの実技指導など・かいご課と共催の「さかいで健幸まつり&介護の日」で健康づくりについての普及啓発活動を展開
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②	各種がん検診，健康診査を実施し，疾病の早期発見・治療を行うことで，疾病の重症化や合併症による障がいの原因となる疾病等の発生予防を図ります。【継続】（けんこう課，こども課）
③	<p>高齢者等に対する介護予防事業を推進し，高齢者の心身の機能維持・回復などを支援するとともに，高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となり，社会参加の促進を促す機会づくりに努めます。【見直し】（かいご課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・けんこう課と共催の「さかいで健幸まつり&介護の日」で認知症や転倒予防等について普及・啓発

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値			
			令和5年度 中間値	令和6年度 見込値	令和8年度 目標値	
a	乳幼児の健康状態の把握率（%）	100	—	100	—	
b	5歳児健診（受診率（%））	99.1	100	100	100	
c	各種がん検診	胃がん検診 （受診率（%））	3.3	—	5.0	—
		肺がん検診 （受診率（%））	16.9	—	20.0	—
		大腸がん検診 （受診率（%））	14.1	—	17.0	—
		子宮頸がん検診 （受診率（%））	13.9	—	17.0	—
		乳がん検診 （受診率（%））	17.4	—	20.0	—
d	特定健診（受診率（%））	37.3	—	60.0	—	
e	特定健康指導（実施率（%））	24.3	60.0	—	—	

※他計画との整合性を確保するため，令和6年度見込値を記載した。

(2) 保健・医療・介護・福祉の連携

現 状 と 課 題

障がい者の自立促進において医療の役割は極めて大きく、在宅障がい者の緊急時の対応や障がい者医療に関する公費負担医療給付事業等は障がい者の経済的負担軽減の点からも重要です。

アンケートでは、医療機関の受診について、身体障がい者・精神障がい者の8割以上、知的障がい者の約6割で「定期的に受診している」と回答しています（P24・図表2参照）。また、医療について困っていることは、「困っていることはない」人が過半数ですが、複数の診療科を回ることや通院時の付き添いについての困りごとが意見として出されています（P24・図表3参照）。

少子高齢化の急速な進展に伴い、保健・医療・介護・福祉サービスに対するニーズは多様化、高度化しており、疾病予防から治療、介護・福祉までのニーズに応じた多様なサービスが地域において切れ目なく一貫して提供されることが求められます。さらに、地域で安心して生活していくために、専門的な医療等の充実や、医療と介護・福祉サービスの相互の連携強化が重要です。

今後の具体的取り組み

①	心身障がい者医療費助成制度等の各種医療制度の周知を図るとともに、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の周知を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。【見直し】（ふくし課，けんこう課）
②	医療機関等に出向くことが困難な在宅の障がい者や高齢者に対し、適切な医療・看護が提供されるよう、医療機関等と連携を図ります。【見直し】（ふくし課，かいご課） <概要> ・退院時にソーシャルワーカーと連携し、在宅で安心して生活できるよう、障がい福祉サービス等の情報提供を行い、必要なサービスの支給決定につなげる。 ・在宅医療と介護の連携を図る拠点として坂出市医師会に設置した「坂出市在宅医療介護連携支援センター」の活用

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	更生医療の給付（給付決定人数）	146	145	145
b	育成医療の給付（給付決定人数）	7	8	8
c	精神障がい者の医療費の公費負担 （給付決定人数）	831	910	970

(3) 精神保健福祉対策の推進

現 状 と 課 題

こころの健康が保てず、精神疾患にかかる人や社会生活への適応に困難が生じている人が増加しており、高次脳機能障がい・依存症・発達障がい等については、依然として市民の認識が十分とは言えない状況です。

本市では、令和元年度にすべての人がかけがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことのできる社会の実現をめざし、「第1次坂出市自殺対策計画」を策定し、さまざまな要因で心身に不調を来した際には迷うことなく相談できるよう、相談窓口などの情報をわかりやすく提供するとともに、相談に適切かつ迅速に対応できるよう、関係機関との連携の充実を図っています。

アンケートでは、精神障がい者の5割を超えるかたが「経済的なこと」を不安に思っていると回答し、「健康・医療について」や「将来の生活設計」が続いています（P38・図表24参照）。精神障がい者が精神科病院から退院する際、地域生活に不安のある場合や支援を必要としているケースでは、ケース会議による関係者間の情報共有を行ったり、中讃東圏域地域自立支援協議会の地域包括ケア部会においても、地域生活への移行に向けた課題の抽出・検討を行っています。“入院医療中心から地域生活中心へ”という方針に対応していくため、地域生活への移行や地域で暮らしていくための体制整備を進める必要があります。

今後の具体的取り組み

①	各種事業やイベント、各地区での健康教育において、各種健診の受診や心身の健康、疾病予防に関する知識等の普及・啓発を推進し、疾病等の予防に努めます。【見直し】（けんこう課） ＜概要＞ <ul style="list-style-type: none">・こころの健康相談・第1次坂出市自殺対策計画の内容に沿った対応
②	精神障がい者の退院前や退院後に、適宜病院や相談支援事業所等とケース会議を開催し、精神障がい者の地域生活への移行を支援します。【継続】（ふくし課、けんこう課） ＜概要＞ <ul style="list-style-type: none">・精神障がい者地域移行推進キャラバン隊参加を通じた地域生活への移行のためのさまざまな情報提供・地域自立支援協議会の地域包括ケア部会で地域生活への移行に向けた課題の抽出・検討

③	<p>精神障がい者に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。【継続】（ふくし課，けんこう課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな媒体（広報・市ホームページ・SNS・デジタルサイネージ等）を使い，時宜を捉えた効果的な広報 ・理解促進研修・啓発事業（特定非営利活動法人香川県社会就労センター協会との連携事業など） ・計画の普及，発達障害啓発週間（4月），障害者週間（12月）の際の啓発，障がいに関する市広報での短期集中連載など
④	<p>医療，障がい福祉・介護，社会参加，住まい，地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざし，関係者による協議を継続して行います。【新規】（ふくし課，けんこう課，かいご課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会の地域包括ケア部会における協議
⑤	<p>障がい者団体，また障がい者団体同士の活動を活発化させるため，障がい者等による地域における自発的な取り組みを支援します。【見直し】（ふくし課）（再掲）</p>

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	理解促進研修・啓発事業（事業数）（再掲）	0	1	1
b	自発的活動支援事業（事業数）（再掲）	0	1	1

3 療育・教育の充実

(1) 早期療育体制の構築

現 状 と 課 題

障がい児への支援においては、適切な療育を早期に行うことで将来における社会適応能力の向上などが期待できることから、早期発見・早期療育の促進が重要です。アンケートでも、「療育事業の充実」や「発育・発達上の課題の早期発見・診断」について一定のニーズがあると言えます（P37・図表22, 23参照）。

本市では、各種健診・相談に加え、就学前に5歳児健診を行っています。また、発達障がいの疑いのある児童や保護者に対し、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士の専門的な立場から、保護者の相談・教育・グループミーティングを行い、保護者の負担や不安感の軽減を図っています（かもめ教室）。

乳幼児期から学齢期までの発達は、その後の成長にとって大切なものです。障がいや発達に不安がある場合、早期に状況を把握するとともに適切な方法による支援を受けることが重要になります。また、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続的に提供できる体制の充実が必要です。

今後の具体的取り組み

①	各種健診・相談を実施することにより、保健師や医師、言語聴覚士、臨床心理士等の多職種が連携し、障がいの早期発見・早期支援に努めます。【継続】（ふくし課、けんこう課、こども課） ＜概要＞ ・健診未受診者に関し、保育所・幼稚園・認定こども園と連携して勧奨
②	発達障がいに関して情報発信・啓発を行って理解促進を図るとともに、発達段階や年齢等に応じて適切な支援が行えるよう、相談対応や関係機関との情報共有・連携を図ります。また、発達障がいの疑いのある児童や保護者に対し、保健師や臨床心理士による少人数制の相談・教育・グループミーティングによる支援（かもめ教室）を行います。【見直し】（ふくし課、けんこう課） ＜概要＞ ・けんこう課と連携し、適切な療育へつなげる。 ・発達障がいに関する市民への啓発

③	<p>就学前に5歳児健診を行い，特に支援が必要な児童の早期発見・早期介入を図り，一人ひとりの特性に応じた支援を行います。【継続】（けんこう課，こども課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5歳児健診の実施，関係課との連携
④	<p>保護者への子育て相談や教育相談を丁寧に行うとともに，医療，専門機関との連携を図り，巡回相談の実施やケース会議の拡大・充実を図ります。【継続】（ふくし課，けんこう課，こども課，学校教育課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中讃地域特別支援連携協議会の開催 ・ケース会議の充実，関係課との連携体制の構築

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値		
			令和5年度 中間値	令和6年度 見込値	令和8年度 目標値
a	乳幼児の健康状態の把握率（%）（再掲）	100	—	100	—
b	5歳児健診（受診率（%））（再掲）	99.1	100	100	100

※他計画との整合性を確保するため，令和6年度見込値を記載した。

(2) 特別支援教育の充実

現 状 と 課 題

学校教育においては、特別支援教育として、児童生徒一人ひとりの障がい特性およびニーズに応じた適切な指導と支援を行っています。

アンケートでは、通所・通学していて感じることで、「今の保育所や学校に満足している」が半数近くを占めていますが、「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」

「休日などに活動できるなかまや施設がほしい」「通所・通学に時間がかかる」「進路指導が不十分」などといった不満もみられます（P 36・図表21参照）。

障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒が、ともに学び、ともに育つ機会の充実を図るほか、障がいの多様性を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」を確保する、インクルーシブ教育を推進していくことが重要です。

今後の具体的取り組み

①	サポートファイル「かけはし」を活用し、学校等の進級・進学する際や就労の際に、これまでの支援の経過や内容（医療機関、関係機関との連携等）を引き継ぐことで、一貫した支援が行えるよう努めます。【継続】（ふくし課，こども課，学校教育課）
②	障がい児一人ひとりの能力を引き出し、最大限に伸ばしていくため、インクルーシブ教育の理念に基づき、適切な学習の場が選択できるよう、本人や家族の考えを尊重しながら、きめ細かい一貫した就学相談・教育相談を行います。【継続】（こども課，学校教育課）
③	特別支援学級の指導では、障がいの特性に応じた教育方法の工夫・改善に努めるとともに、特別支援学校との連携を図ります。また、障がいの程度が比較的軽い通常の学級に在籍する児童生徒に対し、通級による指導を行っていきます。【見直し】（学校教育課）
④	特別支援教育について、特別支援教育支援員や特別支援学級担任への教育相談や療育相談、研修会を通して指導力の向上に努めます。また、障がい児の教育について理解と認識を深めるため、巡回相談・連携訪問やスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に研修の充実にも努めます。【見直し】（学校教育課）
⑤	学校教育における障がい児に適したICT機器の整備に努めるとともに、学習ソフト等の活用を充実します。【見直し】（教育総務課，学校教育課）

⑥	障がい児に対する切れ目のない支援を行うため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携を深め、総合的支援体制の充実を図ります。【新規】（ふくし課、けんこう課、こども課、学校教育課） <概要> ・医療的ケア児の対応など
⑦	障がいのある児童生徒の特性に応じ、必要な物理的バリアフリーの整備など、合理的配慮に努めます。【新規】（こども課、教育総務課、学校教育課）
⑧	幼児教育や学校教育の中で発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、総合的な学習の時間を利用した福祉体験、ボランティア活動への参加により、障がい者（児）や障がいに対する理解を深め、「心のバリアフリー」の理解を推進します。【新規】（こども課、学校教育課）
⑨	義務教育修了後の進路拡大を図るため、就労・福祉の関係機関や企業との連携を強化するとともに、多様な進路が選択できるよう、能力・適性や障がいの程度に応じた指導・助言を行います。【新規】（ふくし課、学校教育課）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a サポートファイル「かけはし」 （作成率（％））	45	65	80
b 小中学校トイレ整備事業（実施校数）	15	15	15
c 就学等教育相談（件数）	134	110	110
d 特別支援教育支援員 （配置率（％））	幼稚園	100	100
	小中学校	90	100
特別支援教育コーディネーター（配置率（％））	小中学校	100	100
e タブレット導入事業（実施校数）	10	15	15
f 巡回相談（申込人数）	8	8	8

(3) 保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の連携体制の構築

現 状 と 課 題

障がい児やその保護者が、教育、福祉、医療、保健、労働等の関係機関から包括的な支援を受けようとする際に、関係機関に本人等の様体やそれまでの支援状況を伝え、連携のとれた支援を受けられるサポートファイル「かけはし」の活用を促進しています。また、支援のあり方を検討するため、関係者によるケース会議やサービス担当者会議を開催しています。

各関連分野が共通の理解に基づき共働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、必要な支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要です。

就学前教育から学校へ、学校から卒業後の進路先へと、障がい児一人ひとりのニーズに対応して、生涯にわたって一体的に効果的な支援を行えるよう、福祉と教育と就労の3者の施策の連携強化を図ることが重要となっています。

今後の具体的取り組み

①	障がい児に対する切れ目のない支援を行うため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携を深め、総合的支援体制の充実を図ります。【新規】（ふくし課，けんこう課，こども課，学校教育課）（再掲）
②	保護者への子育て相談や教育相談を丁寧に行うとともに、医療，専門機関との連携を図り，巡回相談の実施やケース会議の拡大・充実を図ります。【継続】（ふくし課，けんこう課，こども課，学校教育課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 巡回相談（申込人数）（再掲）	8	8	8

4 自立した生活支援の推進

(1) 障がい福祉サービス等の充実

現 状 と 課 題

アンケートでは、障がい福祉サービス等の現在の利用状況と今後の利用希望について、すべてのサービスで“現在の利用状況”より“今後の利用希望”のかたが多く、サービスに対する潜在的なニーズが見られます（P29・図表10参照）。本市のこれらのサービスの利用実績をみても、利用人数・利用量ともに概ね増加傾向で推移しており、こうした利用動向を踏まえると、今後もさらなるサービスの利用が予想されます。

障害者総合支援法および介護保険法の改正により平成30年4月から「共生型サービス」が創設されました。これにより、障がい福祉と介護保険の両方のサービスを受ける利用者や障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行する利用者が、同一事業所から双方のサービスを受けることが可能となり、利用者の負担が軽減するとともに、人材や施設など限られた地域資源の有効活用が期待されます。

アンケートでは、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行について、「所得の少ない支援の必要な人にとって負担が増えないように考慮してほしい」が最も多く、以下「移行する前に、わかりやすい情報を提供してほしい」「障がいの程度によっては、障がい福祉サービスを利用し続けたい」と続いています（P31・図表13参照）。また、事業所アンケートでは、「今後共生型サービスの指定を受ける意向がある」と回答した法人や、「できる限り共生型サービスを提供できるようにしていきたい」との回答した法人も一定数ありました（P50・図表43、44参照）。

今後、高齢化に伴い、障がい福祉サービスと介護保険サービスを併用する障がい者の増加や、障がい者本人だけでなく、介護する家族が要介護者となることが想定され、障がい福祉制度と介護保険制度の一層の連携が必要になると考えられます。

今後の具体的取り組み

①	障害者総合支援法のもとで、「障がい福祉計画（障がい児福祉計画）」に基づき、障がい者等の障害支援区分または種類および程度、介護を行うかたの状況等に応じて必要な障がい福祉サービス等の支給量を決定し、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。【見直し】（ふくし課）
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②	<p>「地域共生社会」の実現に向け、障がい福祉サービス等のみならず、介護保険事業や高齢者福祉事業との連携を図り、複数の支援やサービスを受けるなど、利用者本位のサービス等の提供に努めます。【新規】（ふくし課，かいご課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生型サービスの提供 ・介護サービス併給時の連携
③	<p>サービス内容や提供事業者等の情報について、相談支援事業所等と連携しながらわかりやすく提供します。【新規】（ふくし課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳受け渡し時、また必要に応じて「福祉のしおり」を提供 ・委託相談支援事業所による情報提供
④	<p>県の施設等に対する実地指導や監査に同行し、適切なサービス提供が行われているか確認するとともに、社会福祉法人の市法人指導監査と連携して必要な指導を行います。【見直し】（ふくし課）</p>
⑤	<p>サービスの利用希望の多いグループホームや短期入所について、事業所に対して既存施設の活用等を含めた拡充の推進を図ります。【継続】（ふくし課）</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームや短期入所のサービスに関し、新規参入や拡充を希望する事業所（法人）に対する情報提供等

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値		
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値	
a	計画相談支援（利用者数）	491	515	530	
b	県の実地指導・監査等への同行（回数）	7	10	10	
c	短期入所	延利用日数（日）	157	199	235
		延利用者数（人）	31	38	44
d	共同生活援助（利用者数）	87	106	109	
e	共生型サービス（事業所）	1	1	1	

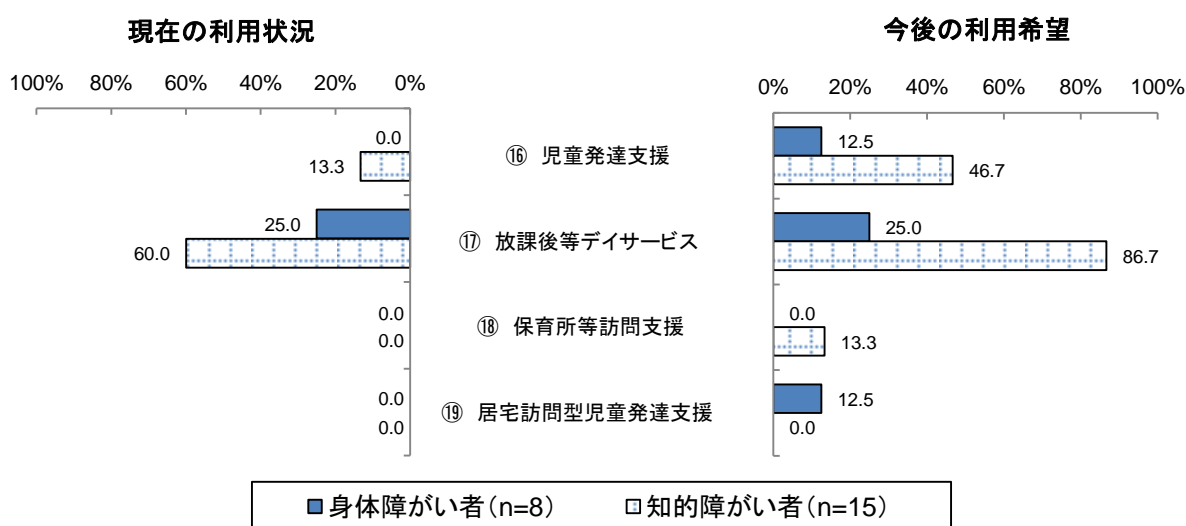
(2) 障がい児支援の充実

現 状 と 課 題

児童福祉法の一部改正に伴い、第5期計画より、市町村において障がい児通所支援や障がい児相談支援の量の見込みや提供体制の確保に係る目標などを示した「障がい児福祉計画」を障がい福祉計画と一体的に策定することとなっています。

アンケートでは、療育や発達支援に関する質問で、わかりやすいサービスの情報提供や保護者に対する相談支援体制の充実を求める声が多くありました（P37・図表22、23参照）。心身に障がいのある子どもや発達の気になる子どもに対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなど障がい児通所支援サービスを利用する障がい児は増加傾向にあり、サービス提供体制の一層の充実が必要です。

【障がい児通所支援の現在の利用状況と今後の利用希望(障がい別:18歳未満のみ)】



また、地域や学校等の違いにより受けられるサービスに差が出ないように、行政、サービス提供事業所、幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校等の関係機関の連携により、障がい児に対する支援体制を充実する必要があります。

さらに、医療技術等の進歩を背景として、日常的に医療的ケアが必要な児童が全国的に増加していることから、医療的ケア児とその家族への支援の充実が求められています。

<関係団体ヒアリング調査より>

●医療、教育、療育がつながっていない。

今後の具体的取り組み

①	障害者総合支援法のもとで、「障がい福祉計画（障がい児福祉計画）」に基づき、障がい者等の障害支援区分または種類および程度、介護を行うかたの状況等に応じて必要な障がい福祉サービス等の支給量を決定し、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。【見直し】（ふくし課）（再掲）
②	サービス内容や提供事業者等の情報について、相談支援事業所等と連携しながらわかりやすく提供します。【新規】（ふくし課）（再掲）
③	県の施設等に対する実地指導や監査に同行し、適切なサービス提供が行われているか確認するとともに、社会福祉法人の市法人指導監査と連携して必要な指導を行います。【見直し】（ふくし課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値		
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値	
a	児童発達支援	延利用日数（日）	154	204	228
		延利用者数（人）	20	26	29
b	放課後等デイサービス	延利用日数（日）	847	960	1,020
		延利用者数（人）	69	80	86
c	障がい児相談支援（利用者数）	115	133	142	
d	医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター（配置人数）	1	1	1	
e	県の実地指導・監査等への同行（回数）（再掲）	7	10	10	

(3) 地域生活移行・定着の促進

現 状 と 課 題

精神障がい者が精神科病院から退院する際、地域生活に不安のある場合や支援を必要としているケースでは、ケース会議による関係者間の情報共有を行ったり、中讃東圏域地域自立支援協議会の地域包括ケア部会においても、地域生活への移行に向けた課題の抽出・検討を行っています。

“入院医療中心から地域生活中心へ”という方針に対応していくため、施設や病院から地域生活への移行にあたっては、円滑な移行ができるよう、移行に至るまでの支援、移行後の地域定着に係る支援の充実が必要であり、地域生活への移行や地域で暮らしていくための体制整備を進める必要があります。

今後の具体的取り組み

①	精神障がい者の退院前や退院後に、適宜病院や相談支援事業所等とケース会議を開催し、障がい者の地域生活への移行を支援します。【継続】(ふくし課, けんこう課)(再掲)
②	医療, 障がい福祉・介護, 社会参加, 住まい, 地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざし, 関係者による協議を継続して行います。【新規】(ふくし課, けんこう課, かいご課)(再掲)
③	地域で安心した生活が送れるよう, 関係機関の協力のもと, 緊急時支援や体験の機会・場の提供を行う「地域生活支援拠点等」を整備し, その機能の充実を図ります。【新規】(ふくし課) <概要> ・地域生活支援拠点等事業の実施と検証(第6期障がい福祉計画の成果目標)

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 地域生活支援拠点等事業 機能充実のための運用状況の検証(回数)	—	1	1
b 施設入所者の地域生活への移行(人)	—	2	1
c 施設入所支援(人)	69	67	67

(4) 経済的な支援

現 状 と 課 題

アンケートでは、世帯の収入源は「自分の年金」「家族の給料や年金」が多く、「自分が働いた給料」は約2割と少ない状況で、仕事での悩みでも「収入が少ない」が最も多い状況です（P31・図表14参照）。また、経済状況はいずれの障がいでも『ゆとりのある生活をしている』と回答した人はわずかで、「普通の生活をしている」と回答した人は身体障がい者、知的障がい者で半数以上となっています。一方で、精神障がい者では『苦しい生活をしている』人が約6割と最も多くなっています（P32・図表15参照）。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、生活基盤が安定する必要があることから、経済的自立に向けた支援を行うことは重要です。各種手当・給付の制度に基づき支給事業を実施しており、引き続き制度の周知を図っていく必要があります。

今後の具体的取り組み

①	医療費の自己負担分の軽減や障害年金のほか、特別障害者手当等の制度、自動車税（環境性能割・種別割）や軽自動車税（環境性能割・種別割）、NHKの受信料等の減免措置、公共交通機関等の運賃割引など、各種制度を広く周知します。【新規】（ふくし課） <概要> ・各種減免、各種サービスの割引、障害年金等の周知（「福祉のしおり」の配布、市ホームページへの掲載など）
②	障がい者の経済的な安定のため、県の心身障害者扶養共済制度を周知し、掛け金を助成します。【新規】（ふくし課）
③	在宅で生活する重度の障がい者を常時介護している家族に対して、介護慰労金を支給し、介護者の日常生活の負担軽減を図るとともに、紙おむつを給付して、その生活を支援し、介護するかたの援助を行います。【新規】（ふくし課）
④	心身障がい者医療費助成制度等の各種医療制度の周知を図るとともに、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の周知を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。【見直し】（ふくし課、けんこう課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 特別障害者等手当（件数）	959	935	935

5 雇用・就業支援の推進

(1) 障がい者雇用の促進

現 状 と 課 題

「障害者雇用促進法」に基づき、事業主は、進んで障がい者の雇い入れに努めるとともに、法定雇用率に相当する障がい者の雇用をしなければならないとされ、現在障がい者の雇用が推進されていますが、その現状は依然として厳しい状況にあります。ハローワークをはじめとする労働関係機関が、障がい者の雇用促進に向け、障がい者と雇用先双方の相談に対応していますが、本市としては、さまざまな支援制度の周知を図ることにより、雇用・就労を促進していく必要があります。

アンケートでは、現在の仕事をどのように探したかを伺ったところ、身体障がい者では「自分で」を除くと「ハローワーク」、知的障がい者では「学校」や「障がい者施設・事業所」、精神障がい者では「障がい者施設・事業所」が最も高くなっています（P33・図表17参照）。就労状況については、「常勤で仕事をしている（障がい者施設での就労を含む）」人は知的障がい者で約3割と最も多く、一方で、就労自体を希望していない人が身体・精神障がい者では最も多くなっています（P32・図表16参照）。仕事をしていない人にその理由を聞いたところ、心身・年齢上の理由で仕事をしない人以外では「受け入れてくれる職場が多くない」「職場まで通うのが難しい」が理由であるとされています（P34・図表19参照）。

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面でも重要であり、障がい者の能力や適性に応じた就労の場を確保していけるよう、関係機関などへの働きかけなどを含めた就労支援に関する取り組みが重要です。

今後の具体的取り組み

①	障がい者の就労を促進するため、商工会議所等の関係団体と連携を図りながら、ハローワーク等の関係機関と障がい者雇用の取り組みおよび啓発の推進を行います。 【継続】（ふくし課、企業活力推進室） <概要> ・地域自立支援協議会就労部会の取り組み
②	「就労移行支援」や「就労継続支援」などの事業を通じ、一般就労への移行者の増加と就労定着支援の推進を図ります。【見直し】（ふくし課） <概要> ・就労移行支援、就労継続支援に係る必要な支給決定

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	中讃東圏地域自立支援協議会就労部会 の開催	11	12	12
b	就労移行支援	延利用日数（日）	70	70
		延利用者数（人）	6	6
c	就労継続支援A型	延利用日数（日）	380	440
		延利用者数（人）	19	22
d	就労継続支援B型	延利用日数（日）	3,125	3,575
		延利用者数（人）	185	215

(2) 総合的な雇用・就業支援施策の推進

現 状 と 課 題

アンケートでは、必要な就労支援について「職場の障がい者理解」が最も多く、以下「短時間勤務や勤務日数などの配慮」「通勤手段の確保」「仕事の内容に合った就労訓練」「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」と続いています（P35・図表20参照）。

障害者就業・生活支援センターでは、障がい者の就労希望に対応し、就職や職場定着が困難な障がい者等の就労の機会の拡充に努めています。

また、市内に居住する障がい者を職場実習に受け入れた事業所が、そのまま実習生を雇用するケースが多く、坂出市独自の障がい者就労支援制度の利用をきっかけとした実習が一般就労につながっていますが、効果は限定的であり、障がい者就労支援制度の周知に努めるとともに、学校や障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携していく必要があります。

今後の具体的取り組み

①	ハローワーク等の関係機関と連携し、企業等の法定雇用率達成に向けた広報・啓発を行うとともに、本市の職員採用においても、障がい者雇用の推進を図ります。【新規】（職員課，教育総務課，企業活力推進室）
②	障がい者がその能力と適正に応じて就労し、社会的役割を担うことによって生きがいを見出し経済的自立ができるよう、関係機関が連携した総合的な就労支援体制の強化を図ります。【継続】（ふくし課） <概要> ・ 就労希望者に対し、自立した日常生活に向けた必要なサービスの支給決定を行う。 ・ 相談支援専門員の関わり ・ 地域自立支援協議会就労部会の取り組みなど
③	坂出市独自の障がい者就労支援制度を活用し、就労機会、就労意欲の促進を図ります。【継続】（ふくし課） <概要> ・ 市在住特別支援学校高等部生徒資格取得費補助金 ・ 障がい者職場実習奨励金 ・ 障がい者就職支度金

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	本市における障がい者の職員雇用率 (市長部局)(%)	1.97	2.6	2.6
	本市における障がい者の職員雇用率 (教育委員会)(%)	0.78	2.6	2.6
b	坂出市在住特別支援学校高等部生徒資格取得 費補助金(支給者数)	1	18	18
c	坂出市障がい者職場実習奨励金(支給者数)	5	15	15
d	坂出市障がい者就職支度金(支給者数)	8	10	10

(3) 福祉的就労の支援

現 状 と 課 題

本市と特定非営利活動法人香川県社会就労センター協議会（高松市）が、障がい者が接客体験などをできる就労体験の場を提供することにより、一般就労の促進を図ることを目的として、障がい者就労体験事業「ヨロコビ・ワゴンセール」を実施しています。

また、障害者優先調達推進法に基づき、率先して市が障がい者就労施設へ物品や役務などを発注していくことで、当該施設の物品等の受注を確保し、工賃の向上に取り組んでいます。

一般就労の促進は、障がい者就労施設・事業所関係者がめざすべきものではありませんが、それが難しいかたや企業等へ就職した後に退職されるかたも存在します。一般就労を希望するかたにとっての訓練の場である就労移行支援のみならず、一般就労が難しいかたに働く場を提供する就労継続支援の存在は重要です。福祉的就労の場は、日中活動の場、社会参加の場、企業就労に向けた訓練の場として重要であり、今後も需要を把握しつつ、福祉的就労の場を確保していくことが求められています。

今後の具体的取り組み

①	坂出市障がい者就労体験事業「ヨロコビ・ワゴンセール」を継続・充実を図ります。【継続】（ふくし課）
②	特に市内事業所をはじめとする障がい者就労施設等の受注機会を拡大し、当該施設等が供給する物品等の需要の増進を図り、もって当該施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立促進につなげるため、市が調達する物品・役務について障がい者就労施設等からの物品等の優先調達推進のための周知に努めます。【見直し】（ふくし課）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a ヨロコビ・ワゴンセール延実習人数 (人/年)	274	200	200
b 障がい者就労支援施設等からの物品等の優先 調達 (千円)	2,286	2,450	3,000

6 安全・安心な生活環境の整備

(1) 住まいの場の確保

現 状 と 課 題

アンケートでは、現在の居住場所は「自分の家」70.8%、「借家・アパート」11.4%、「公営住宅」2.5%となっており、他は施設、病院、グループホーム等で居住しています。今後の希望の居住場所は「今のままでよい」72.9%、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」19.6%で、将来的に自宅で暮らしたい、地域で生活したいというニーズが伺えます（P 26・図表5, 6参照）。また、グループホームの“現在の利用状況”は2.8%，“今後の利用希望”は10.5%となっています（P 29・図表10参照）。

入所施設または長期入院している病院から地域での生活に移行するための住まい、または自宅を出て自立した生活を送る場として、グループホームの充実が求められています。また、自宅で生活を続けたいかたが多くを占めることから、住居が確保できるような支援も必要です。

今後の具体的取り組み

①	市営住宅の老朽化により建て替えを検討する際には、障がい者や高齢者向けの住宅を念頭に置いた整備・改修を行うなど、障がい者等の立場に立った良好な住環境を整備します。【見直し】（建設課）
②	障がい者が地域で自立した生活ができるよう、地域移行支援のサービスを活用した住宅の確保やグループホームの利用・拡充を促進します。【継続】（ふくし課） <概要> ・障がい者等の居住の安定確保を図るため、香川県居住支援協議会が情報提供している「住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅」の活用や、グループホームの家賃について、障がい者の地域移行を進めるため、低所得者への助成を行っています。
③	障がい者の自立促進や介護者の負担軽減のため、住宅改修または改造に対する助成や日常生活用具等の給付を行います。【新規】（ふくし課、かいご課）
④	地域で安心した生活が送れるよう、関係機関の協力のもと、緊急時支援や体験の機会・場の提供を行う「地域生活支援拠点等」を整備し、その機能の充実を図ります。【新規】（ふくし課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	重度障がい者に対する住宅改造助成（件数）	0	1	1
b	日常生活用具（住宅改修費）の支給（件数）	0	1	1
c	地域生活支援拠点等事業 機能充実のための運用状況の検証（再掲）	0	1	1

(2) 移動手段の充実

現 状 と 課 題

障がい者が生きがいのある充実した生活を送れるよう、社会参加の機会を拡大するための取り組みが必要です。アンケート結果では、必要な支援として「外出」が最も多くなっており（P25・図表4参照）、障がい福祉サービスのうち、相対的ではあるものの、「移動支援」や「同行援護」、「行動援護」への一定のニーズがうかがえ（P29・図表10参照）、事業所においても、利用者から望む声が多いが不足していると認識されています（P47・図表39、P48・図表40参照）。

移動支援事業により、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加の促進を図っていますが、障がい者のニーズをすべてカバーしているとはいええない状況であり、地域自立支援協議会において、要件の見直しやサービスのあり方等の検討が必要となっています。

また本市では、JR坂出駅を起終点とした循環バスや、市中心部と郊外を結ぶ路線バス、路線バスが運行していない地区でのデマンド型乗合タクシーを運行するなど、中心市街地の利便性向上と地域住民の移動手段の確保のため、利用しやすく持続可能な公共交通体系の構築に努めています。

また、現在も自動車改造費や自動車運転免許取得の助成等を実施していますが、今後とも、利用者のニーズを把握しながら、必要に応じて新たな助成制度や既存の制度の見直しや拡充を検討し、障がい者の社会参加を促進します。

<アンケートの自由記述、関係団体ヒアリング調査より>

- 通院するのにタクシーチケットがほしい。
- 高齢となり通院にバスを利用するので、無料化や運行の利便性の向上を切に願います。
- 循環バスのルート延長、デマンドタクシーの利便性向上を図ってほしい。
- 今は自家用車に乗れるが、いずれ乗れなくなる。ぜひ家の近くに循環バスの停留所がほしい。

今後の具体的取り組み

①	地域における自立生活および社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障がい者が円滑に外出できるよう、移動支援事業の利用を促進するとともに、他自治体の制度も研究しつつ、助成制度など支援のあり方を検討します。【見直し】（ふくし課）
---	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②	身体障がい者の自動車改造や運転免許取得の助成，重度身体障がい者の介助者用自動車改造の助成により，身体障がい者の社会参加を支援します。【継続】（ふくし課）
③	障がい者等も気軽に低コストで移動できるよう，「坂出市循環バス」や「デマンド型乗合タクシー」等，公共交通機関の利便性向上のための取り組みを推進します。【継続】（都市整備課）

取 り 組 み 指 標

事業		令和元年度 基準値	見込値		
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値	
a	移動支援	総 利 用 時 間	5,052	5,460	5,820
		実 人 員	90	96	102
b	自動車改造助成	介助者用改造助成 （支給者数）	1	2	2
		本人運転用改造助成額 （支給者数）	1	2	2
c	自動車運転免許取得費の助成（支給者数）	1	1	2	

(3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

現 状 と 課 題

障がい者が、身近な地域で安心して生活していくためには、建築物、道路のバリアフリー化の促進による、住みよい生活環境づくりが重要です。

現在、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「香川県福祉のまちづくり条例」等に基づき、すべての人が快適に暮らせるまちづくりに向けた公共施設のバリアフリー化等に努めるとともに、道路等においては、障がい者のみならず、すべての人が安全に利用できる環境整備を推進しているところです。

一方でアンケートでは、外出時に不便を感じることは「公共交通機関の利用が不便」「介助者がいないと外出できない」「障がい者用駐車場が不備、または少ない」「休憩できる場所が少ない」などが多くなっています。前回調査と比較すると、いずれの項目も減少しており、法制面での整備も進み、着実に取り組みが進められてきていると考えられますが、なお既存施設などのさらなるバリアフリー化が課題となっています（P39・図表26参照）。

<アンケートの自由記述，関係団体ヒアリング調査より>

- 歩道の拡幅とバリアフリー化を希望
- 車椅子生活ではあるが、いろいろな人にちょっとした助けを受けています。感謝しています。よく出かけるのですが道がガタガタでタイヤが滑ります。
- 歩道の、段差や坂になっている所を整備してほしい。

今後の具体的な取り組み

①	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、公共施設のバリアフリー化を推進し、障がい者や高齢者が円滑かつ安全に利用できるよう、設備の改善に努めます。【見直し】（ふくし課，政策課，総務課） <概要> <ul style="list-style-type: none">・公共施設等総合管理計画に基づいた総合管理・既存施設の適切な点検，管理
②	街路整備や歩道整備を行い、障がい者等も安全かつ快適に外出できる環境整備に努めます。【継続】（建設課，都市整備課，共働課） <概要> <ul style="list-style-type: none">・市道（建設課），都市計画道路（都市整備課）の環境整備・障がい者等も含めた歩行空間等の積極的な整備推進・交通安全施設の整備・更新など

③	都市公園の整備については、障がい者等も安心して利用できるよう、整備・改修を図ります。【新規】（都市整備課）
---	-------------------------------------------------------

(4) 防災対策の推進

現 状 と 課 題

アンケートでは、災害時に自力で避難ができると回答した人は 56.4%ですが、知的障がい者では 60.9%ができないと回答し（P 4 5・図表 3 5 参照）、災害時に周囲に知らせることができると回答した人は全体では約 6 割でしたが、障がい特性別にみると、知的障がい者では 4 割程度にとどまっています（P 4 5・図表 3 6 参照）。また、災害時に近所に助けてくれる人がいる人は 23.8%で、前回調査からほとんど変わっていません（P 4 6・図表 3 7 参照）。障がい者等に対し、地域の協力により見守りや災害時の安否確認・避難支援を実施する仕組みづくりの構築が必要です。

本市では、地域の自主防災組織等を通じて、避難行動要支援者避難支援計画の周知・啓発に努めていますが、避難支援者の高齢化、自治会加入率の減少等により、避難行動要支援者避難支援計画の作成件数は増加していません。

災害時には、情報提供の充実や避難時の対応が重要となるため、正確な情報を入手できる環境づくりを進めるとともに、日常における啓発活動や避難訓練の実施、避難時における支援体制づくりに向けた取り組みが重要です。

今後の具体的取り組み

①	市広報やホームページ等を活用し、避難所等の情報や防災知識の普及・啓発を図ります。【継続】（危機監理室） ＜概要＞ <ul style="list-style-type: none">・ 広報誌「防災はじめの一步」の連載・ 避難所運営マニュアルにおける要配慮者への対応
②	避難行動要支援者避難支援計画の周知・啓発を推進し、避難支援体制の確立および地域防災力の向上を図ります。【継続】（危機監理室） ＜概要＞ <ul style="list-style-type: none">・ 避難行動要支援者名簿の作成
③	障がい者や高齢者にも配慮した使用しやすい防災機器等の普及に努めます。【継続】（ふくし課，危機監理室，消防本部） ＜概要＞ <ul style="list-style-type: none">・ 日常生活用具の給付・ 防災訓練，防災講話による啓発・ 障がい者等の障がい特性にも配慮した防災機器の普及・ 住宅用火災警報器の普及

④	地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練，防災教育が行われるよう努めます。【継続】（危機監理室，消防本部）
⑤	指定避難所での集団生活が困難な障がい者等に対しては，福祉避難所（二次避難所）を確保するとともに，社会福祉施設等との協力体制を図ります。【継続】（ふくし課，危機監理室）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 避難行動要支援者避難支援計画 (策定済件数 (累計))	48	59	68

(5) 救急・交通安全対策の推進

現 状 と 課 題

これまでも、119番登録制度や発信地表示システムにより、緊急通報時の速やかな災害要請現場の特定と緊急出場までの時間短縮を図ってきましたが、聴覚や発話に障がいがあるかたのための新しい緊急通報システムである「Net119緊急通報システム」を令和2年10月より導入し、緊急事態が発生した際の聴覚障がい者等の円滑な緊急通報手段として期待されます。

また、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てるため、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育を推進しています。

今後の具体的取り組み

①	119番登録制度や発信地表示システム、Net119緊急通報システムなどにより、災害時や緊急時の迅速な救済活動を図ります。【見直し】(消防本部)
②	障がい者や高齢者、その他健康に不安のある人の安全・安心を確保するため、救急医療情報キット(きんとキット)を配布します。【継続】(ふくし課)
③	障がい者が交通事故にあうのを防ぐため、関係機関・団体が共働し、交通ルールやマナーの啓発や交通安全・事故防止教育を推進します。【継続】(共働課)
④	警察等関係機関や地域、企業、各種団体、行政の連携のもと、地域安全体制の充実に努めます。【継続】(共働課)

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a きんとキット市内配布数(個)	332	315	315
b Net119登録件数(R2からの累計)	—	34	40

7 情報提供・相談支援体制の充実

(1) 障がい特性に応じた情報提供の推進

現 状 と 課 題

現在、本市では、目の不自由なかたに広報の内容をテープに録音して送付する「声の広報」や、障がい者や高齢者に配慮し、市ホームページに音声読み上げ機能を搭載するなど、情報提供におけるバリアフリー化を図っています。また、聴覚障がい者が病院等に行く際に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援に取り組んでいます。

さらに、障がい福祉に関する情報については、市広報や市ホームページ等への掲載に加え、窓口での手続きの際に「福祉のしおり」をお渡しするなど、サービスに関する情報提供に努めています。

アンケートでは、サービスの情報を入手する際に困っていることは「どこに情報があるかわからない」が34.0%と多く、以下「情報の内容がむずかしい」「パソコン・スマホなどを持っていないため、インターネットが利用できない」「パソコン・スマホなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない」と続いています（P30・図表11参照）。また、サービスの利用について「どんなサービスがあるのかよくわからない」「どのサービスが自分に合っているのかよくわからない」といった不満が多くなっていることから、情報を得る方法のわかりづらさや制度・サービスのわかりにくさがうかがえ、障がい特性別にみると、精神障がい者において回答した割合が高くなっています（P30・図表12参照）。

障がい福祉サービスの利用支援にあたっては、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、わかりやすさに配慮しつつ、情報提供の充実を図る必要があります。

今後の具体的取り組み

①	障がい者や高齢者を含め、誰もが利用しやすいホームページづくりに努めます。【継続】（秘書広報課）
②	手話通訳者設置事業や、手話通訳者および要約筆記奉仕員の派遣事業により、聴覚障がい者等へ必要な支援を行うとともに、聴覚障がい者等の自立および社会参加の促進を図ります。【見直し】（ふくし課） ＜概要＞ ・意思疎通支援を希望する障がい者が支援を受けられる体制づくり

③	障がい者が必要なサービスを十分に活用できるよう，さまざまな媒体・ツールを使用することで，障がい者に関わる施策や事業，福祉サービス等について，わかりやすい情報提供や窓口対応に努めます。【継続】（ふくし課，けんこう課，秘書広報課）
④	相談支援事業を活用した事業所による情報提供や障がい者団体，障がい者相談員，関係機関等のネットワークを活用し，広く情報提供に努めます。【継続】（ふくし課）
⑤	学校教育における障がい児に適したICT機器の整備に努めるとともに，学習ソフト等の活用を充実します。【見直し】（教育総務課，学校教育課）（再掲）
⑥	図書館におけるデジタイズ図書や，さわる絵本，電子図書の視覚障がい者用図書の購入等，障がい者（児）の利用への対応を充実します。【継続】（文化振興課）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 手話通訳者設置事業（設置手話通訳者） （再掲）	1	1	1
b 手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業 （回数）（再掲）	5	18	18
c 相談支援事業（事業所数）	11	11	11
d 障がい者相談員による相談（延相談件数）	462	500	500

(2) 相談支援体制の整備

現 状 と 課 題

本市では各種相談支援委託事業を実施しており、令和元年度からは、発達障がいに関する相談日を設けてきめ細かな相談体制を整備しています。また、民生児童委員、障がい者相談員など、各地域の中で身近に相談できる体制があります。

その一方で、アンケートでは、相談時に困ることは「どこに相談したらいいかわからない」が最も多く、以下「相談相手が少ない・いない」「相談したいが、苦手でできない」「相談のための手続きが大変」「日時を気にせず連絡できるところがない」などとなっています（P39・図表25参照）。

障がい者が必要なときに気軽に相談できるようにするためには、身近な地域での相談窓口の充実を図るとともに、専門的な支援へとつなげることができる体制の確保が重要であり、相談先の情報提供や身近な相談の場の充実等が求められていることから、中讃東圏域地域自立支援協議会においても、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の必要性などについて議論を始めています。

今後の具体的取り組み

①	障がい者やその家族が、不安を解消したり、さまざまな施策・サービスを円滑に利用し、安心して生活できるよう、窓口だけでなく、電話やメール等、利用しやすいきめ細かな相談体制の充実を図ります。【継続】（ふくし課） <概要> ・相談支援事業（委託）
②	ケース会議を実施し、一人ひとりの状況に応じた適切な対応に努めるとともに、個別事例から明らかになった課題等については、関係機関と連携して解決に向けて取り組みます。【新規】（ふくし課）
③	地域における障がい福祉に関する関係者による連携および支援の体制に関する協議の場である「中讃東圏域地域自立支援協議会」を中心に、相談支援事業の中から出てきた地域の課題に対し、関係機関等の相互の調整を図りながら、その解決に向けた協議を行います。【新規】（ふくし課）
④	地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」に関して、設置の必要性やあり方について、中讃東圏域地域自立支援協議会などで協議を行い、検討を進めます。【新規】（ふくし課）
⑤	発達障がい者（児）や高次脳機能障がい者、難病患者等、障害者手帳を持たない障がい者（児）の相談支援を関係機関と連携して行います。【継続】（ふくし課）

⑥	身体障がい者相談員，知的障がい者相談員，精神障がい者相談員による活動を推進するとともに，専門機関や民生児童委員と連携しながら地域の相談体制を強化します。【新規】（ふくし課）
⑦	医療，障がい福祉・介護，社会参加，住まい，地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざし，関係者による協議を継続して行います。【新規】（ふくし課，けんこう課，かいご課）（再掲）

取 り 組 み 指 標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 障がい者相談員による相談（延相談件数） （再掲）	462	500	500
b 相談支援事業（事業所数）（再掲）	11	11	11
c 基幹相談支援センター機能強化事業 （事業の有無）	無	有	有

8 差別の解消および権利擁護の推進

(1) 差別解消の推進と合理的配慮の普及

現 状 と 課 題

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。

アンケートでは、障害者差別解消法の認知状況を伺ったところ、「名称も内容も知っている」は6.6%にとどまり、「名称を聞いたことがあるが、内容は知らない」が19.1%、「名称も内容も知らない」は65.4%であり、障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」についてはさらに低く（P40・図表27、28参照）、障がい者を対象とした今回のアンケートで低い認知度であったことから、差別を差別と認識していないかたもいるのではないかと危惧されるところです。なお、図表29、30（P41）では、差別を受けた経験・場所についての回答がまとめられています。

当事者も含め、障がいに関する理解を深めるためには福祉教育や人権啓発の充実とともに、障がい者自身も地域社会を構成する一人であることを認識することが重要です。そのために障がいの有無にかかわらず、互いに理解し合い、交流できる機会や場を拡充することや、障がい者自身が地域における活動等に積極的に参加しやすい環境をつくることが重要です。

<アンケート自由記述より>

- なりたくてなった障がいではありません。でも受け入れて生活していても偏見はあります。いつ、障がい者になってもいい様な世の中になればいいです。
- たまに近所で自治会活動に参加していますが、未だに近所の人から「理解が出来ないから参加は控えてくれ」と言われます。正直、自宅にて本人のみでというのも難しいと思います。自立生活は家族のみでやっていて、家族の私自身も「市のふくし課」という感じです。定年や解雇された時の再支援活動においても「不安でしかありません」というのを切実に感じます。

今後の具体的取り組み

①	障がい理由とする差別をなくすため、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発、また「障がい者福祉計画」および「障がい福祉計画」や「障害者週間（12月3日～9日）」などの周知を図り、障がい者の自立と社会参加を推進します。【見直し】（ふくし課）
②	障害者差別解消法などの考え方を市民にわかりやすく普及啓発を行い、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮に関して、「坂出市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、適切な対応・指導を行っていきとともに、すべての市職員が適切に対応するための必要な研修も行っていきます。【新規】（ふくし課） <概要> ・差別解消法の周知啓発
③	中讃東圏域地域自立支援協議会において、差別や虐待情報の共有を図るとともに、事例分析検討会を行い、適切な対応に努めます。【新規】（ふくし課）
④	「坂出市人権尊重のまちづくり条例」により、すべての人が、人間らしく幸せに生きるための人権尊重の社会の実現をめざし、人権啓発を推進します。【継続】（人権課）
⑤	人権擁護委員による人権相談を継続して行います。【継続】（人権課）
⑥	選挙権を障がいのある人が行使できるよう、不在者投票の周知や投票所におけるバリアフリー化などの必要な措置を講じます。【新規】（選挙管理委員会事務局）
⑦	幼児教育や学校教育の中で発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、総合的な学習の時間を利用した福祉体験、ボランティア活動への参加により、障がい者（児）や障がいに対する理解を深め、「心のバリアフリー」の理解を推進します。【新規】（こども課、学校教育課）（再掲）

取り組み指標

指標	令和元年度 基準値	見込値	
		令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a 障害者差別解消法に関し、内容まで知っているかたの割合（％）	6.6	10.0	15.0
b 中讃東圏域障害者差別解消支援地域協議会の開催（回）	1	1	1

(2) 虐待の防止

現 状 と 課 題

平成24年10月1日に坂出市障がい者虐待防止センターをふくし課障がい福祉係に設置するとともに、厚生労働省および香川県の「障害者虐待の防止と対応」に基づき、坂出市における障害者虐待防止対応マニュアルを作成し、関係機関等と連携し、障がい者虐待の予防・早期発見と、虐待を受けた障がい者・養護者への迅速な対応にあたっています。

また、虐待が認められるケースで緊急的な対応が必要な場合、短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保するとともに、地域生活支援拠点等事業の中で、緊急時の一時受け入れ後に必要な対応へつなげていく仕組みを設けています。

しかし、虐待に至る過程には広範かつ複雑なものもあり、対応に苦慮しているのが実情です。適切な対応のためには、対応に携わる職員の資質の向上を図るとともに、障害者虐待防止法の周知・啓発も重要な取り組みになると考えられます。

【坂出市障がい者虐待防止センター(ふくし課)への虐待通報および認定件数】(虐待者別)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養護者	通報等件数	2	1	2	2	5
	虐待認定	1	1	2	1	2
施設従事者等	通報等件数	2	3	3	4	0
	虐待認定	2	1	1	1	0
使用者	通報等件数	0	1	1	0	0
	虐待認定	0	0	0	0	0
計	通報等件数	4	5	6	6	5
	虐待認定	3	2	3	2	2

今後の具体的取り組み

①	施設従事者や家族などによる障がい者に対する虐待を防止するため、窓口である「坂出市障がい者虐待防止センター(ふくし課障がい福祉係)」を中心に、関係機関と連携し、虐待通報の受理、虐待予防や早期発見、虐待を受けた障がい者の保護と自立のための支援を行います。【新規】(ふくし課)
②	障害者虐待防止法の内容について、市民に周知啓発を行います。【新規】(ふくし課)
③	障がい者虐待の防止のため、「坂出市障がい者虐待防止対策協議会」等を定期的開催します。【新規】(ふくし課)
④	中讃東圏域地域自立支援協議会において、差別や虐待情報の共有を図るとともに、事例分析検討会を行い、適切な対応に努めます。【新規】(ふくし課)(再掲)

取 り 組 み 指 標

指標		令和元年度 基準値	見込値	
			令和5年度 中間値	令和8年度 目標値
a	坂出市障がい者虐待防止対策協議会の開催 (回数)	0	1	1

(3) 権利擁護の推進

現 状 と 課 題

アンケートで成年後見制度の認知度を伺うと、前回調査から大きく変わっておらず、利用している人はごくわずかです（P 4 2・図表3 1 参照）。しかし、知的障がい者のニーズとして「金銭管理」を求める意見があり（P 2 5・図表4 参照）、後見人に財産管理を「任せてもよい」「一部なら任せてもよい」と考えている人は多くいることから、制度の潜在的なニーズは低くありません（P 4 2・図表3 2 参照）。当事者や親族の高齢化に伴い、成年後見制度の必要性は今後も高まっていくと考えられます。

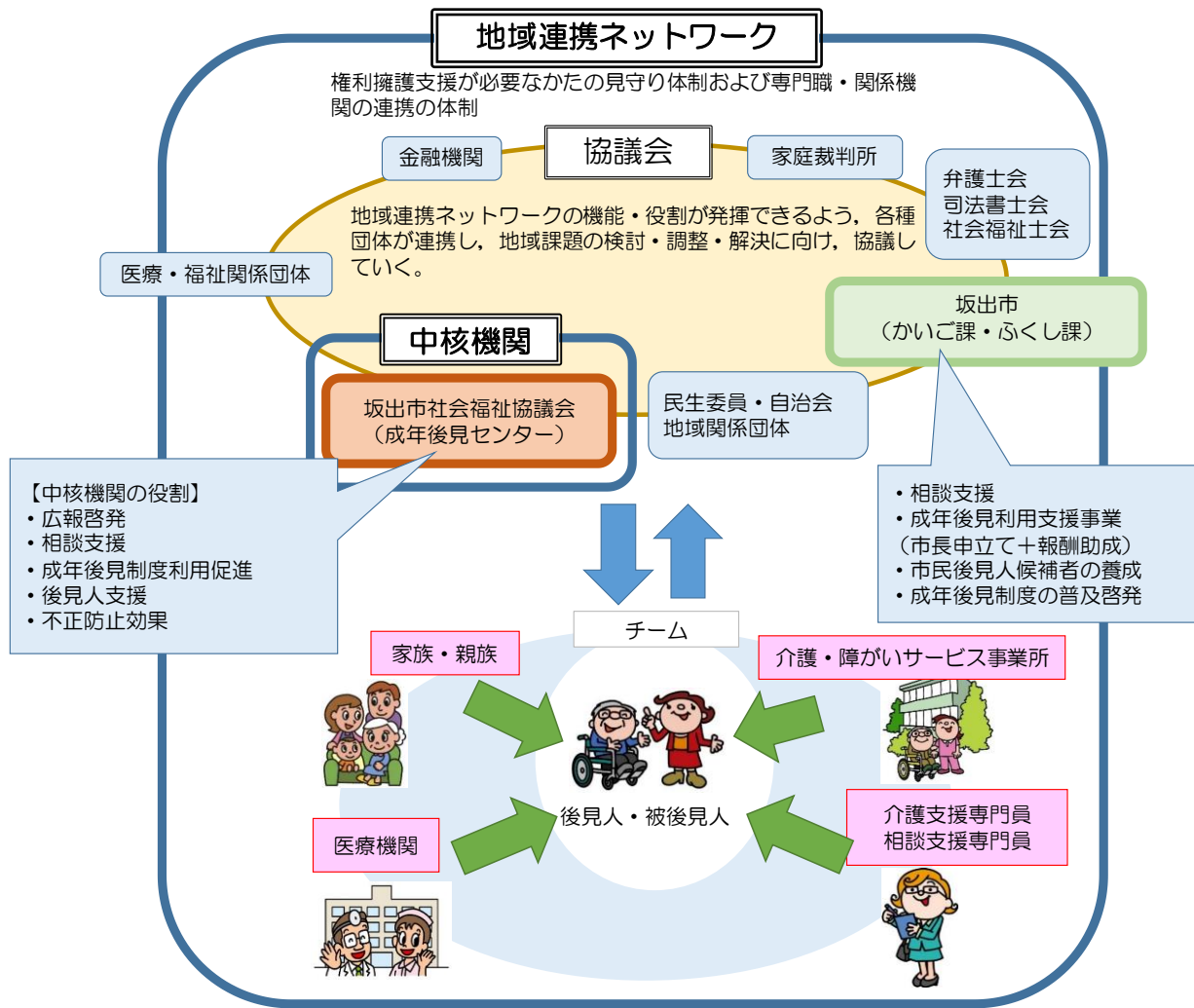
判断能力が十分ではない人を支える重要な手段であるにもかかわらず、成年後見制度が十分に活用されていない実態に鑑み、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

法律および計画では、市町村において、市町村計画の策定、協議会その他の合議制機関の設置、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携ネットワークの構築および当該ネットワークにおいて中核的な役割を果たす中核機関の設置に努めることとされています。本市では、令和2年度より坂出市社会福祉協議会へ委託し、「成年後見制度利用促進体制整備事業」をスタートさせました。「坂出市成年後見センター（坂出市社会福祉協議会）」を中核機関とし、本市や成年後見制度とかかわりのある専門職や関係機関等と連携し、制度の周知啓発や相談支援、利用促進、そして成年被後見人や成年後見人への支援を行う「地域連携ネットワーク」を構築していきます。

今後の具体的取り組み

①	判断能力が低下しても安心して暮らし続けることができるよう、成年後見制度利用支援事業を活用し、成年後見制度の利用が必要な人が適切に利用できるようなするための支援を実施します。【新規】（ふくし課）
②	国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、「坂出市成年後見センター（坂出市社会福祉協議会）」を中核機関とし、本市や成年後見制度とかかわりのある専門職や関係機関等と連携し、制度の周知啓発や相談支援、利用促進、そして成年被後見人や成年後見人への支援を行う「地域連携ネットワーク」を構築していきます。【新規】（ふくし課）

【成年後見制度利用促進体制整備事業のイメージ図】



第5章 第6期障がい福祉計画

1 令和5年度の成果目標

本計画の成果目標として、国の基本指針等に基づき、令和5年度における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 施設入所者の地域生活への移行：令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 施設入所者の削減：令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

- 本市の令和元年度末時点の施設入所者数は69人であり、国の基本指針に即して、令和5年度末までに67人として、2人削減することをめざします。また、令和5年度までに5人が施設入所から地域生活へ移行することをめざします。
- 目標値の達成に向けて、住まいの場や日中活動の場など地域生活基盤の充実に努めるとともに、施設入所者や関係者の意見を聴き、情報収集する中で一人ひとりの状況に応じて地域生活への移行を支援します。

項目	数値	備考
令和元年度末現在の施設入所者数 (A)	69人	
【目標値】地域生活への移行者数	5人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標値
	8.7%	国の基本指針：6%以上
令和5年度末現在の施設入所者数 (B)	67人	
【目標値】施設入所者数の削減	2人	(A) - (B)
	2.9%	国の基本指針：1.6%以上

(参考)施設入所から地域生活への移行者数および施設入所者数の推移

項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
施設入所から地域生活への移行者数	年間実績	3 人	0 人	1 人
施設入所者数	年度末現在	71 人	73 人	69 人

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

○令和 5 年度末までの間、各市町村または各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

- 地域生活支援拠点等事業とは、障がい者（児）の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、地域で安心した生活が送れるようにさまざまな機関が協力し合い、障がい児者を切れ目なく地域で支え合える体制づくりをいいます。
- 平成 29 年 10 月に中讃東圏域の 1 市 2 町が共同して設置した地域生活支援拠点等（1 か所）の充実を図るとともに、地域自立支援協議会において、年 1 回運用状況の評価・検証を行います。また、多様な就労の場の創出、グループホームをはじめとする居住サービスの整備、医療との連携の強化などに向け、市内のさまざまな機関との連携をさらに推進します。

項目	目標
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1 か所
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数	地域自立支援協議会：年 1 回

(3) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- 令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型およびB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
- 就労移行支援については、令和5年度中に令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型およびB型については、それぞれ令和5年度中に令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上をめざすこととする。
- 就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

- 令和元年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数は8人であり、国の基本指針に即して、令和5年度中に11人とすることをめざします。
- 就労移行支援、就労継続支援A型およびB型、就労定着支援の利用促進を図るとともに、本市の就労支援制度の活用や関係機関と連携して雇用・就労の推進に努めます。
- 職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も少なくないことから、多様な雇用の場の創出や職場定着支援の充実とともに、就業面だけでなく生活面における支援も総合的に行われるよう、さまざまな関係機関と連携を図ります。

項目	数値	備考
令和元年度の福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	8人	
【目標値】令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	11人	
	1.38倍	(B) / (A) 国の基本指針：1.27倍以上
就労移行支援から一般就労への移行者数	4人	
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	4人	
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	3人	
令和元年度の就労移行支援の利用者数 (3月実績)	4人	
【目標値】令和5年度の就労移行支援の利用者数	6人	
	1.5倍	国の基本指針：1.30倍以上
令和元年度の就労継続支援A型の利用者数 (3月実績)	15人	
【目標値】令和5年度の就労継続支援A型の利用者数	19人	
	1.27倍	国の基本指針：1.26倍以上
令和元年度の就労継続支援B型の利用者数 (3月実績)	150人	
【目標値】令和5年度の就労継続支援B型の利用者数	185人	
	1.23倍	国の基本指針：1.23倍以上
【目標値】令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数 (C)	8人	
	72.7%	(C) / (B) 国の基本指針：7割以上

(参考)福祉施設から一般就労への移行者数および就労系サービス利用者数の推移

項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
福祉施設から一般就労への移行者数	年間実績	5 人	1 人	8 人
就労移行支援の利用者数	3 月実績	5 人	2 人	4 人
就労継続支援 A 型の利用者数	3 月実績	23 人	21 人	15 人
就労継続支援 B 型の利用者数	3 月実績	140 人	150 人	150 人
就労定着支援の利用者数	3 月実績		1 人	1 人

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

○医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和 5 年度末までに、各圏域および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

- 医療的ケア児支援の協議については、地域自立支援協議会において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携・情報共有・協議を行います。また、令和元年度に医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーターを 1 名配置しており、引き続き医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう体制を維持します。

項目	目標
医療的ケア児支援の協議の場の設置	地域自立支援協議会内で部会を設置し、引き続き協議
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 名

2 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）

障がい福祉サービス等の見込量については、過去の実績や障がい者の利用ニーズ、サービス事業所の整備意向、国の基本指針等を勘案して設定しています。

（1）訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 重度障がい者等包括支援)	総利用時間数 (時間)	1,880	1,910	2,090	2,120
	実利用者数 (人)	104	106	109	111

■見込量確保のための方策

機会を捉えてサービスの内容等の情報を周知するとともに、障がい者やその家族の意向を聴き取り、今後とも必要なサービスの提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練／生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 [A型(雇用型)／B型(非雇用型)]	一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
短期入所 (福祉型／医療型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延利用日数 (日)	2,660	2,680	2,700	2,720
	延利用者数 (人)	134	135	136	137
自立訓練(機能訓練)	延利用日数 (日)	0	20	20	20
	延利用者数 (人)	0	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	延利用日数 (日)	20	20	40	40
	延利用者数 (人)	1	1	2	2
就労移行支援	延利用日数 (日)	50	70	70	70
	延利用者数 (人)	4	6	6	6
就労継続支援A型	延利用日数 (日)	300	320	340	380
	延利用者数 (人)	15	16	17	19
就労継続支援B型	延利用日数 (日)	2,600	2,750	2,900	3,125
	延利用者数 (人)	150	160	170	185

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	延利用者数 (人)	2	4	6	8
療養介護	延利用者数 (人)	18	18	18	18
短期入所(福祉型)	延利用日数 (日)	160	172	184	196
	延利用者数 (人)	31	33	35	37
短期入所(医療型)	延利用日数 (日)	1	3	3	3
	延利用者数 (人)	1	1	1	1

■見込量確保のための方策

就労移行支援や就労継続支援については、関係機関等と連携しながら雇用促進に努めるとともに、障害者優先調達推進法に基づいて定めた本市の調達方針に則り、特に市内事業所からの物品等の調達を推進し、工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図っていきます。

短期入所については、利用希望者を把握するとともに、身近な地域で利用できるよう、事業所情報を提供していきます。

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

■事業の見込量(1か月当たり)

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	95	101	105	106
施設入所支援	利用者数 (人)	69	69	69	67
自立生活援助	利用者数 (人)	0	1	2	3

■見込量確保のための方策

共同生活援助は第5期計画値を上回っており、今後も需要が見込まれることから、必要な情報を提供することで、施設拡充の促進を図っていきます。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業所との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 (人)	500	505	510	515
地域移行支援	利用者数 (人)	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (人)	0	1	1	1

■見込量確保のための方策

相談支援事業所と連携しながら、計画相談支援等の推進に努めていきます。

(5) 障がい児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の訓練を行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。
放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある子どもに対し、授業の終了後や夏休みなどの長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進などを継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら放課後の居場所づくりを推進します。
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援の申請前の相談や申請をするときの支援、障がい児支援利用計画の作成、サービス事業所との連絡調整等を行います。

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターの配置を促進します。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	延利用日数 (日)	170	178	186	194
	延利用者数 (人)	22	23	24	25
医療型児童発達支援	延利用日数 (日)	10	10	10	10
	延利用者数 (人)	1	1	1	1
放課後等デイサービス	延利用日数 (日)	900	920	940	960
	延利用者数 (人)	74	76	78	80
障がい児相談支援	利用者数 (人)	124	127	130	133
保育所等訪問支援	延利用日数 (日)	1	1	1	1
	延利用者数 (人)	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	延利用日数 (日)	8	8	8	8
	延利用者数 (人)	2	2	2	2
医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター	配置人数 (人)	1	1	1	1

■見込量確保のための方策

障がい児通所支援の内容について、必要な情報提供に努めるとともに、家族の意向に応じて必要なサービス提供につなげていきます。

3 地域生活支援事業の見込量（活動指標）

地域生活支援事業は、障がい者（児）がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための、または「心のバリアフリー」の推進を図るための研修および啓発活動を実施することにより、社会的障壁の除去および共生社会の実現を図ります。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	事業数 (件)	1	1	1	1

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	委託等事業所数 (事業数)	1	1	1	1

③ 相談支援事業

ア 障がい者相談支援事業

障がい者本人や障がい児の保護者、あるいは障がい者等の介護者からの相談に応じ、情報の提供および助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整等、権利擁護のために必要な援助を行います。

今後も引き続き、地域自立支援協議会等と連携しながら、事業の推進を図っていきます。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を「基幹相談支援センター」等に配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

基幹相談支援センターに関しては、設置の必要性やあり方について、中讃東圏地域域自立支援協議会などで協議を行い、検討を進めます。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	委託事業所数 (か所)	11	11	11	11
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	無	無	有

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度利用が有効と認められるかたに対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数 (件)	1	2	2	2

⑤ 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者、要約筆記者の派遣

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

イ 手話通訳者設置事業

手話通訳者を市役所に設置し、庁舎内の各種業務において、聴覚障がい者等とのコミュニケーションが必要な場合に手話を用いてその仲介を行います。

手話通訳者をふくし課窓口に継続して設置し、制度の周知や情報提供を行います。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者、要約筆記者の派遣	利用件数 (件)	18	18	18	18
手話通訳者設置事業	配置人数 (人)	1	1	1	1

⑥ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対して、身体介護を支援する介護・訓練支援用具，入浴・食事等の自立生活を支援する自立生活支援用具，ストマ用装具等の排泄管理を支援する排泄管理支援用具等の快適な日常生活を支援するための用具を給付することにより，日常生活の便宜を図ります。

相談支援事業所等の関係機関と連携しながら，制度の周知に努めていきます。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	利用件数 (件)	4	4	4	4
自立生活支援用具	利用件数 (件)	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	利用件数 (件)	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件)	23	23	23	23
排泄管理支援用具	利用件数 (件)	1,300	1,300	1,310	1,310
住宅改修費	利用件数 (件)	1	1	1	1

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成することにより，聴覚障がい者等の福祉の増進および社会参加の促進を図ります。

今後も，支援者の継続的な確保に向けた取り組みを推進します。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	利用件数 (件)	2	2	2	2

⑧ 移動支援事業

円滑に外出できるよう移動を支援し、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進します。

相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、制度の周知に努めていきます。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	総利用時間数 (時間)	5,100	5,220	5,340	5,460
	実人員数 (人)	90	92	94	96

⑨ 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者の日中活動の場として、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

利用希望者に対して、市内外問わず、一定の日中活動の場の提供につながっています。今後も機能強化事業を継続し、安定的な運営と活動の場の確保に努めていきます。

種類	内容
地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、地域で生活する精神障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がいに対する普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する身体障がい者等に機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。
地域活動支援センターⅢ型	地域の障がい者団体等が通所による援護事業を実施します。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅰ型	実人員数 (人)	60	60	60	60
	施設数	4	4	4	4
Ⅱ型	実人員数 (人)	29	29	29	29
	施設数	2	2	2	2
Ⅲ型	実人員数 (人)	3	3	3	3
	施設数	1	1	1	1

(2) 任意事業

① 福祉ホーム

住居を求めている障がい者に対して、居室その他の設備を提供します。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム	実人員数 (人)	3	3	3	3

② 訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅で生活する障がい者に対して、組立式の浴槽を積んだ入浴車が家庭を訪問し、入浴サービスを行います。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	延利用回数 (回)	120	120	120	120
	実人員数 (人)	2	2	2	2

③ 日中一時支援

日中において監護する者がいないとき、事業所等において一時的に見守りをします。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	実績値	第6期計画値		
		令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援	延利用日数 (日)	650	694	738	782
	実人員数 (人)	27	29	31	33

4 その他の新制度への対応

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、児童発達支援センターの整備、保育所等訪問支援事業所を実施する体制、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場、相談支援体制の充実・強化等、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築など、これらへの対応も求められていますが、中讃東圏域地域自立支援協議会等を活用し、広域的な整備のあり方を検討します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 市民・地域・行政等の基本的役割

地域共生社会を実現させていくためには、行政だけでの取り組みでは不十分であり、地域住民との共働が必要となります。また、地域にはさまざまな課題があり、地域の中で活動するボランティア、民生児童委員、社会福祉協議会、社会福祉事業者等が地域福祉の重要な担い手となります。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担うさまざまな主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら共働して計画を推進していくことが重要となります。

① 市民・当事者の役割

地域福祉推進の主役である市民には、福祉サービスの受け手としてだけでなく、担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、支え合う地域社会づくりを推進する役割が期待されています。

また、当事者およびその家族による関係団体等では、障がい者自身が悩みや心配ごとなどを分かち合い、支え合って社会の偏見や差別をなくすために活動しています。さらに、地域活動支援センターでは、地域で生活する精神障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がいに対する普及啓発活動や障がい者同士の交流、利用者が企画するイベント、利用者同士で悩みを共有・相談し合うピアサポート活動も行っており、障がいをはじめとするさまざまな困難を抱える「当事者」の経験が地域の人びとが互いに支え合う体制づくりの一助となると期待されます。

② 民生児童委員の役割

民生児童委員は、地域の人びとが自立して暮らすためのさまざまな支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりを進める役割を果たしています。民生児童委員には「社会福祉に関する活動を行うもの」として、地域福祉の推進に努めることが求められています。また、生活上の課題がありながら福祉サービスの対象とならない人や利用をためらう人への対応、不安や孤独等の心の問題を抱えている人の発見と、それらの人びとを必要なサービス等へつなぐ相談・支援の役割が期待されています。

③ 社会福祉協議会の役割

坂出市社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、行政と共働して、住民や各種団体等との調整役として大きな役割を果たすことが求められています。

また、地域の重要な課題について、地域住民、その他の団体を交えて意見交換等を行い、障がい者福祉施策をはじめとする地域福祉推進を先導していくことが期待されています。

④ 社会福祉事業者の役割

障がい福祉サービス等の提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。

また、多様化する福祉ニーズに対応するため、既存のサービスの充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域住民との交流により、相互の理解を深めることで地域の社会資源として専門性を活かした地域貢献を行うことが期待されています。

⑤ 行政の役割

本市の障がい者福祉施策の推進にあたっては、地域住民や関係団体等の自発的な取り組みも重要です。行政は、市民の福祉向上のため、福祉施策を総合的に推進する役割を担っており、地域住民や関係団体等の自発的な取り組みを促進するため、地域の各種団体の役割を踏まえつつ、相互に連携・協力を図りながら計画的かつ効果的な支援を行っていきます。

また、近年、障がい福祉の施策においては制度改正が多く、利用者が内容を把握しきれない状況があります。今後、利用者の意思でサービスを選択していくためには制度や新規サービスの内容理解を深めていくことが重要であり、市広報や各種パンフレット、ホームページなどさまざまな広報媒体の活用による制度周知を行い、障がいに応じた適切な情報提供と円滑なサービス提供を行います。

(2) 庁内関係各課との連携

障がい者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報等、広範な分野にわたるため、ふくし課が中心となり、庁内関係各課との相互連携を図りながら、計画を推進します。

(3) 関係機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校、国や県の関係機関、大学等の研究機関、また、障がい者団体、医師会、歯科医師会、自治会、民生児童委員、婦人会、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携するとともに、施設の広域利用等、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、中讃東圏域地域自立支援協議会による地域の関係機関とのネットワークを活用し、計画の実現に向けた協議等を行います。

2 計画の点検・評価および改善

本計画については、PDCAサイクルのプロセスに従い、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行います。計画の見直し等については、必要に応じて「坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会」を設置し、全体の総合調整を行います。

点検・評価および改善にあたっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、中讃東圏域地域自立支援協議会等を活用することにより、関係者の意見を聞く中で検討を行っていきます。

資料編

1 坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画策定経過

年月日	内 容
令和2年 6月 4日	第1回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の開催
6月19日～7月 6日	アンケート調査の実施
6月24日～7月10日	庁内ヒアリング調査の実施
7月 3日～7月17日	関係団体ヒアリング調査の実施
7月 3日～7月20日	事業所ヒアリング調査の実施
8月24日	第2回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の開催
10月29日	第3回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の開催
11月19日	第4回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会の開催
令和3年 1月 4日～2月 5日	坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画（案）についてのパブリックコメント（意見公募）を実施
2月 日	市長へ「坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画」に関する提言の提出

2 坂出市障がい者福祉計計画および第6期障がい福祉計画について（提言）

3 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、坂出市障がい者福祉計画を見直し、および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、第6期障がい福祉計画の策定業務を行うため、坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体代表者、公募により選出された者、関係行政機関の職員等をもって構成し、市長が委嘱し、または任命する。
- 3 前項の公募の手続は、市長が別に定める。
- 4 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第1条に定める目的が達成されたときまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、意見または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所ふくし課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(最初の協議会の招集)

- 2 この要綱による最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、協議会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

4 坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会委員名簿

番号	区 分	所 属 団 体	氏 名
1	学識経験者	四国学院大学	富 島 喜 揮
2	〃	坂出市医師会	淡 河 洋 一
3	〃	坂出市歯科医師会	八 木 宏 暢
4	関係団体	坂出市連合自治会	藤 井 正 和
5	〃	坂出市婦人団体連絡協議会	津 山 京 子
6	〃	坂出市民生児童委員協議会連合会	香 川 光 廣
7	〃	坂出市社会福祉協議会	横 田 浩 基
8	〃	坂出市身体障がい者団体連合会	別 府 健 二
9	〃	坂出市手をつなぐ育成会	大 林 セ ツ
10	〃	坂出市精神障害者家族会	河 崎 春 海
11	関係機関	障害者生活支援センターピア（身体）	川 田 恵 子
12	〃	香川県ふじみ園相談支援センター（知的）	石 橋 美 恵 子
13	〃	相談支援事業所わかたけ（精神）	森 亮 治
14	〃	香川県中讃保健福祉事務所	長 町 健 一 郎
15	〃	坂出公共職業安定所	小 松 明 友 美
16	公募委員	市民代表	猪 熊 輝 子
17	〃	〃	土 生 奈 加

5 用語解説

あ

アクセシビリティ

情報やサービス，ソフトウェア等が，どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす用語，利用のしやすさ

アスペルガー症候群

発達障がい的一种で，知能と言語の発達はあるが，対人関係の障がい，コミュニケーションの障がいおよび行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。

医療的ケア児

医学の進歩等を背景として，NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後，引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し，たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な状態にある障害児や重症心身障害児（者）のこと

インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず共に学ぶことを通して，共生社会の実現に貢献しようという考え方であり，平成18年12月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示されたもの。日本においても同条約の批准に向けて平成23年8月に障害者基本法が改正され，「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮」（16条）を行うことが示された。障がいなどの特性に応じたきめ細かな教育により，障がい児の能力を可能な限り伸ばすことが求められている。

か

学習障がい（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する，または推論する能力のうち，特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。原因として，中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定される。Learning Disabilities を訳した教育上の用語。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や，認知症の高齢者，障がいのある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること

高次脳機能障がい

頭部外傷，脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として，記憶障がい，注意障がい，遂行機能障がい，社会的行動障がい等の認知障がいが生じ，これに起因して，日常生活・社会生活への適応が困難になる障がい

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で行われる、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。障がい者一人ひとりの特徴やニーズ、その場の状況に応じた変更や調整など、それぞれ個別の対応となる。なお、民間事業者の場合と国・自治体の場合とでは、障害者差別解消法において法的な位置づけが異なる。

さ

自閉症

脳機能になんらかの質的な障がいがあると考えられ、「人間関係を作ることが苦手」「コミュニケーションの取りにくさ」「特定のものへのこだわりや想像力の乏しさ」といった共通の特徴があり、通常3歳位までに症状が現れる。

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法で位置づけられた、医療・福祉・教育・行政機関等で日常生活を営むのに課題がある人からの相談に対して助言や指導、援助を行う専門職

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がいのある人のために手話通訳を行う人

障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と定義された。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。施行日は、平成28年4月1日。

障害者週間

従来、国際障害者年を記念し、障がい者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障がい者福祉の増進を図るため12月9日を「障害者の日」として定めていたが、平成16年の「障害者基本法」改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められた。

障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために、就業に伴う日常生活または社会生活上の支援が必要な障がい者に対し、福祉部門と雇用部門との連携をとりつつ、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行う機関のこと

障害者総合支援法

「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の一部が改正され、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）に改題されたもの

障害者の権利に関する条約

国連総会において平成18年12月に採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律および自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権および基本的自由について定めた上で、この人権および基本的自由を確保し、促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。昭和22年12月12日公布。障がい児を対象としたサービスは、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編された。

自立支援医療

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

身体障がい

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、脳性麻痺、内部障がい等がある。

スクールカウンセラー

児童生徒の不登校や校内での問題行動などの対応に当たり、専門的な心理学知識や心理援助知識が求められることがあり、各教育機関において、そのような高度な専門的知識を有し、心理相談業務に従事する心理職専門家のことを指す。

スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童生徒に対し、その児童生徒がおかれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材のこと

精神障がい

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障がいにより、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障がい、てんかん、精神薬物による中毒・依存等がある。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法で位置づけられた、精神障がい者に対する相談援助などの業務に携わる専門職

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

相談支援専門員

障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障がい者（児）の全般的な相談支援を行う専門職。相談支援従事者初任者研修の受講、相談支援業務や介護業務での実務経験を満たすことが資格要件とされている（厚生労働省令）。なお、資格は更新制で、5年に一度、相談支援従事者現任研修を受ける必要がある。

た

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと

地域自立支援協議会

障がい福祉に係る多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等、地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。なお、坂出市、宇多津町および綾川町に住所を有する障がい者等への自立のための相談支援事業をはじめとする地域における支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす協議の場とするため、平成18年10月より1市2町で「中讃東圏域地域自立支援協議会」を共同設置している。

地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付等によるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市町村および都道府県が主体となって取り組むさまざまな事業の総称

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの

注意欠陥多動性障がい（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

デイジー（図書）（DAISY: Digital Accessible Information System）

視覚障がいなどで活字の読みが困難なかなのために製作されるデジタル図書の国際標準規格のこと

特別支援学級

知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい等の障がいのある児童生徒のために、小中学校に設置された学級

特別支援学校

従来のもう・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと

特別支援教育コーディネーター

特別支援学校や小中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭。発達障がい児に関する教育相談、福祉・医療等の関連諸機関との連携調整役となる。

な

難病

昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず著しく介護等を要するため家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病、とされている。

は

発達障がい

自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい，学習障がい（LD），注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの

バリアフリー

高齢者，障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し，両者が自由に活動できる生活空間のあり方

PDCAサイクル

Plan-Do として効果的な計画の策定・実施，Check として計画の成果の客観的な検証，Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや計画の改訂という一連のプロセス

福祉避難所

災害時に高齢者，障がいのある人，妊産婦，乳幼児，病者等，一般的な避難所では生活に支障を来す人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され，専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合

ま

民生児童委員（民生委員・児童委員）

民生委員は、「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され，市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が，市町村・都道府県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で，職務は，①地域住民の生活実態の把握，②援助を必要とする者への相談・助言，③社会福祉施設への連絡と協力，④行政機関への業務の協力等である。また，「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

や

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく，可能な限り多くの人が利用できることをめざし，計画・設計することや，そのような状態にしたもの

ら

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のあるかた等を対象として、障がいの早期発見・早期治療または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと

6 相談・支援窓口一覧

関係	所属	電話番号	内容
市	坂出市ふくし課	0877-44-5007	市の障がい福祉担当課 障がい者虐待防止センター
	坂出市社会福祉協議会	0877-46-5078	福祉総合相談
相談支援 事業者 (委託)	障害者生活支援センターピア	0877-56-3070	主に身体障がい相談
	香川県ふじみ園相談支援センター	0877-98-3125	主に知的障がい相談
	あいうえお相談支援事業所	0877-85-6102	主に知的障がい相談
	中讃地域生活支援センター	0877-56-3200	主に精神障がい相談
	相談支援事業所わかたけ	0877-59-0582	主に精神障がい相談
	相談支援センターfine (ファイン)	0877-48-3400	主に精神障がい相談
国・県 (委託含む)	香川県障害福祉課	087-832-3291	県の障がい福祉担当課
	香川県障害福祉相談所	087-867-2696	障がいに関する相談 発達障がい相談 障がい者権利擁護センター
	香川県視覚障害者福祉センター	087-812-5563	視覚障がい相談
	香川県聴覚障害者福祉センター	087-868-9200	聴覚障がい相談
	香川県中讃保健福祉事務所 (中讃保健所)	0877-24-9963	こころの健康相談 子育て相談
	香川県精神保健福祉センター	087-833-5560	精神保健福祉相談 こころの電話相談
	香川県ひきこもり地域支援 センター「アンダンテ」	087-804-5115	ひきこもり相談
	香川障害者職業センター	087-861-6868	就職・雇用相談
	ハローワーク (坂出公共職業安定所)	0877-46-5545	就職相談
	障害者就業・生活支援センター くばら	0877-64-6010	就業相談
	香川県発達障害者支援センター 「アルプスかがわ」	087-866-6001	発達障がい相談
	かがわ総合リハビリテーション センター	087-867-7686	高次脳機能障がい相談
	香川県子ども女性相談センター	087-862-8861	女性相談
	香川県西部子ども相談センター	0877-24-3173	子育て相談

坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画

発行日：令和3年3月

発行者：坂出市ふくし課 障がい福祉係

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

T E L : 0877-44-5007

F A X : 0877-45-7270

E-mail: fukusi@city.sakaide.lg.jp